令和８年度岩手県薬物乱用対策推進本部会議

日　時　令和８年 11 月 13 日（金）
13 時 30 分から 15 時 30 分まで
場　所　エスポワールいわて
３階　特別ホール

次　　第

１　開　　会

２　あ　い　さ　つ

３　本　部　員　紹　介

４　報　　告
(1)　最近の薬物情勢について
（岩手県警察本部）
(2)　岩手県内における取組状況について
（各　本　部　員）

５　事　例　紹　介
「最近の薬物情勢について」
（厚生労働省東北厚生局麻薬取締部密輸対策・情報官　西川　宏幸　様）

６　そ　の　他

７　閉　　会

令和８年度岩手県薬物乱用対策推進本部会議出席者名簿

区　分		職　名	氏　名	代理出席者等		（備考）
				職　名	氏　名	
本部長		岩手県副知事	畑山　栄介			（欠席）
副本部長		岩手県保健福祉部長	小原　重幸			
部員	国の出先機関	盛岡地方検察庁次席検事	煙山　明			
		盛岡少年鑑別支所長	前田　将太			（欠席）
		盛岡保護観察所長	上遠野　俊彦	統括保護観察官	千田　一文	
		仙台出入国在留管理局盛岡出張所長	石川　智泰			
		函館税関釜石税関支署長	赤坂　直英			
		釜石海上保安部長	尾野村　研吾	警備救難課長	志戸前　徹人	
		岩手労働局長	川又　修司			（欠席）
		東北厚生局麻薬取締部長	美上　憲一	密輸対策・情報官	西川　宏幸	
	関係団体	一般社団法人岩手県医師会長	本間　博	事務局総務課長	常谷　淳子	
		一般社団法人岩手県薬剤師会長	村井　利昭			
		岩手県精神保健福祉協会長	大塚　耕太郎			（欠席）
	岩手県職員	岩手県ふるさと振興部長	村上　宏治	学事振興課主幹兼私学振興担当課長	竹原　明	
		岩手県環境生活部長	西野　文香			（欠席）
		岩手県商工労働観光部長	阿部　博			（欠席）
		岩手県医療局長	吉田　陽悦	業務支援課薬事指導監	菊池　英	
		岩手県教育委員会教育長	佐藤　一男	保健体育課総括課長	熊谷　和幸	
		岩手県警察本部長	小野　宏樹	組織犯罪対策課長	浅野　淳	
				人身安全少年課　課長補佐	米島　洋美	
事務局		岩手県保健福祉部健康国保課総括課長	千　葉　智　貴			
		岩手県保健福祉部健康国保課薬務課長	岩　舘　幸　司			
		岩手県保健福祉部健康国保課主任主査	近　藤　誠　一			
		岩手県保健福祉部健康国保課技師	藤　原　優　八			
		岩手県保健福祉部健康国保課技師	山　崎　知　之			

令和8年度岩手県薬物乱用対策推進本部会議　席次図

日時：令和8年11月13日（金）13:30～15:30

会場：エスポワールいわて　3階　特別ホール

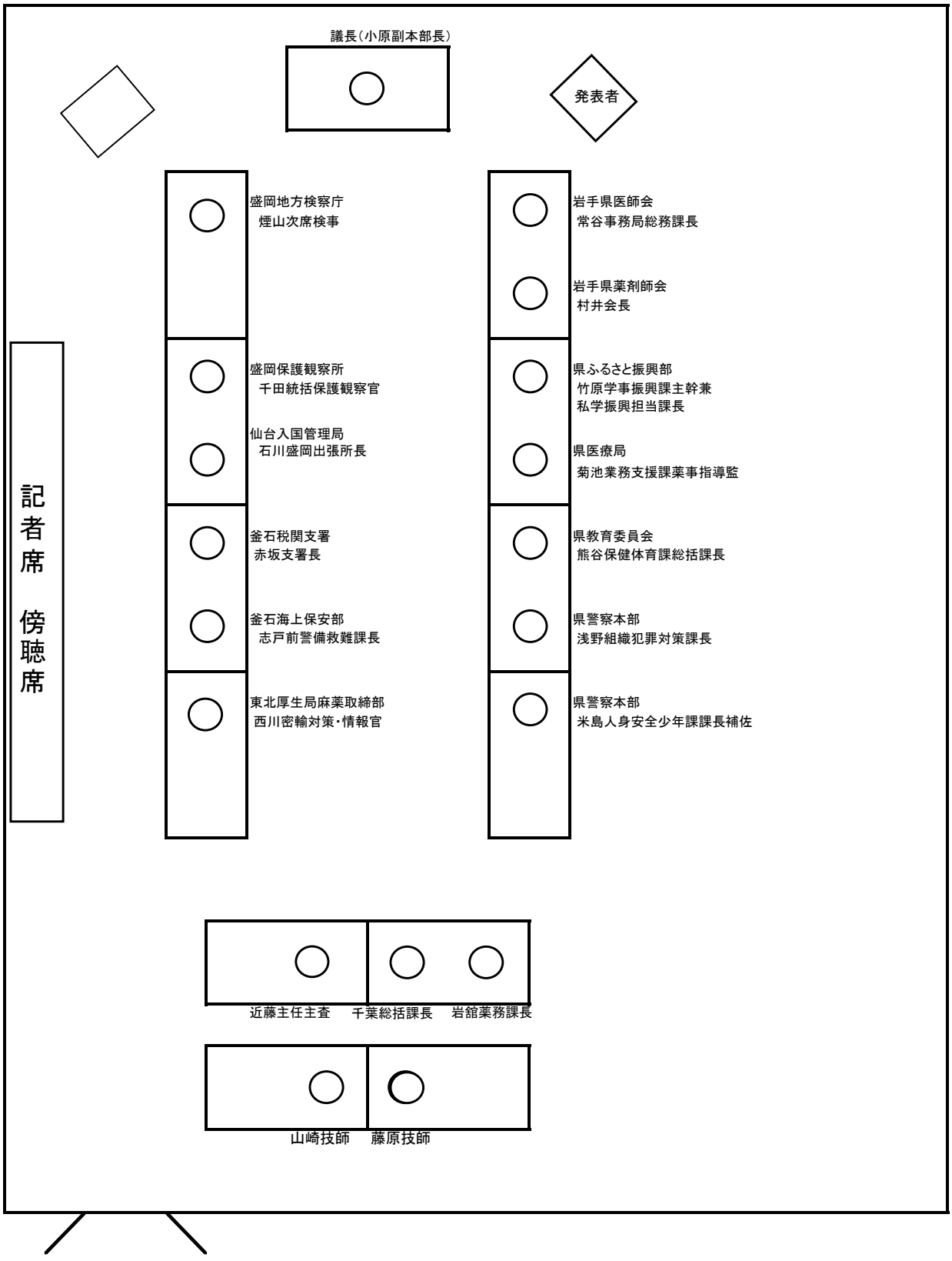

岩手県薬物乱用対策推進本部要綱

（設置）

第１　麻薬・覚せい剤等の薬物乱用防止対策を総合的に推進するため、岩手県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第２　本部の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）　薬物乱用防止の諸施策の推進に関すること。

（２）　関係機関の行う薬物乱用防止対策の連絡調整に関すること。

（３）　その他薬物乱用防止対策の推進に関し必要な事項。

（組織）

第３　本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

２　本部長は、副知事をもって充て、副本部長は、保健福祉部長をもって充てる。

３　本部長は、次に掲げる者に就任を依頼するものとする。

（１）　国の出先機関の職員

（２）　岩手県職員

（３）　その他知事が適当と認める者

（本部長及び副本部長）

第４　本部長は、部務を総理し、会議を主宰する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第５　本部の会議は、本部長が招集する。

（任期）

第６　部員の任期は、２年とする。ただし、補欠により就任を依頼された部員の任期は、前任者の残任期間とする。

（関係者に対する協力要請）

第７　本部長は、必要があると認める場合は、関係者に対し意見の開陳、説明その他の協力を要請することができる。

（庶務）

第８　本部の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

（補則）

第９　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要綱は、昭和５２年９月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

令和８年度岩手県薬物乱用対策推進本部会議
資料

資料№.１　最近の薬物情勢について・・・・・・・・・・・・・・・１ページ

資料№.２－１　「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（概要）・・・・・３ページ

資料№.２－２　「第六次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップ・４ページ

資料№.３　岩手県内における取組・・・・・・・・・・・・・・・・56 ページ

資料№.４　薬物関連相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・　112ページ

資料No. 1

岩手県薬物乱用対策 推進本部会議資料	最近の薬物情勢について	岩手県警察本部 組織犯罪対策課

1　薬物事犯検挙人員

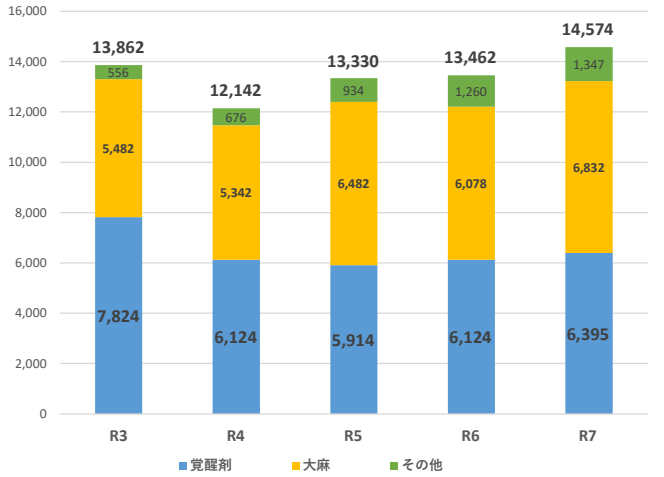

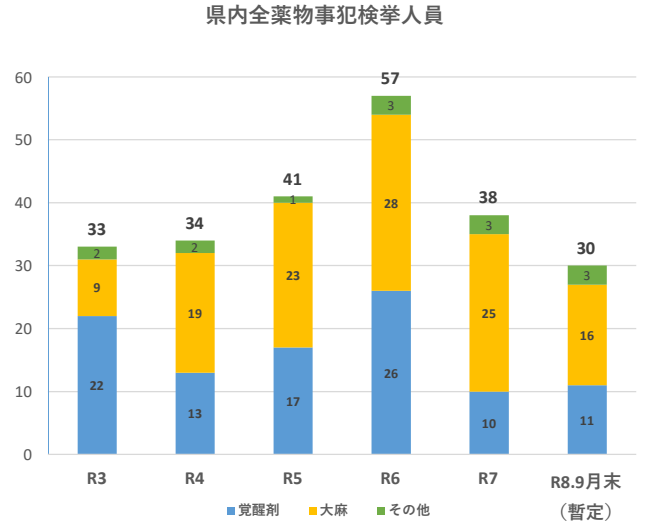

2　覚醒剤事犯検挙人員

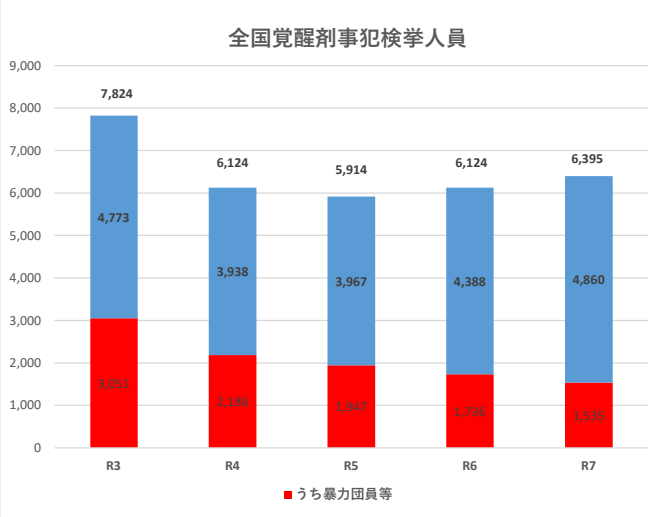

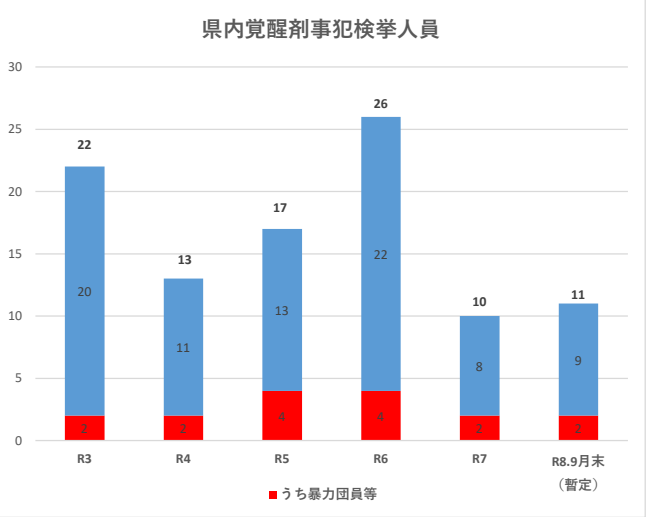

3　覚醒剤押収量

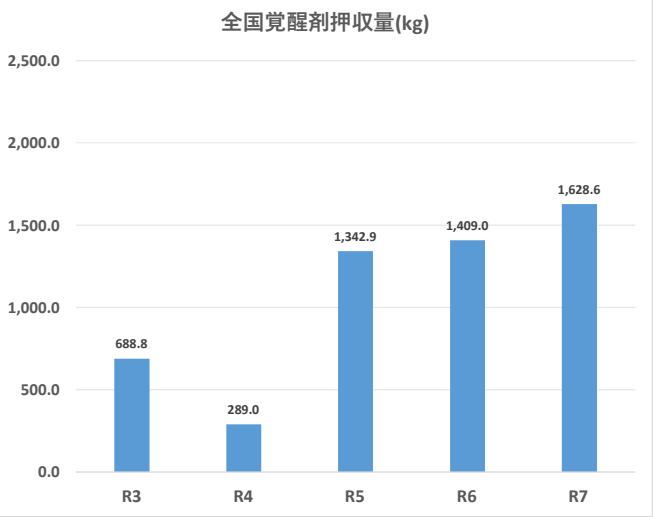

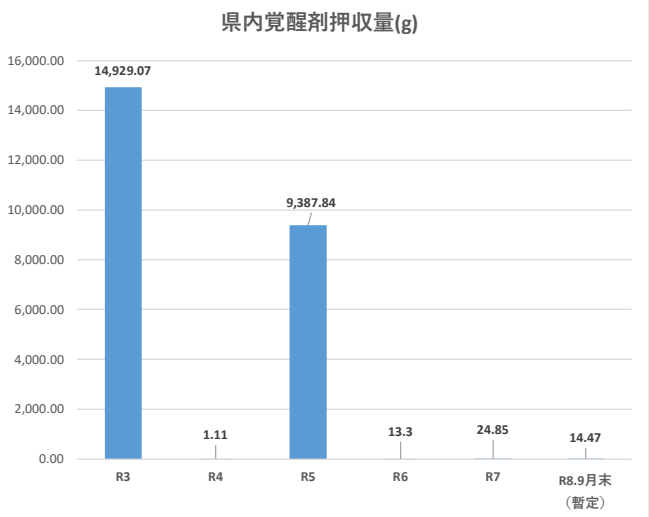

4　大麻事犯検挙人員

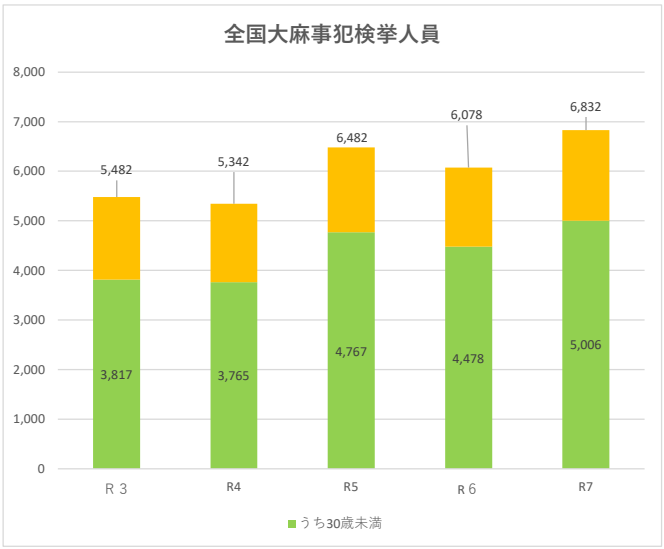

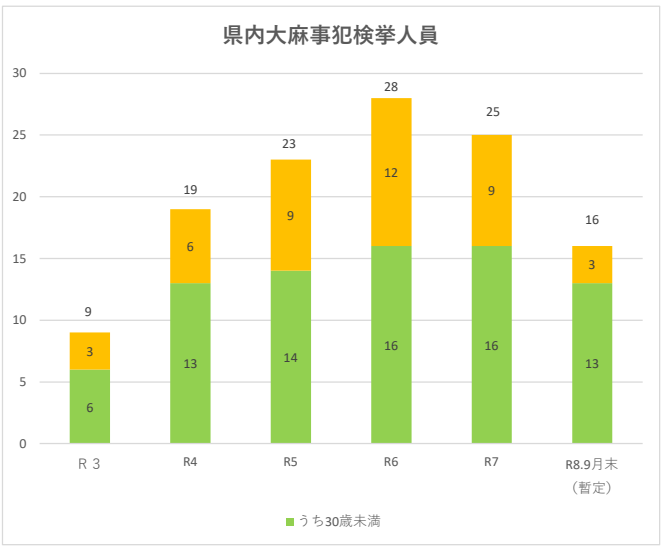

5　大麻押収量

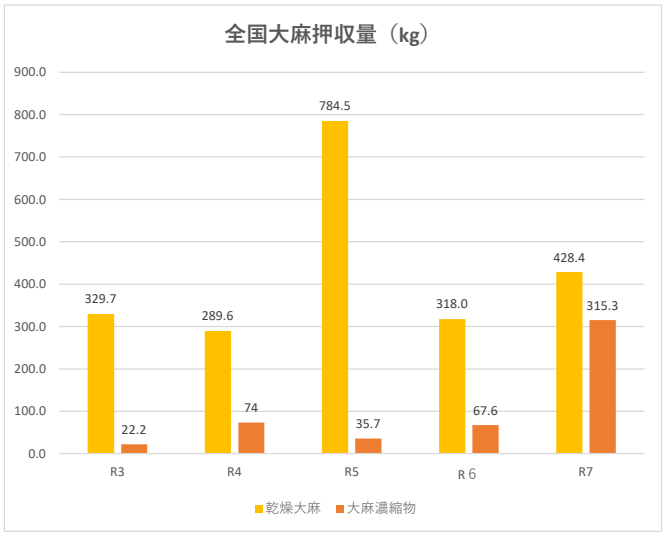

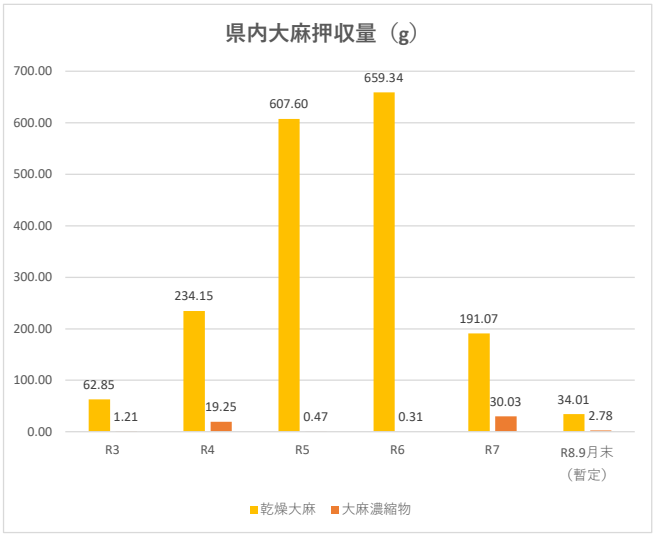

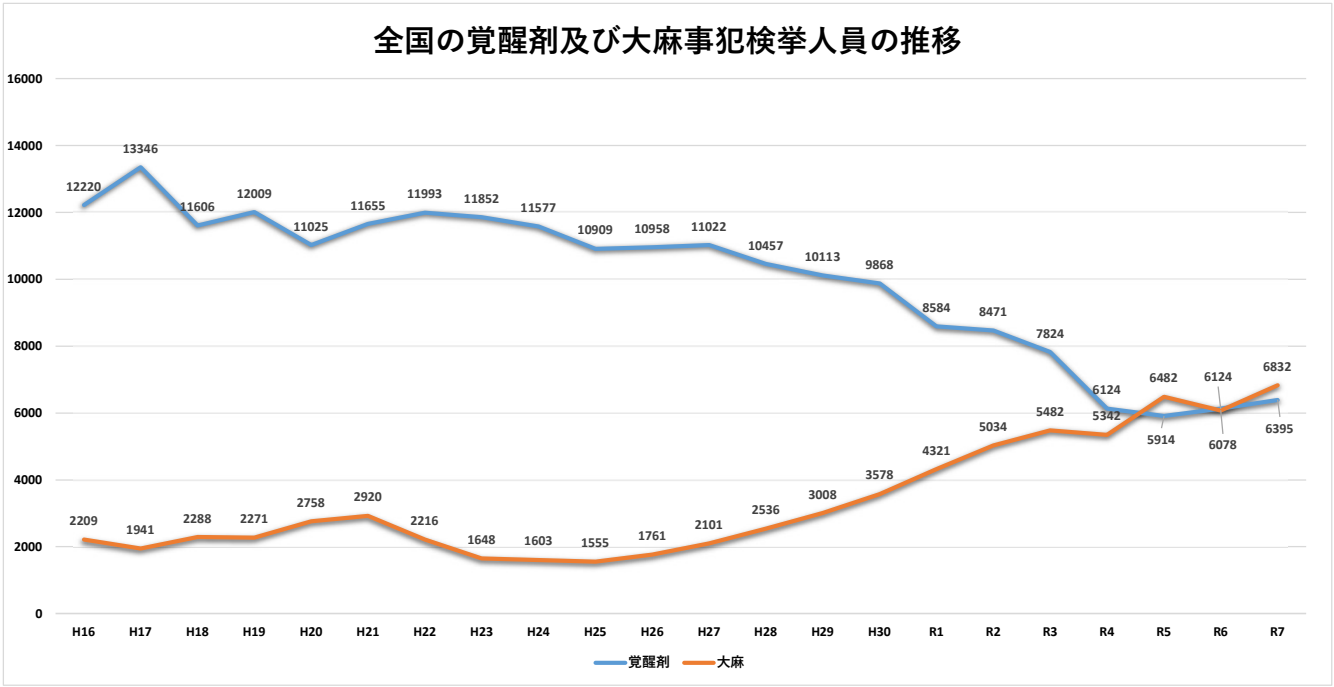

第六次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

資料No.２－１

令和5年8月　薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた５つの視点

・大麻乱用期への総合的な対策の強化　・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化　・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化　・国際的な人の往来増加への対応強化　・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

５つの目標

目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

＜大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知＞
- ○薬物乱用防止教室の充実強化
- ○研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

＜国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化＞
- ○海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
- ○諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資材への反映

＜デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化＞
- ○青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
- ○科学的知見に基づく情報の広報・啓発資材への反映による内容の充実

目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

＜関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施＞
- ○刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進
- ○大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進

＜ 治療等を提供する医療機関等の充実・強化＞
- ○認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実
- ○治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実

＜大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討＞
- ○薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進
- ○支援方針の研究及び支援による効果検証の推進

目標３　国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

＜ 薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進＞
- ○薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- ○合同捜査・共同摘発の推進

＜巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り＞
- ○サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化
- ○大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り

＜ 新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制＞
- ○未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応
- ○未規制物質等の迅速な指定の推進

目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

＜ 密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化＞
- ○関係機関や事件等を通じた情報収集の推進
- ○合同取締訓練実施による取締体制の連携・能力向上

＜大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化＞
- ○コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用
- ○関係機関による捜査手法の共有及び連携強化

＜国際的な人の往来増加への対応としての水際対策＞
- ○ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化
- ○国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施

目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

＜各国・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化＞
- ○薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化
- ○国際機関等との情報共有体制の強化

＜我が国の薬物乱用政策の積極的発信＞
- ○国際的な理解獲得のための積極的な発信
- ○国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

＜海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化＞
- ○薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化
- ○薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化

※項目は主なものを記載

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要

令和８年７月 14 日
薬物乱用対策推進会議

［令和７年の薬物情勢］

- 薬物事犯の検挙人員（医薬品医療機器等法違反によるものを除く。）は 15,186 人（＋1,146 人/＋8.16%）と前年より増加した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は 6,575 人（＋269 人/＋4.27%）と増加しているものの、７年連続で１万人を下回っている。また、大麻事犯の検挙人員については 7,120 人（＋778 人/＋12.3%）と過去最多となり、３年連続で覚醒剤事犯の検挙人員を上回った。
- 覚醒剤の押収量は 1,687.6kg（＋214.3 kg/＋14.5%）と増加した。大麻の押収量のうち、大麻製品（乾燥大麻、大麻たばこ）の押収量は 1,535.1kg（＋1,082.8 kg/＋239%）、THC 類濃縮物の押収量は 334.7kg（＋187kg/＋127%）と前年より増加した。

  また、コカインの押収量は 248.8kg（－52.6kg/－17.5%）と前年より減少したが、MDMA 等錠剤型合成麻薬の押収量は 311,532 錠（＋79,023 錠/＋34.0%）と前年より増加した。
- 薬物密輸入事犯の検挙件数は 541 件（＋132 件/＋32.3%）、検挙人員は 644 人（＋169 人/＋35.6%）と検挙件数、人員ともに増加した。
- 30 歳未満の検挙人員は、覚醒剤事犯が 1,237 人（＋218 人/＋21.4%）と増加した。また、大麻事犯は 5,151 人（＋551 人/＋12.0%）と過去最多であった。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は 64.3%（－2.1%）と前年より減少した。
- 大麻事犯の初犯者率は 72.9%（±0%）であり、依然として初犯者が占める割合が高い。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は 401 人（－344 人/－46.2%）と前年より減少した。

目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 薬物の専門知識を有する各関係機関の職員等が連携し、学校等において薬物乱用防止教室を実施したほか、各種啓発資料の作成・配布を行った。〔文科・警察・法務・財務・厚労〕
- 大麻の乱用拡大が進む若年層に対し、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識を普及するため、大学等や民間企業における薬物乱用防止講習を実施するとともに、有職・無職少年向けや、高校卒業予定者向け等の啓発読本を作成・配布したほか、薬物乱用防止指導員や学校薬剤師等の講師による学校等における薬物乱用防止教室を実施した。〔警察・文科・厚労〕
- 関係省庁のウェブサイトやＳＮＳへの広報啓発資料・動画の掲載をするとともに、広報媒体・手法の工夫として、青少年の目に触れやすい広報媒体を活用し、薬物の危険性・有害性等を強く印象付ける画像等を用いた。また、若年層のうち、インターネット上の行動から大麻への関心が高いと思われる者をターゲットにするなどの広報啓発活動を実施した。〔警察・文科・厚労〕
- 家庭及び地域における広報啓発として、各種運動、薬物乱用防止に関する講演、街頭キャンペーン等、地域住民を対象とした広報啓発活動を実施するとともに、ウェブサイトやリーフレット等の啓発資材に相談窓口を掲載し、広く周知した。〔内閣府・警察・こども・消費者・法務・財務・文科・厚労〕
- 海外渡航者が安易に大麻に手を出したり、「運び屋」として利用されたりすることのないよう、法規制の遵守や有害性を訴えるポスター等を作成し、国際空港における海外渡航者への配布、ウェブサイトやＳＮＳ等で注意喚起を実施した。〔警察・財務・外務・厚労〕

目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 「依存症対策地域支援事業」の実施により、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を推進するとともに、「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により医療従事者の依存症治療に対する専門性の向上を目的とした研修及び地域における相談・治療等の指導者となる人材の養成を実施した。〔厚労〕
- 薬物事犯で検挙された者のうち、保護観察処分が付かない執行猶予判決を受けた者等、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者に対して再乱用防止支援の実施を強化するとともに、パンフレットを配布して全国の薬物依存症相談拠点や家族会等を紹介するなど相談窓口の周知を徹底した。〔法務・厚労・警察〕
- 薬物事犯者の処遇プログラムを担当する職員への研修等の実施により、職員の専門性向上を図るととも

に、「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会実務担当者会議」で議論するなどして、新たな取組の試行を含めた検討を実施するなど、関係機関が連携し、薬物処遇と社会復帰支援に関する対策を実施した。〔法務・厚労〕

● 家族会を開催する民間支援団体等を支援するとともに、保健所及び精神保健福祉センターにおいて家族教室等を実施した。さらに、再非行に走る可能性のある少年やその保護者に対し、積極的に連絡し指導・助言等の支援活動を行った。〔法務・厚労・警察〕

目標３　国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

● 各種捜査手法の効果的な活用に努め、薬物密売組織の中枢に位置する者に焦点を当てた取締りを推進し、令和７年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等 2,155 人を検挙した。〔警察・厚労・海保〕

● 令和７年中、麻薬特例法第 11 条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を 37 人に、同法第 13 条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を 177 人にそれぞれ適用し、没収・追徴額の合計は約２億 4,073 万円に上った。〔法務〕

● ダークウェブ、暗号資産を利用した密輸・密売事犯に適切に対応するため、関係機関との情報共有体制や、サイバー捜査に特化した部門の強化や体制整備を推進し、サイバー空間を利用した薬物密輸・密売事犯に対し捜査を展開した。〔警察・厚労・海保〕

● 令和６年 12 月より、大麻施用罪の取締りが可能となったことから積極的に施用罪を適用し、令和７年中は 730 人を検挙した。〔警察・厚労〕

● 迅速な鑑定体制を構築し、未規制物質や新たな形態の規制薬物の鑑定に対応するため、資機材の整備を行い、薬物分析手法に係る研究・開発を推進した。また、改正法施行後の運用に係る鑑定分析方法等について、関係省庁の実務担当者を集めた会議等を通じ関係省庁間で情報を共有した。〔警察・財務・厚労・海保〕

● 危険ドラッグ等取扱業者に対する取締りを推進し、危険ドラッグの把握に努め、18 物質を新たに指定薬物に指定した。また、令和７年中、すでに指定薬物として規制された物質のうち、麻薬と同種の有害作用等が確認された５物質を麻薬に指定し、規制を強化した。〔厚労〕

目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

● 関係機関間において緊密な連携を取り、捜査・調査手法を共有した結果、統一的な戦略の下に効果的、効率的な取締りが実施され、令和７年中、水際において、約 3,211kg の不正薬物の密輸を阻止し、令和元年以来６年ぶりに３トンを超え、過去２番目の押収量を記録した。〔警察・財務・厚労・海保〕

● 麻薬等の原料物質に係る輸出入の動向及び使用実態を把握するため、国連麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）と情報交換を行うとともに、関係機関と連携し、原料物質取扱業者等に対して、管理、流通状況等にかかる立入検査等を実施した。〔厚労・経産・海保〕

● 訪日外国人の規制薬物持込み防止のため、英語版をはじめとした複数言語版の啓発資材を関係省庁のウェブサイト等に掲載して情報発信するとともに、民間団体等に対して広報協力の働きかけを行うとともに、国際会議や在外関係機関を通じて広報・啓発活動を実施した。〔財務・警察・厚労・法務・外務・海保〕

目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

● 国際捜査共助等を活用し、国際捜査協力を推進するとともに、国際的な共同オペレーションを進めた結果、薬物密輸入事案等を摘発した。〔法務・警察・財務・厚労・海保・外務〕

● 第 68 会期国連麻薬委員会（ＣＮＤ）会期間・再開会期会合、第 69 会期ＣＮＤ通常会合、国連薬物・犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）開催の SMART 犯罪科学プログラムに関する活動及び世界税関機構（ＷＣＯ）のアジア・大洋州地域情報連絡事務所（ＲＩＬＯ　Ａ／Ｐ）が実施する取締プロジェクト等に参加し、参加各国における薬物の乱用状況、乱用対策等に関する情報を入手するとともに、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行い、我が国の立場や取組について情報共有を図った。〔警察・外務・財務・厚労・海保〕

● 国連薬物・犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）や世界税関機構（ＷＣＯ）等との連携による、インド太平洋地域等の法執行機関を対象とした海上法執行を含む薬物取締の能力構築支援や、UNODC を通じた、アフガニスタンやミャンマー等における代替作物の栽培促進支援等を実施した。〔外務・財務〕

【当面の主な課題】

令和７年の我が国の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が 7,120 人と過去最多となり、このうち、検挙人員の７割以上が依然として 30 歳未満の若年層であり、大麻の乱用拡大が継続している状況にあることから、我が国は引き続き「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言える。令和６年 12 月及び令和７年３月に改正法の施行を迎えたところであるが、大麻の乱用拡大を阻止すべく、引き続き関係省庁と連携の上、予防啓発活動や取締りの強化などの対策を徹底していく必要がある。

再乱用防止対策については、令和７年の覚醒剤事犯の検挙人員における再犯者の割合が約６割と高水準にあるほか、改正法案に対する附帯決議において、「大麻を含む薬物事犯者の再乱用防止のため、薬物事犯者に対する長期的な支援を目指した総合的な取組の検討」を求められていることを踏まえ、対策の強化が喫緊の課題となっている。地域社会において、薬物依存症者及びその家族が関係機関の支援を受けられるように環境整備を推進していくことが求められており、薬物依存症治療を実施する医療機関の整備を図るほか、関係機関が連携して薬物依存症者への各施策を一体的に実施していくこととする。

危険ドラッグ事犯の検挙人員については前年に比べ減少したものの、危険ドラッグを摂取したことによる健康被害が報告されている。危険ドラッグの乱用断絶に向け、危険ドラッグ等販売店舗への立入検査を実施するなど関係機関と連携した取締りの強化を行うとともに、包括指定を含めた指定薬物への迅速な指定を行う必要がある。

また、密輸入事犯については、水際での不正薬物全体の押収量は約 3,211kg と前年より増加し、令和元年以来６年ぶりに３トンを超え、過去２番目を記録するなど、極めて深刻な状況となっている。我が国で乱用されている規制薬物の大半は海外から密輸入されたものと考えられており、密輸形態別に見ると、航空旅客及び航空貨物において摘発件数が前年以上となり、特に航空旅客については前年比 29%増となった。このため、関係機関が連携して、民間団体・事業者に対する広報協力の働きかけを行うなど、引き続き、海外渡航者・訪日外国人への規制薬物持込み防止に関する広報・啓発活動を実施していく必要がある。

さらに、近年、欧米諸国においてフェンタニルやニタゼン系物質等の合成オピオイド等の乱用による健康被害が深刻化していることに対して、関係諸国と更なる連携を強化し、国内外への不正薬物等の流入・流出の防止を図る必要がある。引き続き、国際機関等との情報共有や国際会議等への参加による情報収集を行うなど、より一層国際機関や各国機関との連携を強化していくこととする。

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」
フォローアップ

令和８年７月

薬物乱用対策推進会議

目次

目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

（１）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（薬物乱用防止教育の内容の充実強化）
（薬物乱用防止教室の充実強化）
（研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上）
（大学等の学生等に対する薬物乱用防止のための啓発の推進）
（薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進）
（２）有職・無職少年に対する啓発の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（労働関係機関・団体等による啓発の推進）
（インターネット等を活用した広報・啓発の推進）
（薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進）（再掲）
（３）国際的な人の往来の増加に向けた海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・４
（４）国民全体の規範意識の向上に向けた広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進）
（地域における相談窓口の周知）
（街頭キャンペーン等による啓発の推進）
（各種業界団体等への啓発活動）
（関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築及び活用）
（大麻等違法薬物の有害性・危険性等、エビデンスに基づくデジタルツール等の媒体を効果的に活用した広報・啓発）
（意識調査の実施）

目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

（１）薬物依存症者等への医療提供体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（専門医療機関の充実）
（治療が可能な医療従事者の育成）
（２）刑事司法関係機関等が連携した社会復帰につなげる息の長い指導・支援の推進・・・・・・・・９
（矯正施設における効果的な指導・支援の推進）
（保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進）
（保護司適任者の確保と活動基盤の強化）
（更生保護施設における社会復帰支援体制の強化）
（刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進）
（依存度合に応じた効果的な指導・支援の推進）
（大麻事犯者の特性に対応した効果的な指導・支援の推進）
（３）地域社会における本人・家族等への支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

（相談・支援窓口の周知と充実）
（自助グループ等民間団体支援の充実）
（相談・支援に携わる人材の育成）
（刑事司法関係機関と地域社会が連携した社会復帰支援体制の強化）
（４）薬物依存症に関する正しい理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（正しい理解の促進）
（５）薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進・・・・・・・・14
（薬物乱用実態の研究の推進）
（治療回復プログラム等の指導・支援方策の効果検証の推進）

目標３　国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

（１）暴力団、準暴力団等及び国際犯罪組織の薬物密売対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・17
（捜査基盤の整備と連携強化）
（組織の中枢に位置する者に対する取締り強化）
（麻薬特例法等を活用した厳正な科刑の獲得による長期隔離）
（関係機関との情報共有の強化）
（２）薬物犯罪収益対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（薬物犯罪収益等に係る情報集約・分析・活用の推進）
（薬物犯罪収益等の剝奪の徹底）
（薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進）
（３）巧妙化・潜在化する密売事犯への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
（インターネット等サイバー空間を利用した密売事犯への対応強化）
（各国・地域における薬物密売手口と対策に関する情報収集の推進）
（４）大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進）
（５）未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進）
（未規制物質等の迅速な指定の推進）
（６）正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（国内外における乱用実態の情報集約体制の強化）
（向精神薬等を悪用した事案発生防止のための監視・取締りの強化）
（関係機関・団体への指導・監督の徹底）

目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

（１）密輸等に関する情報収集の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（関係機関からの情報収集の推進）
（国民・民間団体等からの情報収集の推進）

（事件等を通じた情報収集の推進）
（組織・装備の強化）
（原料物質の輸出入対策・管理体制の強化）
（２）薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（海上・港湾等における監視・取締体制の強化）
（密輸手口の分析と対応した取締りの推進）
（密輸リスクに対応した取締りの実施）
（巧妙化する密輸手口に対応した取締機器の増強・開発等）
（密輸等に関する薬物分析の推進）
（３）水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
（４）国際的な人の往来の増加に向けた訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・29

目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

（１）国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（条約・協定等を活用した国際捜査協力の推進）
（２）各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化）
（国際機関等と連携した薬物乱用対策にかかる情報共有体制の強化）
（３）国際会議・国際枠組への積極的な参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（情報交換や連携強化による積極的な国際貢献）
（我が国の対策に対する国際的理解獲得のための積極的な発信）
（協定等を活用した各国関係機関との情報交換）
（４）主要な仕出国・地域等との協力体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
（技術支援等を通じた国際連携の強化）
（薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等と連携した取締体制の強化）

※備考

・本フォローアップ「取組内容と結果」内の【】内の文字は担当府省庁の下記略称を示す。

略称	官	内	警	消	こ
府省庁名	内閣官房	内閣府	警察庁	消費者庁	こども家庭庁

略称	総	法	外	財	文
府省庁名	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省

略称	厚	経	国	海
府省庁名	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	海上保安庁

・本フォローアップ「取組内容と結果」内の[　]内の文字・数字は、上記略称・令和７年度予算を示す。

（例）[厚：予算 1,000 千円]（[厚生労働省：令和７年度予算 1,000 千円]）

凡例

1　法令の略称

法令の略称は、次のとおり用いる。

【略称】	【法令】
改正法	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和５年法律第 84 号）
麻向法	麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成３年法律第 94 号）
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
入管法	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）

2　条約の略称

条約の略称は、次のとおり用いる。

【略称】	【条約】
麻薬新条約	麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（平成４年条約第６号）

目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

（１）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
薬物乱用防止教育の内容の充実強化	学校の教育活動全体を通じた薬物乱用防止教育の指導	学校における薬物乱用防止に関する指導は、学習指導要領に基づき、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科を中心に、学校の教育活動全体を通じて指導を行うよう様々な研修会等において周知した。【文】
	児童生徒に対する薬物乱用の理解向上のための指導方法の工夫の周知	教職員に対する研修会等を通じて、児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性についての正しい知識や規範意識を身に付けられるよう指導方法の工夫を行うよう周知した。 また、（公財）日本学校保健会を通じて「薬物乱用防止教育のスライド資料集」の使用に関する手引きを作成し、各学校に配布するとともに、文部科学省ウェブサイトに掲載した。【文】
	科学的知見に基づく薬物乱用防止に関するパンフレットや教材の作成・配布	薬物乱用防止に係る正しい知識を普及するため、こどもの発達段階に応じ、小学校６年生の保護者向け、高等学校卒業予定者向け、青少年（有職・無職少年）向けの３種類の薬物乱用防止に関するパンフレットや教材を作成し、小学校６年生の保護者向け122万２千部、高等学校卒業予定者向け92万７千部、青少年（有職・無職少年）向け18万５千部を各学校等に配布するとともに、厚生労働省ウェブサイトに掲載した。【厚】 *［予算19,615千円］*
		広報・啓発に従事する警察職員による活用や国民への配布を目的に、薬物乱用の危険性・有害性に関する情報、薬物乱用者の手記等で構成するパンフレット「薬物乱用のない社会を」を作成し、警察庁ウェブサイトに掲載するとともに、都道府県警察へ配布した。【警】 *［予算3,132千円の内数］*
		児童生徒の発達段階に応じ、薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説した小学校５年生、中学校１年生、高等学校１年生用の啓発教材を文部科学省ウェブサイトに掲載した。【文】
薬物乱用防止教室の充実強化	すべての中学校及び高等学校における年１回の薬物乱用防止教室の開催及び地域の実情に応じた小学校における開催	児童生徒等に薬物乱用に関する正しい知識や規範意識を身に付けさせるため、専門知識を有する関係機関の職員等の協力を得て、小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室の開催に努めるよう研修会等において指導した。【文】
		警察職員が小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室に講師として赴き、薬物乱用の危険性・有害性等について講義を行った。【警】
	関係機関が連携した薬物乱用防止教室で活用するための有効な資材の研究・開発	薬物乱用防止教室において活用できる有効な資材等について、関係省庁が参加する各種会議の場等を活用し、情報交換や検討を行った。【厚、警、文】

	薬物の専門知識を有する関係機関の職員の連携による薬物乱用防止教室の充実強化	薬物乱用防止教室を充実強化するため、薬物の専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携して薬物乱用防止教室に関わるとともに、各種啓発資料の作成・配布を行った。【文、警、法、財、厚】 少年鑑別所において、地域援助として、学校等の依頼に応じた薬物乱用防止を含む授業（法教育）を実施した。【法】
	薬物乱用防止広報車の活用等による児童生徒の薬物乱用根絶意識の向上	イベント会場等において、薬物乱用防止広報車を活用して薬物の標本やパネル等の展示等を実施した。【警】 *［予算 4,062 千円］*
	学校警察連絡協議会等を通じた情報交換による学校と警察等の関係機関との連携強化	学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、薬物の危険性・有害性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡を要請した。【警】 少年鑑別所において、地域援助として、学校等の依頼に応じて、学校警察連絡協議会等に参加し、薬物乱用防止を含む助言や研修、講演等を行った。【法】
	薬物乱用防止教室等に対する薬物乱用防止指導員等の講師派遣や教材提供	児童生徒等に対する薬物乱用防止の啓発を推進するため、教育機関等において開催される薬物乱用防止教室等に対し、要請に応じて薬物乱用防止指導員等の講師派遣や教材提供を行った。【厚】 *［予算 53,630 千円］*
研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上	薬物乱用防止教育の指導方法及び指導内容の充実強化	薬物乱用防止に関する指導者等の資質向上を図るため、（独）教職員支援機構における健康教育指導者養成研修で、教職員、教育委員会関係者を対象に指導方法及び指導内容について講演を行った。【文】 薬物乱用防止に関する指導者等の資質向上を図るため、警察職員が、教育委員会等主催の研修会へ参加して、学校関係者に薬物乱用防止に関する講演を行った。【警】 薬物乱用防止教育に携わる指導者の育成及び資質向上を図るため、指導者に対する研修や講習を実施するとともに、最新かつ正確な薬物知識と各発達段階別の指導内容を盛り込んだ資材等を薬物乱用防止指導員に提供した。【厚】 *［予算3,724千円の内数］*
	教員以外の指導者のための研修会の充実	指導者の資質向上を図るため、（公財）日本学校保健会が作成している「薬物乱用防止教室マニュアル−令和５年度改訂−」を参考にしつつ、関係機関との連携を図りながら薬物乱用防止教室指導者研修会等の内容の充実を図るよう学校の設置者等と連絡協議を行った。【文】
	薬物乱用防止指導員の育成と資質向上	薬物乱用防止指導員の育成及び資質向上を図るため、薬物乱用防止指導員に対して、指導用テキストの配布及び研修動画の配信を実施した。【厚】 *［予算3,724千円の内数］*
大学等の学生等に対する薬物乱用防止のため	大学等の学生に対する薬物乱用防止に関する啓発活動の実施	薬物乱用防止に関する啓発を推進するため、学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレットを文部科学省ウェブサイトに掲載するとともに、大学等へ周知・啓発を実施した。【文】

の啓発の推進		学生等に対して薬物乱用防止の正しい知識を普及するため、高等学校卒業予定者向けの啓発読本を作成し、配布するとともに、薬物乱用防止啓発事業等の機会において、若年層による乱用が拡大している大麻をはじめとした薬物の乱用防止に係る啓発を実施した。【厚】 *［予算 19,615 千円の内数］*
		薬物乱用による危険性・有害性等についての理解を深めるため、パンフレット等を活用して、大学、専門学校の学生等を対象とした薬物乱用防止講習を実施した。【警】
	大学等の学生向けの啓発資料の作成及び入学時のガイダンスにおける活用	学生等が薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識や規範意識を身に付けられるよう、厚生労働省と連携して、薬物乱用防止に係る啓発資料を作成し、大学等へ周知するとともに、入学時のガイダンス等における活用を依頼した。【文】
	大学等の教職員に向けた「大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレット」の活用及び大学等での取組の促進への理解啓発	大学等における薬物乱用防止に関する啓発等の取組を促進するため、大学関係者を対象とした研修会や会議等様々な機会を通じ、学生等に対する指導の充実や教職員の意識の向上が図られるよう依頼した。【文】
薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進	街頭補導活動による薬物乱用少年の早期発見・補導を通じた薬物乱用防止	関係機関・団体、ボランティアと連携し、繁華街や駅前をはじめ、少年が薬物を乱用するおそれのある場所等における街頭補導活動を推進した。【警】
	少年のたまり場となりやすい店舗・場所の管理者等に対する警察への早期通報等の協力要請	少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して不良行為少年等の発見時の速やかな通報を継続して依頼した。【警】
	少年補導員等に対する少年の薬物乱用状況や乱用薬物についての知識の向上	少年補導員等に向けた研修会等を実施した。【警】 *［予算11,700千円の内数］*

（2）有職・無職少年に対する啓発の強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
労働関係機関・団体等による啓発の推進	有職・無職少年を対象とする薬物乱用防止啓発読本の作成、配布	有職・無職少年に対して薬物乱用に関する正しい知識を普及するため、若年層による乱用が拡大している大麻をはじめとした薬物の人体や社会への影響等を記載した薬物乱用防止読本を作成し、労働関係機関、青少年労働関係団体等に配布した。【厚】 *［予算19,615千円の内数］*
	社員研修等を通じた薬物乱用防止に関する啓発	薬物乱用による危険性・有害性等について理解の浸透を図るため、労働関係機関・団体等と連携し、社員研修等を通じた薬物乱用防止講習を実施した。【警】
インターネット等を活用した広報・啓発の推進	インターネット上への薬物乱用防止パンフレット等の掲載を通じた情報発信	ＳＮＳ等の活用に加え、警察庁ウェブサイト内に開設した大麻対策の広報啓発用ページに対象の属性に応じた広報啓発資料を掲載するなど、薬物乱用による危険性・有害性等について情報を発信した。【警】
		国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成を図るため、厚生労働省ウェブサイトに薬物乱用防止パンフレット、ポスター、リーフレット及び動画を掲載した。【厚】

薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進（再掲）	街頭補導活動による薬物乱用少年の早期発見・補導を通じた薬物乱用防止	関係機関・団体、ボランティアと連携し、繁華街や駅前をはじめ、少年が薬物を乱用するおそれのある場所等における街頭補導活動を推進した。【警】
	少年のたまり場となりやすい店舗・場所の管理者等に対する警察への早期通報等の協力要請	少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して不良行為少年等の発見時の速やかな通報を継続して依頼した。【警】
	少年補導員等に対する少年の薬物乱用状況や乱用薬物についての知識の向上	少年補導員等に向けた研修会等を実施した。【警】 *［予算11,700千円の内数］*

（3）国際的な人の往来の増加に向けた海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
	海外渡航者等に向けた注意喚起及び政府の取組の周知	警察庁ウェブサイトに掲載する資料「令和７年における組織犯罪の情勢」において主な薬物の密輸入事犯の現状を解説し、パンフレット「薬物乱用のない社会を」では、密輸入の手口の紹介や海外渡航時においていわゆる「運び屋」として利用されないための注意喚起を行った。【警】
		海外渡航者が安易に大麻に手を出さないよう、法規制の遵守や有害性を訴えるポスター及び広報啓発グッズを作成し、国際空港における海外渡航者への配布、ウェブサイトやＳＮＳ等での注意喚起を実施した。【警、財、外、厚】
		いわゆる「運び屋」方式等の密輸入事犯を抑止するため、パンフレットやウェブサイト等を活用し、広報を行った。【財】
	海外渡航に関係する事業者等に対する渡航先における薬物乱用防止に関する協力依頼	海外渡航者向けポスターについて、引き続き国際空港における掲示等の協力を依頼した。【厚、警】

（4）国民全体の規範意識の向上に向けた広報・啓発活動の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進	保護者や地域社会を対象とした薬物乱用防止広報・啓発の推進	家庭、地域における薬物根絶意識の高揚を図るため、警察庁ウェブサイト内に開設した大麻対策の広報啓発用ページに対象の属性に応じた広報啓発資料を掲載するとともに、保護者や地域住民等を対象とした薬物乱用防止に関する講演やキャンペーン等で配布した。【警】
		薬物乱用防止教育の一環として、家庭における薬物根絶意識の醸成を図るため、小学校６年生の保護者を対象として薬物乱用防止読本を作成・配布した。【厚】 *［予算7,793千円］*
	ＳＮＳやウェブサイト等、インターネットを通じて青少年へ伝わる有害情報へのフィルタリング導入の普及促進	フィルタリングの導入を普及促進するために、少年、保護者や教育関係者等に対する広報啓発活動を実施するとともに、携帯電話事業者に対し、販売時における保護者への説明等の義務履行の徹底を要請した。【警】 *［予算5,270千円の内数］*

	“社会を明るくする運動”の一環として、薬物乱用防止をテーマにした研修会及び講演会の実施	「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の一環として、全国で、地域住民を対象とする薬物乱用防止をテーマとした講演会等を実施した。【法】 *［予算10,536千円の内数］*
	「STOP the 薬物！」のウェブサイト等を活用した講師募集	「STOP the 薬物！」のウェブサイト等を通じて、学校等における薬物乱用防止教室の講師を広く募集した。【厚】
	「依存症予防教室」の実施	薬物等を含む各種依存症の予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を実施した。【文】 *［予算21,301千円の内数］*
地域における相談窓口の周知	相談窓口の周知による相談機関の積極的な活用	精神保健福祉センター等の薬物乱用防止相談窓口、「あやしいヤクブツ連絡ネット」等の相談窓口の周知及び相談機関の積極的な活用を図るため、啓発資材の配布、インターネットを利用した広報啓発活動、各種運動等を通じて、薬物に係る相談窓口について積極的に広報した。【厚】
		こども家庭庁ウェブサイトにおいて、相談窓口を掲載している薬物乱用防止の啓発リーフレット等の各種啓発資料や薬物問題相談窓口について掲載し、周知を図った。【こ】
		各都道府県警察が設置している相談窓口、「ヤングテレホンコーナー」等を掲載したリーフレットを作成・配布した。【警】 *［予算 552 千円］*
		相談窓口の周知を図るため、警察庁ウェブサイト、広報啓発パンフレット「薬物乱用のない社会を」に相談窓口を掲載した。【警】
		消費者庁のウェブサイトにおいて、薬物問題の相談窓口を掲載した。【消】
		パンフレットの配布、ウェブサイトの公開等により、法務少年支援センター（少年鑑別所）の業務に関する広報を推進した。広報を通じた社会的認知が図られたことにより、令和７年の地域援助実施件数は、15,407件（速報値）となった。【法】
		相談機関間の連携強化や相談窓口の周知を図るため、税関ウェブサイト、ポスターやパンフレット等へ情報提供サイトを掲載し、相談窓口の周知等を積極的に展開した。【財】
		相談窓口の周知を図るため、高等学校生や大学生等に配布した啓発資材において、精神保健福祉センターや「あやしいヤクブツ連絡ネット」等の相談窓口を掲載した。【文】
街頭キャンペーン等による啓発の推進	各種薬物乱用防止運動、月間における広報啓発活動の一層の推進	国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成を図るため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（６月～７月）をはじめ、「不正大麻・けし撲滅運動」（５月～６月）、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」（10 月～11 月）において、街頭キャンペーン、地区大会等を展開し、啓発活動を行った。【厚】 *［予算 21,659 千円］*

		「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（７月）における重点課題の一つに「薬物乱用対策の推進」を挙げ、関係省庁、都道府県、協力・協賛団体等に対して啓発活動等を依頼するなどの取組を推進した。【こ】
		国民の薬物根絶意識の高揚を図るため、「薬物乱用防止広報強化期間」（６月～７月）を設け、関係機関・団体等と連携しテレビ・ラジオ・ＳＮＳ等を活用した広報啓発活動を推進した。【警】
		「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の一環として、全国で、青少年を対象とした薬物乱用防止教室を実施した。【法】 *［予算10,536千円の内数］*
	関係機関・ボランティア団体と連携した駅前や街頭でのキャンペーン等の実施	地域社会における薬物根絶意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携し、テレビ・ラジオ・ＳＮＳ等を活用した広報啓発活動や駅前等における街頭キャンペーンを実施した。【警】
		国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成を図るため、各種キャンペーン等の広報活動や様々な媒体を通じて、薬物乱用の実態や危険性について積極的に周知した。【財】
各種業界団体等への啓発活動	自動車運送事業者に対する監査や講習等を通じた薬物の使用禁止の徹底した周知	警察からの通報や報道等により、運転者の運行中等における薬物の使用が疑われる場合に、事業者に対して監査を実施し、違反内容に応じた行政処分等を実施するとともに、薬物の使用禁止に関し、運転者への適切な周知を行うよう指導した。【国】
		運行管理者が受講する講習において、薬物に関する正しい知識や使用禁止についてテキストを用いて周知した。【国】
	関係団体に対する各種乱用防止活動への協力及び薬物乱用防止の啓発依頼	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（６月～７月）に参画する関係団体に対し、ポスター掲示や国連支援募金等の各種乱用防止活動への協力及び薬物乱用防止の啓発を依頼した。【厚】
関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築及び活用	相談機関間の連携強化による迅速な情報共有体制の構築	都道府県等の関係機関に広報啓発活動強化を依頼した。【厚、警、法】
	各種啓発資材の作成及び関係機関・団体への配布	国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成を図るため、各種啓発資材を作成し、都道府県等の協力を得て関係機関・団体へ配布した。【厚、こ、警、法、財、文】
	専門知識を有する関係機関との連携・啓発推進	「薬物乱用防止啓発訪問事業」において、医療、教育等の専門知識を有する関係機関・団体と連携して、その専門性に基づく啓発活動を実施した。【厚】 *［予算53,630千円の内数］*
大麻等違法薬物の有害性・危険性等、エビデンスに基づくデジタルツール等の媒体を効果的	薬物の危険性・有害性等に係る最新の科学的知見について関係機関と共有及び広報資料への反映	薬物乱用防止のための広報啓発資料や講習等に有識者を活用して科学的知見を反映させるとともに、広報啓発イベントで有識者の講演を実施するなど、広報啓発活動の内容充実を図った。【警】
		薬物の危険性・有害性等の科学的知見について、関係府省庁間の各種会議等において情報共有を実施したほか、有識者の知見を活用して広報・啓発資材を作成した。【警、厚】

に活用した広報・啓発	違法薬物による死因に係る医師による死亡診断書及び死体検案書への適切な記載	死体検案書等を作成する医師に対し、解剖や薬毒物検査等の結果について、適切に情報提供を行った。【厚、警】
	広報媒体・手法の工夫、内容の充実による啓発活動の強化	青少年の目に触れやすいウェブサイトやＳＮＳ等のインターネットの広報媒体を活用するとともに、薬物の危険性・有害性等を強く印象付ける画像等を用いるなど、啓発活動の手法を工夫した。 また、若年層のうち、インターネット上の行動から大麻への関心が高いと思われる者をターゲットに、若年層が関心を持ちそうなイラストを制作し、ウェブサイトやＳＮＳ、ＹｏｕＴｕｂｅに広告として配信するなどのデジタル広報を実施した。【厚】 *［予算58,811千円］* パンフレット、警察庁ウェブサイト内に開設した大麻対策の広報啓発用ページを活用し、対象の属性に応じた広報啓発資料を掲載するなどのほか、政府広報とも連携した広報啓発活動を実施した。 また、大麻乱用防止対策としてＳＮＳにおけるターゲティング広告や動画配信サイトでの動画広告の配信を実施した。【警、内】
	「あやしいヤクブツ連絡ネット」を通じたインターネット上における薬物関連の情報の収集・提供及び啓発	薬物乱用防止対策の充実強化を図るため、「あやしいヤクブツ連絡ネット」において、インターネット上における薬物関連情報の収集、薬物乱用の危険性・有害性等の周知、薬物相談等を実施するとともに、Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）を活用して、薬物関連の最新情報の提供や注意喚起等を行った。【厚】
	ハイリスク層に対するインターネット上での行動に応じた薬物乱用防止の広報啓発	若年層のうち、大麻への関心が高い者に対する効果的な広報・啓発を実施するため、デジタル広告等を活用し、大麻への関心の高いハイリスク層に対して、大麻の正確な知識を啓発するためのウェブサイトに誘導する事業を実施した。【厚】 *［予算58,811千円の内数］*
	ウェブサイトや税関展示室等を活用した広く一般国民に対しての税関における水際取締対策等の広報	広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報するため、覚醒剤等の社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供等を目的とした税関展等を開催するとともに、税関のウェブサイトや税関の公式ＳＮＳ等を活用し、薬物摘発を含めた各税関の水際取締りを周知した。【財】 学校等へ税関職員を派遣し、税関見学会や講演会等の広報啓発活動を行った。なお、税関見学会等においては、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映し、模造麻薬見本や密輸手口の写真パネルを展示するとともに、危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。【財】
	啓発用資材の配布	関係各省庁が公表する啓発資材等を消費者庁のウェブサイトに掲載し、広報・啓発を実施した。【消】
意識調査の実施	意識調査の実施及び結果の広報啓発活動への反映	調査結果を広報啓発活動に反映させるため、青少年を中心とした国民の薬物乱用に関する意識調査を行った。【厚】

		広報啓発活動の充実を図るため、大麻乱用者を対象とした実態調査を実施し、大麻に対する危険性・有害性を軽視する情報の入手先について「友人・知人」や「インターネット」の占める割合が高いなどの結果を広報啓発活動に反映させた。【警】

【まとめと今後の課題】

薬物乱用を未然に防止するためには、国民が薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識することが重要である。令和５年の臨時国会において改正法が成立し、令和６年 12 月及び令和７年３月に順次施行され、大麻を麻向法の麻薬に位置付けることにより、大麻の不正な施用について「麻薬施用罪」の罰則規定を適用することが可能となった。こうした制度改正の内容や大麻に関する正確な知識を身に付けられるよう、広報啓発用のウェブサイトやＳＮＳ等を活用して、広く一般の国民に対して周知を図った。

児童・生徒・学生等に対する広報啓発においては、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、対象者の年齢等に応じた啓発資材を作成・配布した。また、(公財) 日本学校保健会を通じて「薬物乱用防止教育のスライド資料集」の使用に関する手引き等を作成し、学校に配布した。さらに、薬物の専門知識を有する関係機関の職員等が薬物乱用防止教室に講師として赴き、特に乱用が著しい大麻について、科学的根拠に基づいた正しい知識の普及に努めたほか、関係機関が指導用テキストの配布や研修用動画の配信を行い、薬物乱用防止指導員をはじめとする指導者の資質向上を図った。学校等における啓発活動は、引き続き啓発内容の充実に加え、指導者の資質向上を図ることが重要である。

有職・無職少年への広報啓発においては、社員研修等を通じた薬物乱用防止講習を実施するとともに、薬物の人体や社会への影響等を記載した薬物乱用防止読本を作成し、労働関係団体等に配布した。

家庭及び社会における広報啓発としては、パンフレットを作成し、保護者や地域住民等を対象とした薬物乱用防止に関する講演やキャンペーン等で配布した。また、各省庁と連携した啓発ポスターを作成し、ＳＮＳ等を活用して広く国民に対する注意喚起を行ったほか、若年層のうち、インターネット上での行動から大麻への関心が高いと思われる者をターゲットにし、若年層が関心を持ちそうなイラストを制作し、ＳＮＳや動画配信サイト等にて広告を配信するデジタル広報を実施するなど、インターネットを活用した情報発信を行った。

青少年の薬物乱用の未然防止には、インターネット上の違法薬物等に関する有害情報の閲覧を防ぐことが効果的であることから、フィルタリングの導入を普及促進するため、広報啓発活動の実施及び携帯電話事業者に対する販売時の保護者への説明等の徹底を要請した。

海外渡航者に向けた広報啓発としては、不正薬物密輸入事犯の現状を解説した啓発パンフレットや、海外渡航者が安易に大麻に手を出さないよう法規制や有害性を訴えるポスター・広報啓発グッズを活用し、国際空港等において注意喚起を行うとともに、ウェブサイト、ＳＮＳ等を通じて情報を発信した。

引き続き、対象者に応じた効果的な広報啓発を実施することが重要である。

さらに、関係省庁が参加する各種会議の場を活用するなどして、広報啓発に関する情報共有を図り、啓発方針の質的向上及び啓発資材の内容充実について検討を行った。

令和７年の薬物情勢を見ると、大麻事犯の検挙人員は、7,120 人と過去最多となり、このうち７割以上は依然として 30 歳未満であり、若年層における大麻の乱用拡大が継続していることから、我が国は引き続き「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言える。

今後も、関係機関が一層の連携を強化し、国を挙げて広報啓発活動を推進することが求められている。

大麻については、インターネット等において、「有害性がない」等の誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると考えられることから、青少年に向けた大麻をはじめとする薬物の乱用防止等に係る広報啓発活動を強化し科学的根拠に基づいた正確な知識を普及するとともに、引き続き、必要以上に薬物使用の恐怖を煽ることなく、若年者の視点も活かしながら、薬物依存症者への差別や偏見を助長しないよう配慮した啓発方法を検討することが重要である。

目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

（１）薬物依存症者等への医療提供体制の強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
専門医療機関の充実	都道府県及び政令指定都市における薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定の推進及び治療・回復プログラムの充実・普及	「依存症対策地域支援事業」の実施により、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を推進し、依存症からの回復を目指す者に対する治療回復プログラムの提供を推進した。【厚】 *［予算 574, 423 千円の内数］*
		認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の更なる充実・普及を推進した。【厚】
		適切な支援を受けられるよう、「医療機関や相談機関での業務に従事する者については、原則として、治療や相談が優先であると判断して、薬物依存症の方が受診や相談等をした場合、警察に通報しないことは、法的に許容されるものと考えられる」とした報告書を事務連絡により都道府県等に周知した。【厚】
		「依存症対策地域支援事業」により、精神保健福祉センター等において、ＳＭＡＲＰＰ等の認知行動療法プログラム等の治療回復プログラムを実施した。【厚】 *［予算574, 423千円の内数］*
治療が可能な医療従事者の育成	薬物依存症の治療に当たる医療従事者の専門性を向上するための認知行動療法等の研修の実施、精神科以外の医療機関に従事する者への研修の充実	「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」の中で、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにおいて医療従事者に対し、依存症治療の専門性を向上させるための研修等を実施した。【厚】 *［予算106, 324千円の内数］*
		「依存症対策地域支援事業」の中で、医療従事者への依存症治療に関する研修のほか、地域において相談・治療等に当たる人材を養成した。【厚】 *［予算574, 423千円の内数］*

（２）刑事司法関係機関等が連携した社会復帰につなげる息の長い指導・支援の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
矯正施設における効果的な指導・支援の推進	再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施及び薬物指導等体制の整備	刑事施設における薬物依存離脱指導の実施体制の充実強化を図るため、薬物事犯者処遇カウンセラーによる助言指導体制を整備した。【法】 *［予算120, 881千円］*
		札幌刑務支所において、出所後の生活により近い環境で、社会内においても継続が可能なプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行う女子依存症回復支援事業を実施した。【法】 *［予算 7, 739 千円］*
		少年院においては、特定生活指導として薬物非行防止指導を実施したほか、薬物非行防止指導の強化に向け、薬物非行防止指導の担当者を対象とした研修を実施した結果、指導者の専門的知識及び指導技術が向上し、薬物

		非行防止指導の充実強化が図られた。【法】 *［予算14,673千円］*
保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進	薬物再乱用防止プログラム及び自発的意思に基づく簡易薬物検出検査の実施	対象者の断薬意志の維持及び促進につなげ、薬物の再乱用防止を図るため、薬物依存のある保護観察対象者に対し、特別遵守事項により義務付けて実施する薬物再乱用防止プログラム及び対象者の自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施した。【法】 *［予算69,710千円］*
	地域の医療機関等における医療や支援を受けることの働き掛けの実施	地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等の利用を促進するため、薬物依存のある保護観察対象者に対し、必要に応じ、当該機関における支援を受けることを働き掛けた。【法】
	就労に向けたきめ細かな支援の充実	不就労で生活が安定しない薬物事犯者も含めた刑務所出所者等の就労確保を図るため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、出所者等に対して就労支援を行うとともに、犯罪歴のある者を積極的に雇用する協力雇用主を開拓した。【法】 *［予算733,685千円］*
	薬物依存のある刑務所出所者等の再乱用防止対策等の充実強化、地方更生保護委員会及び保護観察所における所要の体制整備	薬物依存のある刑務所出所者等の再乱用防止対策等の充実強化を図るため、保護観察所の保護観察官を増員するなど、地方更生保護委員会及び保護観察所における所要の体制を整備した。【法】
	保護観察官に対する薬物依存対策研修やスーパーバイズの実施	保護観察官の処遇能力を向上させるため、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に当たる保護観察官に対し、薬物依存からの回復に関する外部専門家を招へいし、研修を実施した。【法】 *［予算21,651千円］*
保護司適任者の確保と活動基盤の強化	保護司適任者の確保と活動基盤の強化	薬物依存のある刑務所出所者等に対する社会復帰支援を担う保護司について、適任者確保と活動基盤の強化を一層推進するため、保護司候補者検討協議会や保護司活動インターンシップを実施したほか、その活動の拠点となる更生保護サポートセンターの効果的な活用を推進した。【法】 *［予算1,605,619千円］*
更生保護施設における社会復帰支援体制の強化	更生保護施設等における薬物依存のある保護観察対象者の受入れ促進及び薬物依存から回復するための支援の充実	薬物依存のある保護観察対象者の再犯防止及び改善更生を図るため、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を有する薬物専門職員を配置する薬物処遇重点実施更生保護施設として指定された更生保護施設を中心に薬物依存から回復するための支援を実施した。【法】 *［予算5,595,783千円の内数］*
	更生保護施設による訪問支援事業の実施	訪問支援事業として、更生保護施設職員が更生保護施設を退所した薬物依存のある保護観察対象者の自宅等を訪問するなどして地域移行後の継続的支援を実施した。【法】
刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進	薬物事犯者の再乱用防止に向けた効果的な方策の検討	「第二次再犯防止推進計画」（令和５年３月17日閣議決定）に基づき、薬物事犯者の再乱用防止に向けた効果的な方策の具体化に向け、「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会実務担当者会議」を開催し、新たな取組の試行を含めた効果的な方策案について検討した。【厚、法】

		より多くの薬物事犯者に対して支援を実施できるよう、検察庁からの支援対象者の受入れに関し、麻薬取締部が所在する全９地区で実施した。【厚、法】
	関係機関との連携強化	全国８ブロックにおいて、「薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者協議会」を開催し、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、社会復帰後の支援に資する刑事施設と保護観察所との連携について検討した。【法】 *［予算662千円］*
	薬物事犯受刑者等に対する薬物依存からの回復に向けた社会復帰支援	出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者等に対し、必要に応じて帰住先の確保及び薬物依存からの回復に向けた関係機関との調整等、社会復帰支援を行った。【法】
	薬物事犯受刑者等に対する調査と出所後の生活環境の調整の実施	薬物事犯受刑者等の問題性に応じた適切な出所後の帰住先の確保を図るため、出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者等に対し、薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査と出所後の生活環境の調整を実施した。【法】 *［予算1, 221千円］*
	刑事施設を満期出所した薬物事犯者等に対する支援の実施	薬物事犯者等の円滑な社会復帰を図るため、刑事施設を満期出所した薬物事犯者等について、適当な住居がないなどの事情があるときは、その者の申出に基づき、宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講じた。【法】 *［予算 5, 595, 783 千円の内数］*
	執行猶予判決が見込まれる者や保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者等に対する社会復帰支援	再乱用防止対策を強化するとともに、「再乱用防止支援事業」の担当者の知識向上・支援内容の統一を図るために、再乱用防止対策官を中心として再乱用防止支援研修を開催した。【厚】 薬物依存症者に対する再乱用防止対策を行うため、厚生労働省及び法務省で連携し、薬物事犯で検挙された者のうち、保護観察処分が付かない執行猶予判決を受けた者を主な対象者とし、地方検察庁から各地区麻薬取締部に対して対象者の紹介を行い、同対象者に対して麻薬取締部において再乱用防止プログラムを実施した。【厚、法】 *［予算 137, 039 千円の内数］* 相談の機会が必要と認められる薬物乱用者やその家族へ再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」を供覧・配布して、全国の薬物依存症相談拠点や家族会等を紹介するなどの情報提供を実施した。【警】 *［予算 3, 132 千円の内数］*
	再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実	再乱用防止指導の一貫性を保つとともに、対象者に応じた適切な対応を可能とするために、再乱用防止に従事する職員向けの教材等を作成した。【厚】
	公認心理師等の再乱用防止支援員を配置し、職員と連携の上で対象者に応じた適切な支援を実施	全国で 17 名の再乱用防止支援員を配置し、職員と連携の上で、支援対象者に応じた適切な再乱用防止対策を実施した。【厚】 *［予算 137, 039 千円の内数］*

依存度合に応じた効果的な指導・支援の推進	刑事施設における薬物依存の重症度及び再犯リスクを踏まえた効果的な指導及び支援の実施	薬物事犯者に対するアセスメントを実施して、依存度合いや再犯リスクに応じた指導を実施した。【法】
大麻事犯者の特性に対応した効果的な指導・支援の推進	少年院における大麻に関する指導のための教材の作成及び指導の実施	少年院における大麻に関する指導教材を活用し、大麻使用歴を有する者への指導を実施した。【法】
	保護観察所における大麻事犯者の特性に対応した効果的な指導及び支援の実施	保護観察所における薬物再乱用防止プログラムに大麻に関する指導項目を設け、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実を図った。【法】

（3）地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
相談・支援窓口の周知と充実	都道府県及び政令指定都市における依存症相談員を配置した相談拠点の設置及び本人やその家族からの薬物依存症に関する相談支援窓口の充実	保健所及び精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、本人への治療回復支援及び家族支援（家族教室等）を引き続き実施した。【厚】 相談支援体制の充実を図るため、「依存症対策地域支援事業」により、地域における相談拠点の設置や相談支援に携わる人材育成を行った。【厚】 *［予算574,423千円の内数］*
	精神保健福祉センターにおける治療回復支援及び家族支援	精神保健福祉センターにおいて薬物依存症者に関する相談、薬物依存者本人への治療回復支援及び啓発並びに家族支援（家族教室等）を引き続き実施した。【厚】
	法務少年支援センターの社会的認知度の向上	法務少年支援センター（少年鑑別所）の業務に関する広報を推進するため、パンフレットの配布、ウェブサイトの公開等を実施した結果、広報を通じた社会的認知が図られたことにより、令和７年の地域援助実施件数は、15,407件（速報値）となった。【法】
	引受人・家族等に対する講習会・相談会の実施	薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、依存性薬物の有害性及び本人への対応に関する知識を付与するため、精神保健福祉センターや民間支援団体と連携して引受人・家族会を実施した。【法】 *［予算2,263千円］*
	薬物問題を抱える当事者及びその家族に向け、冊子を配布する等して相談・支援窓口や民間支援団体の周知を行うことによる相談機関活用の促進	相談機関活用を促進するため、薬物問題を抱える当事者やその家族に向けて、精神保健福祉センターやダルク等の民間支援団体を紹介した。【厚】 薬物問題を抱える当事者や家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）を改訂し、全国の薬務主管課、保護観察所、矯正施設、民間支援団体等に配布したほか、厚生労働省のウェブサイトへ掲載した。【厚】 相談の機会が必要と認められる薬物乱用者やその家族へ再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」を供覧・配布して、全国の薬物依存症相談拠点や家族会等を紹介するなど情報提供を実施し、その活用を促進した。【警】 *［予算 3,132 千円の内数］*

	薬物依存症等を支援する関係機関の連絡会議の開催を通じた当事者及びその家族に対する相談体制の充実強化	当事者及びその家族に対する相談体制の充実強化を図るため、全国６ブロックにおいて、行政、医療、福祉、司法、民間団体等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を開催し、情報共有を図った。【厚】
自助グループ等民間団体支援の充実	薬物依存症者やその家族を切れ目なく支援するため、地域で活動する自助グループ等民間団体の活動促進を促進するための取組の充実	「依存症民間団体支援事業」により、全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体が実施している、依存症対策の推進に必要な人材を養成するための研修や、依存症に関する普及啓発等の活動を支援した。【厚】 *［予算 68,698 千円の内数］* 「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」により、ダルク等の地域で薬物依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援した。【厚】 *［予算 50,200,000 千円の内数］* 行政、医療、福祉、司法、民間団体等との連携を図るため、「依存症対策地域支援事業」により、地域における薬物依存症の支援体制構築に向けた検討会や、包括的な支援を実施するための連携会議を開催した。【厚】 *［予算 574,423 千円の内数］*
相談・支援に携わる人材の育成	精神保健福祉センター等における職員に対する研修の充実	「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する職員の対応力の向上を図るとともに、地域における指導者の養成を行った。【厚】 *［予算 106,324 千円の内数］*
	障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等の薬物依存症者への生活支援に当たる者に対する研修の充実	「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により、依存症回復施設職員の対応力の強化を図るとともに、地域における指導者の養成を行った。【厚】 *［予算 106,324 千円の内数］*
	職員の専門性向上を図るための各種研修等の実施	薬物事犯者の処遇プログラムを担当する職員の専門性向上を図るため、集合研修等の各種研修を実施した。【法】 *［予算 5,890 千円］* 依存症を含む精神疾患に関する専門的知識や処遇技術等を習得させるため、精神保健福祉士養成施設等に委託して研修を実施した。【法】 *［予算 4,440 千円］*
刑事司法関係機関と地域社会が連携した社会復帰支援体制の強化	「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づく関係機関との連携	より多くのケースを必要な支援につなげるため、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、医療・保健・福祉機関等と連携した。【法】 *［予算 1,644 千円の内数］* 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、関係機関との緊密な連携の下、各関係機関が有する責任、機能又は役割に応じた支援を切れ目なく実施した。【厚】
	矯正施設における指導体制の強化	刑事施設 76 庁（刑務支所を含む。）において、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置しているほか、民間自助団体の協力を得た指導体制が整備され、指導内容の充実・強化が図られた。【法】 *［予算 48,801 千円］*

	保護観察所における地域支援連絡会議の実施	薬物依存のある保護観察対象者が居住する地域における薬物処遇に関係する機関との連携を図るため、薬物処遇に関係する機関・団体が協働して地域支援連絡会議を実施した。【法】 *［予算 710 千円］*
	ケア会議の実施及び関係機関との連携の強化	保護観察所と関係する機関・団体等との連携を促進するため、医療機関等に通院等する保護観察対象者の処遇に係るケア会議を実施した。【法】 *［予算 1,644 千円の内数］*
	保護観察対象者の心身の状況を踏まえた適切な指導等の実施	医療機関等に通院等する保護観察対象者の医療・支援状況に関する情報提供を受け、心身の状況を踏まえた適切な指導を実施した。【法】 *［予算 1,644 千円の内数］*
	薬物依存回復訓練の外部委託	規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法の習得の促進を図るため、保護観察対象者に対する薬物依存回復訓練の実施を民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託した。【法】 *［予算 5,595,783 千円の内数］*
	地域における薬物依存症者を支援する関係機関との連携強化	行政、医療、福祉、司法、民間団体等との連携を図るため、「依存症対策地域支援事業」により、地域における薬物依存症の支援体制構築に向けた検討会や連携会議を開催した。【厚】 *［予算 574,423 千円の内数］*
	個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の推進	少年の薬物再乱用防止を図るため、必要に応じて、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行うとともに、再非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や、体験活動等への参加、就学・就労等への支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を実施した。【警】 *［予算 47,904 千円の内数］*

（4）薬物依存症に関する正しい理解の促進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
正しい理解の促進	薬物依存症の正しい知識と理解を国民に広く普及し、適切な治療・支援に結びつけるための積極的かつ継続的な普及啓発	依存症からの回復に向け、精神保健福祉センター及び自助グループ等の民間団体へ相談することの重要性を周知するため、「依存症の理解を深めるための普及啓発事業」において、薬物問題関連の動画を公開した。【厚】 保健所及び精神保健福祉センターにおける相談事業を通じた薬物問題の早期発見・早期対応を可能とするため、「依存症の理解を深めるための普及啓発事業」の中で広報・啓発事業を実施した。【厚】 *［予算49,058千円の内数］*
	講習会の開催を通じた薬物依存症・中毒等に関する正しい知識・理解の促進と意識向上	全国６ブロックにおいて、「再乱用防止対策講習会」を開催し、一般市民、民間団体等を対象とし、薬物依存症・中毒に関する正しい知識・理解の普及を図った。【厚】 *［予算137,039千円の内数］*

（5）薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果

薬物乱用実態の研究の推進	薬物依存のメカニズムや薬物の毒性等に関する研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存症・中毒者に対する支援の在り方に関する研究等の推進	「依存症に関する調査研究事業」の実施により、薬物依存症者の回復支援等についての調査研究を行った。【厚】 *［予算44,251千円の内数］*
治療回復プログラム等の指導・支援方策の効果検証の推進	刑事施設における処遇プログラム及び地域の保健・医療機関等における支援等を受けることによる効果等の検証	刑事施設における薬物依存離脱指導プログラムの効果検証を実施し、分析結果を取りまとめ公表した。【法】 薬物再乱用防止プログラムや地域の保健・医療機関等における支援等を受ける保護観察対象者の実態把握を行った。【法】 地域の保健・医療機関等における支援等を受けることによる効果等について、調査研究等によって検証した。【厚】
	全国の精神科医療機関の協力の下、各施設を受診した薬物依存症・中毒者の症例等、依存性薬物に関する情報の収集、分析及び評価の実施	国内における再乱用防止に資する科学的知見等の収集を図るため、薬物乱用・依存状況の実態把握及び薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究を実施した。【厚】
	麻薬取締部で実施中の再乱用防止支援の結果等についての分析及び評価	再乱用防止に係る取組の充実強化を図るため、麻薬取締部が実施している再乱用防止プログラムにおける指導結果等について、分析及び評価を実施した。【厚】

【まとめと今後の課題】

再乱用防止対策については、令和７年の覚醒剤事犯の検挙人員における再犯者の割合が約６割と高水準にあることや、改正法案に対する附帯決議において、「大麻を含む薬物事犯者の再乱用防止のため、薬物事犯者に対する長期的な支援を目指した総合的な取組の検討」を求められていることを踏まえて、対策の強化が喫緊の課題となっている。

薬物依存症治療に係る専門医療機関が未整備の自治体があることから、「依存症対策地域支援事業」を実施し、薬物依存症治療を実施する専門医療機関の選定の推進をするとともに、依存症医療研修等を通じて、医療従事者に対し、依存症治療に関する育成を実施した。今後も都道府県等による専門医療機関の選定を推進し、治療内容の充実を図る必要がある。

刑事司法機関においては、地方検察庁と麻薬取締部による連携事業の対象となる保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者等、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者に対し、再乱用防止支援を実施するとともに、相談窓口の周知を徹底した。

麻薬取締部で行う再乱用防止プログラムについて、令和７年にあっては、新規対象者の同プログラムへの参加率は 68%、同プログラムを離脱することなく継続的に実施することができた定着率は 87%であった。一方で、新規参加者の離脱率は 36%となり、目標である 20%を上回る結果となり、離脱防止の取組について課題が明らかとなった。今後も地方検察庁と麻薬取締部で連携のうえ、新規対象者の拡大に努めるとともに、参加率・定着率を高水準に保てるよう支援体制を強化していく。

刑事施設、保護観察所及び更生保護施設においては、職員の専門性向上を図るとともに、薬物依存症者に対して、薬物処遇及び社会復帰支援を実施した。

また、刑事司法機関での対応を終えた薬物依存症者が地域社会の中で適切な支援が受けられるよう、保健所、精神保健福祉センター、法務少年支援センター、民間支援団体等と連携し、治療・回復支援に取り組むとともに、民間支援団体への活動支援、各種研修による職員の対応力向上、連絡会議を通じた情報共有の強化を図った。

さらに、適切な治療・支援を実施するためには、薬物依存症に係る正しい知識と理解を普及することが重要であることから、関係機関の専門家による講習会を全国で開催し、関係機関において啓発資料の配付を実施した。

引き続き、地域社会の中において、薬物依存症者及びその家族が関係機関の支援を受けられるよう環境整備を推進していくことが求められている。関係機関が連携し、これらの施策を一体的に実施することが薬物依存症者の社会復帰には不可欠である。

目標３　国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

（１）暴力団、準暴力団等及び国際犯罪組織の薬物密売対策の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
捜査基盤の整備と連携強化	関係機関における薬物を専門とする捜査、情報分析、鑑定等の組織体制の強化	組織体制を強化・整備するため、組織犯罪対策要綱に基づいて組織犯罪対策を推進するための基盤を整備するとともに、都道府県警察に設置される「組織犯罪対策推進本部」等において関係部門が緊密に連携した。【警】
		薬物捜査に係る組織体制の強化を図るため、全国の検察官が出席する会合等において、麻向法等の関係法令に関する情報や薬物事犯の捜査手法に関する知見を共有した。【法】 *［予算 577,938 千円の内数］*
		組織体制の強化を図るため、密輸入事犯や広域事犯等薬物供給の傾向に対応した体制を構築するとともに、捜査担当官会議等を活用して最新の薬物情勢、捜査手法等の知見を共有した。【厚】
		薬物捜査に係る組織体制の強化を図るため、研修や会議等において最新の薬物情勢、捜査手法に関する知見を共有した。【海】
	関係機関による合同捜査・共同摘発の推進	関係機関による合同・共同捜査を実施するなど、各機関の特徴を活かして連携した取締りを推進した結果、複数の薬物密売組織を摘発した。【警、財、厚、海】
		薬物密輸組織及び薬物密輸ルートを徹底解明するため、密輸入情報の入手段階から関係機関による合同捜査を推進した。【警、財、厚、海】
	「薬物対策関係取締機関情報交換会」等を通じた情報交換による連携強化及び共通の理念に基づく取締りの推進	関係機関による「密輸出入取締対策会議」等を開催し、情報交換を実施したことにより、密輸情報等の共有化や連携強化が図られ、密輸入事犯を検挙するなど成果を挙げた。【警、法、財、厚、海】 *［法：予算 577,938 千円の内数］*
	関係機関間の人事交流及び研修への相互派遣の推進	関係機関との連携強化や捜査手法・知識の向上を図るため、警察、税関、麻薬取締部及び海上保安庁において、人事交流、研修への職員の相互派遣を推進した。【警、財、厚、海】
	語学能力を備えた捜査官の育成等、通訳体制の整備・充実	語学能力を備えた捜査官の育成、通訳体制の整備・充実を図るため、教養実施計画に基づき、職員の語学研修を実施した。【警】
		通訳体制の整備・充実を図るため、通訳人に対するセミナーを実施し、刑事手続における通訳の遂行に必要な知識等を修得させた。【法】 *［予算 577,938 千円の内数］*
		国際会議等に捜査官を積極的に参加させ、語学能力に係る意識向上を図るとともに、我が国の薬物規制や取締状況等について情報提供を行った。【厚】
		職員の語学研修を実施し、語学能力に優れた捜査官を育成し、捜査体制の強化を図った。【海】

組織の中枢に位置する者に対する取締り強化	薬物密売に関わる暴力団等に係る情報の集約・分析と取締りへの活用	薬物密売組織の実態解明を図るため、暴力団が関与する覚醒剤等の営利密輸入事犯及び密売関連事犯の分析を行うなど、薬物密売に関わる暴力団等に係る情報を集約・分析して取締りに活用した。【警】
		違法薬物の密売に関わる暴力団等の密売組織に係る情報を分析し、取締りに活用した。【厚】
		薬物密売に関与する暴力団関係者等に係る情報を集約・分析の上、海上薬物事犯の取締りに活用した。【海】
	末端乱用者からの突き上げ捜査等による薬物密売組織の実態解明及び首領、幹部等の中枢に位置する者の検挙の推進	暴力団、外国人薬物密売組織による密輸・密売事犯等において、末端乱用者等からの徹底した突き上げ捜査による、薬物密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施し、令和７年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等2,155人を薬物事犯により検挙した。【警、厚、海】
麻薬特例法等を活用した厳正な科刑の獲得による長期隔離	業として行う薬物密売等の事犯への麻薬特例法第５条の適用による厳正な科刑の獲得	組織的薬物密売事件等の捜査において、悪質性や行為の組織性、計画性、営利性等の立証に努め、令和７年中、業態犯の加重処罰を規定する麻薬特例法第５条違反の検挙件数は32件であり、暴力団構成員等が関与する複数の薬物密売組織を摘発した。【警、厚】
		全国の検察官が出席する会合等を通じて、麻薬特例法等の関係法令の積極的な活用を推奨し、組織的な薬物事犯についての徹底した捜査の実施と厳正な科刑の実現に努めた。【法】 *［予算 577,938 千円の内数］*
関係機関との情報共有の強化	不法滞在外国人に関する情報の収集・分析及び関係機関と連携した摘発等の強化	国内外の関係機関と情報交換するなどして薬物密輸・密売事犯の捜査を推進し、令和７年中、薬物事犯で1,502人の外国人（うち密輸入事犯は381人）を検挙した。【警】
		出入国在留管理庁は、警察等関係機関と緊密に連携するなどして、入管法違反外国人に対する摘発を行っており、令和７年は全国 1,271 か所の摘発を実施し、1,837 人を摘発した。【法】 *［予算（当初）11,685,298 千円の内数］* *［予算（補正含む）12,280,668 千円の内数］*
	関係機関における外国人薬物密売組織の構成員、役割分担、密売手口等に関する情報共有による実態解明	組織の実態解明のため、関係機関において、会議や合同捜査等の機会を通じて、外国人薬物密売組織の構成員、役割分担、密売手口等に関する情報を共有し捜査に活用した。【警、厚、海】

（２）薬物犯罪収益対策の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
薬物犯罪収益等に係る情報集約・分析・活用の推進	薬物犯罪収益等に係る実態解明の推進及び薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為の発見	薬物犯罪収益に係る実態解明を推進し、その隠匿・収受行為の発見に努めるため、都道府県警察に設置された犯罪収益解明班において情報集約・分析を実施した。【警】

		犯罪収益移転防止法第 13 条に基づき、薬物犯罪及び薬物犯罪収益等に係るマネー・ローンダリング犯罪の捜査に役立てるため、国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報について最高検察庁を通じて全国の検察庁へ周知した。【法】 *［予算 577,938 千円の内数］*
		薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る薬物事犯の実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に関する情報を一元的に管理・解析した。【厚】
		薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に関する情報を全国の海上保安部署に展開し、必要な分析を実施した。【海】
		薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に関する情報を整理し、システム上で一元的に管理して、全国の税関においてこれを活用した犯則調査を実施した。【財】
	薬物犯罪等に係る疑わしい取引に関する情報の分析、捜査機関等への提供及び情報の捜査への活用	薬物犯罪等に係る捜査又は犯則事件の調査に資する、疑わしい取引の届出に関する情報について、令和７年中は96万2,348件の情報を捜査機関等に提供した。更に薬物事犯を含めた各種事犯に着目した分析を行い、各捜査等に資すると判断された情報３万2,248件を捜査機関等へ提供した。同年中、都道府県警察が疑わしい取引に関する情報を活用して検挙した薬物事犯は461件であった。【警】
		薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る薬物事犯の実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に関する情報を一元的に管理・解析するなどし、全国の麻薬取締部にて活用した。【厚】
		薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に関する情報を全国の海上保安部署に展開し、必要な分析を実施した。【海】
		薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為の発見を推進し、薬物犯罪収益等に係る実態を解明するため、国家公安委員会より提供を受けた疑わしい取引に関する情報を整理し、システム上で一元的に管理して、全国の税関においてこれを活用した犯則調査を実施した。【財】
薬物犯罪収益等の剝奪の徹底	薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為を罰する麻薬特例法の規定に基づく没収保全命令及び追徴保全命令の適用	麻薬特例法第６条及び第７条違反の検挙に努めるとともに、薬物犯罪収益等の確実な剝奪を期すため、麻薬特例法第19条に基づく没収保全命令の活用に努め、令和７年中の適用件数は、第６条が９件、第７条が６件、第19条が35件であった。【警】

		全国の検察官が出席する会合等を通じて、薬物犯罪収益の剝奪の徹底を含めた適切な対応についての意識共有を図った。令和７年においては、麻薬特例法第 11 条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を 37 人に、同法第 13 条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を 177 人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は２億 4,073 万円に上り、薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。【法】 *［予算 577,938 千円の内数］*
		薬物犯罪組織を資金面から弱体化させるため、薬物犯罪収益等の隠匿・収受に係る取締りや薬物犯罪収益等の認定等に努めた。【厚】
	薬物犯罪収益に関する税務当局への課税通報の推進	薬物密売組織の資金面からの弱体化を図るため、暴力団構成員等の薬物犯罪収益等について、税務当局への課税通報に努めた。【警、厚】
薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進	国際的な情報交換のための枠組の構築による、外国の資金情報機関（ＦＩＵ）との情報交換の推進	ＦＩＵとの疑わしい取引に関する情報に係る情報交換のための枠組の設定に向けた交渉を推進し、令和７年末現在、120の国・地域のＦＩＵとの間で情報交換のための枠組みを設定し、同年中の外国ＦＩＵとの情報交換件数は薬物関連を含む640件であった。【警】
	金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）の勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング対策の推進	マネー・ローンダリング対策を推進するため、ＦＡＴＦ勧告等を踏まえ、薬物事犯を含めた各種事犯に着目した分析及び外国のＦＩＵとの情報交換を積極的かつ迅速に行った。【警】

（３）巧妙化・潜在化する密売事犯への対応

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
インターネット等サイバー空間を利用した密売事犯への対応強化	インターネット・ホットラインセンター（ＩＨＣ）、あやしいヤクブツ連絡ネット等からの通報及びＡＩを用いたＳＮＳ上のサイバーパトロール等による薬物密売に関する違法情報の収集及び各種法令を駆使した取締りの推進	ＩＨＣ、あやしいヤクブツ連絡ネット等からの通報、サイバーパトロール等により、薬物密売等に関する情報を積極的に収集した。【警、厚】 *［警：予算 120,128 千円の内数］*
		令和７年中、ＩＨＣにおいて、「薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為」、「規制薬物の広告」、「指定薬物の広告」、「指定薬物等である疑いがある物品の広告」及び「危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」に関する違法情報について1,487件の通報を受け、そのうち、国内外のウェブサイトに掲載された違法情報1,084件が警察に通報された。【警】
		インターネット利用による薬物密売に対し、薬物を濫用することをあおる行為等を規制する麻薬特例法第９条等各種法令を活用し取締りを徹底した。【警】
		警察では、ＩＨＣから通報される違法情報について、「全国協働捜査方式」による捜査を実施しているが、令和７年中は、ＩＨＣの情報をもとにインターネット等を利用した薬物密売等事犯の検挙は３件であった。【警】
		インターネット事犯に対する取締りを推進するため、国内外の関係機関との情報交換の実施や、インターネット等を利用した新たな薬物密売手口に係る情報を収集し、解析・分析を強化することにより、その手口等に対する対応策を検討した。【厚】

	違法情報に関する証拠保全や送信防止措置を進めるためのプロバイダ等との協力関係の強化	薬物事犯の取締りを推進するため、サイバーパトロールやＩＨＣからの通報によりインターネット上における薬物密売等の情報を収集し、情報に基づく捜査を推進した。【警】
		令和７年中、ＩＨＣでは、国内外のウェブサイトに掲載された規制薬物等に関する違法情報1,487件のうち、削除依頼を行う前に削除されたもの以外の566件について、サイト管理者等に対して削除依頼を行った。【警】
		薬物密売の未然防止を図るため、プロバイダ等と積極的な情報交換を実施して協力関係を強化し、薬物密売等に係る違法情報に関する証拠保全や送信防止措置を迅速に行った。【厚】
	ダークウェブ、暗号資産を利用した密輸・密売手口への対応	ダークウェブや暗号資産を利用した密輸・密売事犯に適切に対処するため、関係機関との情報共有等により、手口の実態を把握するとともに、各種教養・研修等の機会を通じ、捜査手法の向上を図った。【警】
		オークションサイトやＳＮＳ等に対するサイバーパトロール体制の整備を推進した。【海】
		関東信越厚生局麻薬取締部に設置されたサイバー捜査課により、サイバー空間を利用した薬物の密売等の情報収集等を行い、関係機関に情報共有を行った。【厚】
	サイバー捜査に特化した部門を中心に、サイバー空間を利用した薬物密売事犯に係る全国的な捜査の強化	関東信越厚生局麻薬取締部に設置されたサイバー捜査課を中心に、全国麻薬取締部において、サイバー空間を利用した薬物密売事犯に対する捜査を展開し、首領を含む薬物密売組織構成員及び密売客を多数検挙するとともに、多数の規制薬物を押収した。【厚】
各国・地域における薬物密売手口と対策に関する情報収集の推進	各国・地域の捜査機関からの密売手口やその対策等に関する情報収集	第69会期国連麻薬委員会通常会合（ＣＮＤ）及び並行して開催されたＮＰＳ　Ｔａｓｋ　Ｆｏｒｃｅ等の専門会合に出席し、参加各国と薬物密売手口及び捜査手法等に関する情報共有を行うともに、積極的な意見交換を行った。【警、財、厚】
		国内未確認の密売手口及びその対策に関する情報を入手し、防止策を講じるため、国際会議への出席等を通じ、各国の捜査機関と薬物の密売手口やその対策について情報交換を実施した。【厚、海】

（４）大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進	匿名通報を効果的に活用した末端乱用者に対する取締りの徹底	「匿名通報ダイヤル」に寄せられた違法薬物情報を端緒に捜査を推進し、複数の末端乱用者を検挙した。【警】
		全国の麻薬取締部に設置している匿名架電対応の相談電話等を活用することで、薬物乱用者に対する相談や情報収集を行うとともに、末端乱用者等への取締りを推進した。【厚】
	船舶への立ち入り検査、海事関係者への違法薬物情報の収集・分析	薬物乱用者に対する徹底した取締りを推進するため、端緒の獲得に努め、徹底した取締りを実施し、大麻所持事犯を含め複数の薬物乱用者を検挙した。【海】
	薬物乱用をほう助する大麻種子の不正輸入・販売者及び大麻栽培器具販売者、注射器の不正販売者等の取締り等の推	薬物乱用者に対する徹底した取締りを推進するため、関係機関と連携し、大麻種子等の不正輸入に係る情報を端緒に大麻栽培等について厳格な取締りを実施し、複数を検挙した。【警】

	進	大麻種子等の不正輸入について、厳格な水際取締りを実施した。【財】
		薬物乱用防止に対する多角的な取締りを推進するため、関係省庁と情報共有しつつ、大麻種子の不正輸入・販売者、注射器の不正販売者等について、積極的に法を適用し、取締りを実施した。【厚】
	乱用拡大が著しい大麻に係る法整備	改正法の施行に伴い、令和６年12月より、大麻施用罪の取締りが可能となったことから、積極的に施用罪を適用し、令和７年中は730人を検挙した。【警、厚】

（５）未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進	未規制物質や新たな形態の規制薬物の高度な鑑定を行うための資機材等の整備、毒性の評価や鑑定手法の研究・導入の推進	都道府県警察科学捜査研究所に配備する分析機器等資機材の更新整備を実施した。【警】
		迅速な鑑定体制の構築のため、指定薬物及び新たな形態の規制薬物の検査に資する標準品等の整備を行った。【警】
		新規の乱用薬物の鑑定に対応するため、分析手法の開発及び代謝物の探索・同定を行った。【警】
		未規制物質について調査研究を行い、水際で分析するための各種分析データを整備し共有した。【財】
		迅速な規制強化と薬物取締体制の構築を図るため、国立医薬品食品衛生研究所において、薬物鑑定法の策定・研究・標準品整備、毒性評価等を実施し、関係省庁等にその情報共有を実施した。【厚】
		技術の向上及び情報共有を図るため、都道府県の地方衛生研究所の分析担当者に対して、国立医薬品食品衛生研究所が策定し、研究した分析手法や未規制物質についての情報共有を実施した。【厚】
		鑑定資器材の整備を実施するとともに、鑑定担当者間における情報共有を実施した。【海】
	新規指定薬物等に関するデータベースの構築及び共有による活用の促進	効率的な鑑定体制の構築を図るため、指定薬物等の分析結果を集約し、データベースとしてまとめ、都道府県警察科学捜査研究所へ配布した。【警】
		指定薬物等の不正薬物について調査研究を行い、水際で分析するための各種分析データを整備し共有した。【財】
		指定薬物に係る取締りに活用するため、新規指定薬物に関するデータベースを構築し、全国の麻薬取締部で共有した。【厚】
	分析担当官会議等を通じた新たな形態の規制薬物や未規制物質に関する情報の共有	関係機関における連携を一層強化するため、近年乱用著しい規制薬物やその類似物質等、改正法施行後の運用に係る分析方法等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有を行ったほか、学術集会（国内及び国際）等においても分析手法等について意見交換を行った。【警、財、厚、海】

未規制物質等の迅速な指定の推進	未規制物質の国内外の流通状況等を踏まえた指定薬物への迅速な指定の推進	インターネット監視、海外流通・規制等の情報収集等により国内外で流通している危険ドラッグの把握に努め、令和７年において18物質を新たに指定した。また、指定薬物への迅速な指定により、指定数は令和８年３月末時点で2,480物質となった。【厚】
	指定薬物の指定に関する関係機関との情報共有	危険ドラッグ等取扱業者に対する効果的な取締りを推進するため、国内規制された指定薬物の情報を一元化し、関係機関との間で情報共有を実施した。【厚】
	捜査や税関検査等を通じて把握した未規制物質の情報提供による迅速な指定の支援	捜査の過程で押収した薬物について、国内において乱用が懸念される場合、厚生労働省に情報提供を行い、指定薬物への迅速な指定を支援した。【警】 麻薬や指定薬物等に類似の性質をもつ物品を税関検査で発見した場合には、厚生労働省に情報提供し、指定薬物の迅速な指定に向けた支援を行った。【財】
	指定薬物から麻薬への指定、規制強化	令和７年中、既に指定薬物として規制された物質のうち、麻薬と同種の有害作用等が確認された５物質を麻薬に指定し、規制を強化した。【厚】

（６）正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
国内外における乱用実態の情報集約体制の強化	国内外における医療用麻薬、向精神薬等の乱用情報や依存実態の把握及び国内関係機関への情報提供	国内外における医療用麻薬、向精神薬等の乱用情報や依存実態を把握するとともに、関係機関との統一的な情報共有を図るため、国際会議への出席、国際機関・国内関係機関との情報交換等を積極的に実施した。【厚】
	市場流通するＣＢＤ製品（大麻由来製品）の買上調査の実施	市場流通するＣＢＤ製品について買上げを実施し、ＣＢＤ製品市場の実態把握を推進した。【厚】
向精神薬等を悪用した事案発生防止のための監視・取締りの強化	向精神薬の適正管理及び適正使用を促すための立入検査、監視の徹底	向精神薬の適正管理、使用及び流通を促すため、麻薬取締官と麻薬取締員等が協力して、医療機関、薬局等への立入検査を実施し、向精神薬の管理・使用・流通状況について監視を実施した。【厚】
	医療用麻薬、向精神薬等の不正流通等を確認した際の関係機関との連携した取締りの実施	都道府県警察や都道府県において、医療用麻薬、向精神薬等の不正流通等を確認した場合、関係機関と連携するなどして、取締りを推進した。【厚、警】
関係機関・団体への指導・監督の徹底	医療用麻薬の適正使用を促すための医療用麻薬適正使用推進講習会の実施	医療用麻薬の必要性・安全性に係る正しい知識の普及を図り、適正使用を促進するため、医療用麻薬の適正使用について、有識者を講師として迎え、医療関係者及び一般向けに医療用麻薬適正使用推進講習会を開催した。【厚】
	医療用麻薬、向精神薬等の適正管理に係る指導・監督の徹底	医療用麻薬、向精神薬の適正な管理、使用及び流通を促進するため、麻薬取締官と麻薬取締員等が協力して立入検査を実施し、医療用麻薬等の不適切な管理及び使用を確認した際は、指導を徹底し、継続した監視を実施した。【厚】

【まとめと今後の課題】

我が国における薬物情勢として、令和７年の覚醒剤事犯の検挙人員は6,575人、大麻事犯の検挙人員は過去最多の7,120人となり、覚醒剤事犯、大麻事犯ともに前年から増加し、３年連続で大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯の検挙人員を上回る結果となった。

令和７年の大麻事犯における初犯者率は 72.9％であること、若年層の検挙人員が約７割となり、昨年と同水準であること等を勘案すると、引き続き大麻乱用の裾野が広がっているものといえる。これは、インターネットやＳＮＳの普及により大麻の入手が容易になっていることや、大麻の有害性に関する誤った認識があることなどが要因となっていると考えられ、「若年者大麻乱用期」の渦中にあるともいえるこの状況は、未だ収束を迎える兆しは見えていない。このような状況の中、大麻を麻薬として規制し、麻薬施用罪の罰則を適用することとする規定の整備等を盛り込んだ改正法が施行された状況を踏まえ、引き続き、薬物密売組織及び末端乱用者の取締りを推進していく必要がある。

麻薬及び向精神薬事犯については、令和７年の検挙人員が 1,472 人と前年から増加しており、特にコカイン事犯の検挙人員が 845 人と半数以上を占めている事が大きな要因となっている。

一方、危険ドラッグ事犯の検挙人員は 401 人と前年から減少したものの、危険ドラッグを摂取したことによる健康被害が報告されている。令和７年中、18 物質を新たに指定薬物に指定するとともに、既に指定薬物として規制された物質のうち、麻薬と同種の有害作用等が確認された５物質を麻薬に指定し、規制を強化した。特に、令和７年５月には、国内で乱用が確認されたエトミデートを迅速に指定薬物に指定し、その所持、使用等を禁止した。

危険ドラッグ等取扱業者に対する効果的な取締りを推進するため、国内規制された指定薬物の情報を一元化し、関係機関との間で情報を共有するなど、令和６年に全国で約 200 店舗確認されていた危険ドラッグ販売店舗が、令和７年 12 月末時点で 154 店舗まで減少した。

近年の薬物密売形態として大きな問題となっているインターネット等サイバー空間を利用した密売事犯に対しては、サイバーパトロールを積極的かつ効果的に実施するなどして、首領を含む薬物密売組織構成員及び密売客を多数検挙し一定の成果があがっているが、取締りと並行して、違法情報の削除要請等を引き続き推進していく必要がある。

また、国内外におけるフェンタニルを含む合成麻薬等の乱用実態を早期に把握するため、関係機関からの情報を集約し、状況に応じて、関係機関が連携して重点的な対策に当たることができるように体制の整備を図った。

今後も、薬物の供給側である薬物密売組織の壊滅による薬物供給の遮断と末端乱用者の取締りによる薬物需要の根絶に向け、関係省庁・関係団体との緊密な連携の下、総合的な対策を推進していく必要がある。

目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

（１）密輸等に関する情報収集の強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
関係機関からの情報収集の推進	国内外関係機関との連携による密輸情報の早期入手及び活用	国内外関係機関との情報交換会等を開催し、密輸情報の早期入手に努め、分析を実施した結果、薬物密輸入事件を合同で摘発するに至った。【警、財、海、厚】
		麻薬取締部において、これまでに海外の複数捜査機関と締結した「協力覚書」（ＭＯＣ）を活用し、国を跨いだ薬物密輸入情報等の収集及び共有を行った。【厚】
		コントロールド・デリバリー捜査を実施し、薬物密輸入事件の摘発に至った。【厚、警、財】
国民・民間団体等からの情報収集の推進	国民から広く密輸等の情報提供を求める活動の強化	国民の理解を得て、密輸等の情報提供を求めるため、街頭キャンペーンを実施した。【警、財】
		密輸情報ダイヤル（0120-461-961）を積極的に広報し、薬物等を含めた密輸入情報の提供を広く呼びかけるため、密輸情報提供リーフレットやポスター等を活用した。【財】
		情報窓口に対する国民の認識を広め、情報収集活動を推進するため、関係機関が広報活動を実施した結果、一般市民、海事漁業関係者や関係団体等から不審情報をはじめとする様々な情報が寄せられた。【財】
		国民に対して、海上における犯罪等に関する情報提供を広く呼びかけるため、海の緊急通報用電話番号118番を積極的に広報するとともに、ＳＮＳを活用し、薬物事犯の情報提供を一般国民に対しても広く呼びかけた。【海】
	民間事業者、海事・漁業関係者等との連携を通じた通報体制の確立	通報体制の確立を図るため、漁業関係者等の関係業界に対し密輸関連情報の提供を要請した。【警、財、海】
		漁協、地域住民及び同地域に配置している税関協力員等に対し、薬物等の密輸入情報提供の依頼を行うとともに、不審船舶等に係る情報収集を実施した。【財】
		薬物等の密輸入情報を入手するため、財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」（ＭＯＵ）を締結している通関業者、船舶代理店等の関係業界団体等に対し、情報提供を依頼した。【財】
		連絡体制の強化を図るため、海事・漁業関係者等に対して行う講習会等の場を利用し、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行った。【海】
事件等を通じた情報収集の推進	検挙被疑者の突き上げ捜査等による核心を突いた密輸情報の入手	関係機関と緊密な連携の下、検挙被疑者の突き上げ捜査等による密輸情報の入手に努めた結果、薬物密輸入事件の摘発に至った。【警、厚、海、財】
	密輸入対策関係省庁会議等を通じた密輸情勢に関する情報共有	統一的な戦略のもとに、情報収集体制を強化し、密輸事犯の効果的・効率的な取締りを推進するため、密輸出入取締対策会議等を通じて、関係機関間で密輸情勢や国際的な犯罪情勢について積極的な情報共有を実施した。【財、警、厚、海、法】

組織・装備の強化	情報収集・分析体制の整備	密輸取締強化のため、必要な人員を確保し、情報収集・情報分析を実施した。【警、財、厚、海】 麻薬取締部における国際情報官を中心に、海外の捜査機関との密輸情報に係る連絡及び調整、国内の捜査部門への共有等を行った。【厚】
	薬物密輸入を想定した合同取締訓練実施による取締機関間の連携及び能力向上	関係機関間の連携を強化し、捜査官の能力向上を図るため、薬物密輸入時に実施されるコントロールド・デリバリー捜査を想定した関係機関による合同捜査訓練を実施した。【警、財、厚、海】
原料物質の輸出入対策・管理体制の強化	原料物質の国際的な輸出入動向と使用実態把握のための国連麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）との連携強化	ＩＮＣＢとの連携を強化し、原料物質に係る輸出入動向及び使用実態を把握するため、国際会議への出席等を通じて、ＩＮＣＢとの間で情報交換を実施した。【厚、経】 原料物質の輸出入対策に係る各国・国際機関の連携強化を図り、乱用薬物の密造対策を推進した。【厚】
	事前通知制度を活用した原料物質の輸出入の監視の強化	原料の不正な輸出入に起因する麻薬の密造の抑止を図るため、ＩＮＣＢが実施する原料物質の輸出事前通知制度を活用し、原料物質に係る輸出入の監視を実施した。【厚】
	原料物質の適切な貿易管理のため、厳正な審査や広報啓発活動を実施	麻薬新条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質について、麻薬製造に使われることを抑止するため、関係法令に基づき、国際会議等を通じた情報も踏まえながら輸出審査を厳格に実施した。【経】 麻薬原料物質に関する貿易管理の重要性に関し、我が国の主たる輸出事業者等の一層の意識向上を図るため、麻薬新条約における原料物質の新規追加等に係る国際動向及び我が国における貿易管理の取組状況に基づき、輸出事業者等に対し、法律に基づく管理に加え、関連する問合せや事前相談等において必要に応じ規制の趣旨を説明する等、事業者の理解促進に努めた。【経】
	関係機関との合同立入検査等による原料物質の輸出入取締りを強化	関係機関と緊密な連携の下、関係船舶に対する合同立入検査を実施した。【海】
	原料物質の適正な流通確保のための麻薬・覚醒剤原料取扱業者に対する立入検査の実施	原料物質の適正な流通を図るため、麻薬・覚醒剤原料取扱業者に対し、管理及び流通状況等に係る立入検査を実施した。【厚】

（２）薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
海上・港湾等における監視・取締体制の強化	沿岸や港湾等の監視体制の強化と不審な貨物や船舶に関する情報等の収集	沿岸や港湾等における監視体制の強化と不審な貨物や船舶に関する情報等の収集に努めた結果、不審情報等様々な情報が寄せられた。【海、警、財、厚】 港湾等における監視・取締体制等の強化を図るため、必要な人員を確保した。【海、警、財、厚】 関係機関と不審な貨物や要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、現場において合同監視取締りを実施した。【海、警、財、厚】 巡視船艇や無操縦者航空機をはじめとした航空機による 24 時間 365 日の海洋監視体制のもと、不審貨物や船舶に関する情報等の収集を実施した。【海】

	関係機関の相互補完のための情報交換の充実、合同による船舶への立入り検査、張込みや調査等の推進	連携強化を図るため、現場レベルでの情報交換を推進し、合同による船舶への立入検査、張込み等を実施した。【海、警、財】
	薬物密輸組織に対する内偵捜査等の強化のための体制の整備	組織犯罪対策要綱に基づいて薬物密輸事犯の取締りを強化するため、捜査指導体制及び専従取締り体制の整備に努めた。【警】
		薬物密輸組織に対する内偵捜査等に係る捜査体制を強化するため、必要な捜査資機材の整備を推進した。【海】
密輸手口の分析と対応した取締りの推進	関係機関間の緊密な協力及び各種捜査手法の向上	より効果的・効率的な取締りを実施するため、関係機関合同で、事件に即した各種捜査手法を検討し、薬物の密輸入事犯の取締りを実施した。【警、厚、海、財】
		関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図るため、関係機関合同で、各種捜査手法を活用した訓練を実施した。【警、厚、海、財】
	新たな形態の密輸手口に関する情報共有の推進	取締りの強化を図るため、外国税関等から特異な密輸入事例や新たな形態の密輸手口等の情報を入手して、我が国における密輸リスクの分析を行い、職員間で共有した。【財】
		密輸出入取締対策会議等を開催し、意見・情報交換を実施して、新たな形態の密輸手口に関する情報の共有を図った。【財、警、厚、海】
	密輸手口等の密輸関連情報の収集・分析能力等の向上による、検査対象を絞り込んだ取締りの重点化	密輸手口や分析手法等について、外国税関等との情報交換を促進し、ビッグデータ解析を通じて、我が国における検査対象の絞込みに活用した。【財】
	密輸情勢に関する情報分析及び取締りへの反映	関係機関との情報交換を促進し、薬物の仕出国及び地域と関連する船舶、貨物、人等密輸情勢に関する情報を分析し、分析結果を関係部署に共有した。 また、オークションサイトやＳＮＳ等に対するサイバーパトロールを行い、得られた情報を分析し、捜査に活用した。【海】
密輸リスクに対応した取締りの実施	旅客・貨物（郵便物含む）に関する事前情報等を活用した取締りの充実・強化	本邦への入港前に報告された輸入貨物、船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する事前情報等を活用した、検査対象貨物や検査対象者のスクリーニング（絞込み・選定）を、ＡＩ等先端技術を活用しつつ的確かつ効果的に行うとともに、Ｘ線検査装置等の取締・検査機器を有効に活用し、重点的かつ効率的な検査を実施した。【財】
	データベースの充実化による情報分析及び効果的な監視・取締り	効率的な監視・取締りの推進を図るため、データベースの充実化を継続するとともに、集約した情報を分析評価の上、対象の絞り込みを行い、重点的な取締りを実施した。【海】
巧妙化する密輸手口に対応した取締機器の増強・開発等	薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のための資機材の整備	薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のため、捜査資機材の整備を行い、整備した資機材を使用して密輸事犯の事件の証拠化に活用した。【警、財、厚、海】
	Ｘ線検査装置等の検査機器を有効に活用した検査の強化	Ｘ線検査装置等の取締・検査機器の有効活用により検査を強化した。【財】

	最新の技術を採用した取締・検査機器の調査・研究及び薬物の探知性能の向上	多様化する密輸手口に対応するため、既存の取締・検査機器では検査困難な貨物に対する新たな探知技術の導入及び探知性能の向上等を目的とした調査研究を実施した。【財】
密輸等に関する薬物分析の推進	薬物の分析方法の研究・開発推進	薬物鑑定手法の向上に繋げるため、薬物の分析方法の研究・開発を継続して推進した。【警、財、厚、海】
		迅速な規制強化と薬物取締体制の構築を図るため、国立医薬品食品衛生研究所において、薬物鑑定法の策定・研究・標準品整備、毒性評価等を実施した。【厚】
	関係機関間での最新の鑑定・分析方法に関する情報交換、体制の強化	高度な分析方法の検討及び薬物分析に係る統一的な情報の共有を図るため、薬物分析等実務担当者会議等において、新たな形態の規制薬物や未規制物質について関係機関の実務担当者間で意見交換を実施した。【警、財、厚、海】
		国立医薬品食品衛生研究所における薬物鑑定法の策定・研究・標準品整備、毒性評価等について、関係機関間で情報を共有した。【厚】
		技術の向上及び情報共有を図るため、都道府県の地方衛生研究所の分析担当者に対して、国立医薬品食品衛生研究所が研究し策定した分析手法や未規制物質についての情報を共有した。【厚】
	保護基によってマスキングされた未規制物質の分析技術の確立と情報共有	保護基によりマスキングされた未規制物質について、規制薬物への指定を検討するため、文献等を用いて情報収集に努めるとともに、収集した情報について関係者間で共有した。【厚】

（３）水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
	コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用等に向け関係機関による積極的な合同捜査の実施及び捜査等を通じて入手した情報の分析による暴力団等と海外密輸組織の結節点の解明	密輸入事犯において、関係機関が、合同捜査・調査等を推進し、コントロールド・デリバリー捜査を積極的に活用した結果、多くの薬物密輸入事犯を摘発するとともに、複数の密輸組織を摘発した。また、捜査を通じて入手した情報を集約・分析し、暴力団組員等からなる密輸組織と海外密輸組織の結節点の解明に努めた。【警、財、厚、海】
	税関による国際郵便物の検査が効果的に行われることを目的とした、日本郵便株式会社への協力の要請	令和５年６月に開催されたＷＣＯ－ＵＰＵグローバルカンファレンスにおける共同宣言（東京宣言）も踏まえ、国際郵便物の検査に係るより一層の連携強化を図り、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に対し協力を要請した。【総、財】
		日本郵便株式会社の国際郵便関係施設内において、Ｘ線検査装置等の設置場所の提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示等の協力が行われた。【総】
	関係機関の緊密な連携、捜査手法の共有による薬物取締の徹底	関係機関間において緊密な連携を取り、捜査・調査手法を共有した結果、統一的な戦略の下に効果的、効率的な取締りが実施され、令和７年の１年間に水際において、不正薬物全体で1,000件、約3,211kgの密輸を阻止した。不正薬物全体の押収量は、令和元年以来６年ぶりに３トンを超えたほか、６年ぶりにパラサイト型事案を摘発した。【警、財、厚、海】

	共同で行う船舶に対する検査、張込み、調査等の一層の連携強化	各種捜査手法を活用した取締りや関係取締機関の連携強化により、覚醒剤等の薬物密輸事件の摘発強化を図るため、要注意船舶や要注意船員への取締りを効果的に行った。【財、海】

（4）国際的な人の往来の増加に向けた訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
	広報媒体を活用した外国人に対する規制薬物持込み禁止に関する広報・啓発の強化	訪日外国人の増加や海外からの密輸事案の増加、諸外国の薬物規制の変化等を背景として、訪日外国人が日本の薬物規制状況を十分に理解せずに日本に規制薬物を持ち込むこと等を防止するため、関係省庁で訪日外国人向けの薬物密輸防止に係る広報・啓発資料（英語版リーフレット）を作成し、各省庁のウェブサイトに掲載するとともに、同リーフレットの多言語化を図るなどして情報発信を行った。【財、警、厚、法、外、海】
		訪日外国人等が違法性を認識しないまま規制薬物を持ち込むことを防止するため、ウェブサイト上に訪日外国人向けのページを開設し、英語版をはじめとした複数言語版の啓発資材を掲示するとともに、薬事関係法令の英訳を掲載した。【厚】
	航空会社・空港会社等の民間事業者・団体に対する広報・啓発活動	航空会社・空港会社等の民間事業者・団体に対し、訪日外国人の規制薬物持込み禁止に関する広報・啓発活動に協力してもらうため、ポスター等の掲示を依頼するとともに、事業者向けのリーフレットを作成・配布した。【厚、警、財】
	船主・運航会社等に対する広報・啓発活動	船主・運航会社等に対し、訪日外国人による薬物持込み禁止に関する広報・啓発活動を実施した。【海】
	国際会議や在外関係機関を通じた規制薬物持込み禁止に関する広報・啓発活動	諸外国機関における我が国の薬物取締りに係る理解を向上させるため、国際会議や在外関係機関を通じて、薬物持込み禁止に関する広報・啓発活動を実施した。【財、厚、海】
		日本国内への薬物持込み防止に関する理解の浸透を図るため、在日大使館関係者や外国政府の薬物対策担当者と情報交換を実施した。【警】

【まとめと今後の課題】

令和７年における水際での不正薬物全体の押収量は、約 3,211kg となり、令和元年以来６年ぶりに３トンを超え、過去２番目を記録し、引き続き極めて深刻な状況となっている。

不正薬物の密輸形態別に見ると、航空旅客及び航空貨物において摘発件数が前年以上となり、特に航空旅客については前年比 29%増となった。令和７年における外国人入国者数は約 4,243 万人と過去最多となり、航空旅客からの摘発も高い水準を維持していることから、今後も航空旅客による密輸事犯への警戒が必要である。

航空旅客による密輸入防止については、訪日外国人に向けては、英語版をはじめとした複数言語版として作成したリーフレットを関係機関のウェブサイトに掲載して情報発信したほか、関係機関が連携して、民間団体・事業者に対し、広報協力の働きかけを行い、規制薬物持込み防止に関する広報・啓発活動を実施した。

日本の薬物規制状況を十分に理解せずに日本に規制薬物を持ち込むこと等を防止するため、特に訪日外国人に対し、これまでの広報啓発に加え、改正法の施行に伴い大麻が麻薬として位置付けられたこと等を踏まえた新たな規制内容等についての周知を行った。

また、効果的な密輸事犯の摘発のためには、情報収集・分析能力の向上が不可欠であることから、広く国民に対し、ＳＮＳ等を活用して情報提供を求める広報活動を実施するとともに、巡視船や無操縦者航空機をはじめとした航空機等による海洋監視体制の下での不審貨物や船舶に関する情報収集、サイバーパトロール体制の整備を推進しつつ、国内外の関係機関等が連携して密輸手口・情勢等の情報共有に努めるとともに、各種捜査資機材及び人員の配備を強化し、海外密輸組織と国内の暴力団等の組織との結節点の解明に努めていく。

さらには、麻薬等の原料物質に係る輸出入の動向及び使用実態を把握し、原料物質を取扱う業者等に対し立入検査を行い、引き続き管理状況及び流通状況等を把握する必要がある。

水際対策は、国内外の関係機関の緊密な連携が最重要であり、国際情勢に柔軟に対応しながら、各機関の長所を活かしつつ、上記施策等を引き続き推進していく必要がある。

目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

（１）国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
条約・協定等を活用した国際捜査協力の推進	国際捜査共助や逃亡犯罪人引渡しを活用した国際的な共同オペレーションの推進	薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国との積極的な情報交換及び密輸取締りの一層の強化のため、国際捜査共助等を活用し、国際的な共同オペレーションを進めた結果、薬物密輸入事案等を摘発した。【警、財、厚、海、外】 国際捜査共助等を積極的に活用することにより、国際捜査協力を推進した。【法、警】 *［法：予算 577,938 千円の内数］*
	薬物の仕出国等に対する積出防止措置の要請と過去の事案の事実関係等の確認	仕出国における我が国の取締りに係る理解を獲得するため、薬物の仕出国に対し、過去の密輸入事犯の事実関係を確認した。【警、財、厚、海、外】 薬物密輸情勢に関する仕出国の理解を獲得するため、令和８年１月、我が国への主な仕出国を含む29か国・４機関の参加を得て、アジア・太平洋薬物取締会議（ＡＤＥＣ）を開催し、我が国で近年検挙した薬物密輸事犯について説明の上、情報交換を実施した。【警】 *［予算19,733千円］*
	薬物の仕出国等に対する職員の派遣を通じた協力関係の構築及び国際的な連携協力の推進	海外関係機関との協力関係を強化し、各国との緊密な連携・協力を促進するため、各国の薬物情勢・具体的な薬物密輸情報等を踏まえた上で、仕出国地域及びその周辺地域へ職員を出張させ、積極的に情報交換を実施した。【警、財、厚、海】

（２）各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化	各国・地域で開催される国際会議への出席による薬物乱用対策の把握	第68会期ＣＮＤ会期間・再開会期会合及び第69会期通常会合に出席し、国際麻薬三条約による物質の新規規制及びＮＰＳ（新精神活性物質）に係る議論に積極的に参加し、参加各国における薬物の乱用状況、乱用対策等に関する情報を入手するなどし、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。【警、外、財、厚】
	各国・地域の海上保安機関との協力体制の強化	北太平洋地域の海上保安機関を対象とした「北太平洋海上保安フォーラム」及びアジア地域の海上保安機関を対象とした「アジア海上保安機関長官級会合」の枠組みにより、各国海上保安機関との協力体制の維持及び強化を図った。【海】
	各国・地域の薬物乱用対策に係る知見の収集、分析、発信	各国・地域の薬物乱用対策に係る知見を収集し、各国との連携強化を図るため、複数の薬物乱用対策に関する国際会議に出席し、各国の薬物乱用対策についての情報交換を実施した。【厚】

	インターネット対策等の各国・地域の薬物事犯に対する捜査手法の収集及び活用	薬物事犯に対する国内の捜査や外国と連携した捜査の推進を図るため、各国担当者と情報交換を実施し、薬物事犯に対する捜査手法に関する情報を収集した。【警、厚、海、財】
国際機関等と連携した薬物乱用対策にかかる情報共有体制の強化	国際会議等への参加機会を利用した各国機関及び国際機関等との情報共有体制の強化	我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供し、国際機関との情報共有体制を強化するため、第68会期ＣＮＤ会期間・再開会期会合、第69会期ＣＮＤ通常会合、ＨＯＮＬＡＰ（オンライン）及び、東アジア・東南アジア地域関係機関を対象にＮＰＳ・危険ドラッグ等の合成麻薬対策の一環として国連薬物・犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）が実施しているグローバルＳＭＡＲＴプログラムの後継であるＳＭＡＲＴ犯罪科学プログラム（ＳＭＡＲＴ Forensics Programme）・ワークショップへの参加、米国をはじめとする関係国との協議等を通じて、国際機関や諸外国関係者等と積極的な情報と知見の交換を行った。【厚、外、警、財、海】

（３）国際会議・国際枠組への積極的な参画

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
情報交換や連携強化による積極的な国際貢献	「アジア・太平洋地域薬物取締機関長会議（ＨＯＮＬＥＡ）」等の地域会議への出席を通じた薬物対策に必要な国際的・地域的取組の推進及びアジアの地域の薬物対策を強固にするための施策に関する協議や知見の共有	国際的・地域的な取組を推進し、アジア地域の薬物対策を強固にするための施策に関する協議や知見の共有を図るため、ＨＯＮＬＡＰ（オンライン）や世界税関機構（ＷＣＯ）のアジア・大洋州地域情報連絡事務所（ＲＩＬＯ　Ａ／Ｐ）が実施する取締プロジェクトへの参加などを通じ、国際機関や諸外国関係者等と積極的な情報と知見の交換を行った。【警、財、厚、海】
	ＣＮＤ等の国際会議や専門家会合等への積極的な参加を通じた我が国の取組や考えについての理解獲得、諸外国関係機関との連携強化	我が国の取組や考えについて諸外国・機関から理解を得るとともに、関係機関との連携を強化するため、第68会期ＣＮＤ会期間・再開会期会合及び第69会期ＣＮＤ通常会合やＳＭＡＲＴ犯罪科学プログラム・ワークショップへの参加を通じて、大麻、ＮＰＳに関する我が国の立場や合成薬物対策を含む我が国の取組について情報共有を図ったほか、需要削減・供給削減・国際協力、各国の実情に応じた施策の推進等についての議論に参加した。なお、日本は継続的にＣＮＤ委員国（全53か国で構成）を務めてきている（現任期は2024年から2027年まで）。【外、厚、警、財】
我が国の対策に対する国際的理解獲得のための積極的な発信	ハームリダクションの議論に係る我が国の考え方への理解の獲得	我が国の取組や考えについて諸外国・機関から理解を得るため、東アジア・東南アジア地域における取組の進捗を協議する機会となったＳＭＡＲＴ犯罪科学プログラム・ワークショップ等への参加を通じて、薬物乱用・依存者に対するハームリダクション推進の議論、非犯罪化推進等の重要な論点について、薬物蔓延状況の違いや対策課題の優先性、薬物の需要削減と供給削減とのバランス、各国・地域特有の薬物対策事情、刑事司法制度を踏まえた上での取組選択の重要性を主張した。【厚、外】

	海外関係機関に対する我が国の薬物政策への理解の獲得	厚生労働省主催の麻薬取締協議会への参加を海外関係機関に対して積極的に働きかけ、日本の薬物情勢や薬物取締りに関する議論を行うとともに、海外の情勢についての理解を深めた。【厚】
協定等を活用した各国関係機関との情報交換	外国税関当局との協定等の締結による新たな税関相互支援の枠組の構築及び協定締結国の税関当局等との協力関係強化	外国の税関当局との間で、薬物等の密輸に関する情報交換を含む協力を促進する二国間の税関相互支援協定等の協力枠組みの構築を推進した。現在、複数国との間で署名に向けた交渉を行っている。【財】 これまでに構築した協力枠組みを活用し、外国税関当局と、薬物等の密輸に関する情報を含む情報の交換を実施した。【財】 経済連携協定（ＥＰＡ）交渉においても、必要に応じ税関相互支援協定等と同じく、税関当局間の情報交換の規定が盛り込まれるよう取り組んだ。【財】
	国際機関が設置している情報共有ネットワークシステム（ＥＷＡ・ＩＯＮＩＣＳ等）等の活用による各国の薬物乱用の情報収集	我が国の危険ドラッグを含む合成薬物問題に関する規制強化を図るため、国際機関が中心となって設置されているＥＷＡ、ＩＯＮＩＣＳ等を活用するとともに、ＵＮＯＤＣ、ＩＮＣＢ等の国際機関や各国の規制当局から直接薬物規制情報について入手し、各国における乱用薬物の情報収集を実施した。【厚】

（４）主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

項目	戦略記載内容	取組内容と結果
技術支援等を通じた国際連携の強化	仕出国等への技術提供や情報交換を通じた国際的な連携協力の推進	第69会期ＣＮＤ通常会合開催期間中に、ウズベキスタンやＩＮＣＢとの会合の場を設けるとともに、ＵＮＯＤＣと合同でサイドイベントを開催するなど、我が国における危険ドラッグ対策や、指定薬物の規制及び包括指定方法等についての知見を共有するとともに情報交換を実施した。【厚】 アジア大洋州地域やアフリカ等の開発途上国税関職員を対象とした取締技法等に関するワークショップにおいて我が国の知見を共有した。また、不正薬物等の密輸情報等を収集するとともに、情報交換を実施した。【財】 ＵＮＯＤＣを通じて、アフガニスタンにおいてけし代替作物の栽培促進や違法薬物使用削減のための支援等を実施した他、ミャンマーにおけるけし代替作物栽培促進を通じた薬物対策、中南米における薬物取引への対応能力強化、インド太平洋地域や南米地域における海上法執行機関の能力構築支援を含め、国際麻薬三条約履行に関する取組を支援した。【外】 *［予算約 1850 万米ドル(補正分含む)］*
	世界税関機構（ＷＣＯ）加盟国のＲＩＬＯ　Ａ／Ｐ等における薬物情報の収集・分析や薬物密輸阻止に関する多国間の取組支援	ＷＣＯのアジア大洋州地域内における地域組織で、情報交換ネットワークの拠点であるＲＩＬＯ　Ａ／Ｐへの情報提供、特定の密輸品を対象にした共同取締オペレーションへの参加や、多国間ワークショップへの協力等を実施した。 また、令和６年１月から、日本はＲＩＬＯ　Ａ／Ｐのホスト国を務めている。【財】

	海上犯罪取締り能力向上のための研修を通じた国際連携の強化	各海上保安機関との国際連携の強化及び薬物密輸等の海上犯罪取締り能力の強化を図るため、アジア、アフリカ等の海上保安機関の現場指揮官クラスを対象とした研修である「海上犯罪取締りコース」を開催した。【海】
	ＡＤＥＣ等の開催を通じた意見交換及び知見の共有	取締機関の国際連携の強化を図るため、令和８年１月、我が国からの招へい国を含む29か国・４機関の参加を得て、ＡＤＥＣを開催し、各国の薬物情勢、検挙事例等に関する知見を共有した。【警】 *［予算19,733千円］*
	薬物事犯の捜査・公判等に関する知見の共有	ＵＮＯＤＣと連携して太平洋島しょ国の警察官及び検察官を対象とした研修を実施し、その中で、薬物密輸事案の捜査に関する講義を行うことにより、我が国の捜査手法に係る知見を共有した。【法】
薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等と連携した取締体制の強化	薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等との国際捜査協力の関係強化	関係国の捜査機関との国際捜査協力関係を強化するため、薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその周辺諸国と情報共有等を実施した。【海】
	仕出国・地域及びその周辺国・地域の外国当局との情報交換の一層の強化	関係各国等との協力関係の強化を図り、国際的な取締体制の構築を促進するため、会議への参加や取締能力向上のためのワークショップ、積極的な情報交換を実施し、実際に違法薬物の密輸を摘発するなどの成果が得られた。【財】
	国際郵便を利用した薬物密輸事犯が摘発された場合の仕出国の郵政関係機関に対する文書発出及び郵便職員等への協力要請	国際郵便を利用した薬物密輸事犯が摘発された国に対して、引き続き当該事犯に係る仕出国の郵政関係機関に対して文書を個別に発出するとともに、万国郵便連合（ＵＰＵ）国際事務局に対し、薬物の密輸防止のため郵便物の引受検査徹底等の依頼を各加盟国の郵便事業体に周知するよう要請した。【総】
	仕出地又は中継地となっている国の取締能力向上の支援	仕出地等の取締り能力の向上を支援するため、令和８年１月、我が国からの招へい国を含む29か国・４機関の参加を得て、ＡＤＥＣを開催し、各国の薬物情勢、検挙事例等に関する知見を共有した。【警】 *［予算19,733千円］* 仕出地等の取締り能力の向上を支援するため、令和７年６月から７月にかけ、アジア、アフリカ等から薬物取締機関の上級幹部を招へいして、「薬物犯罪取締セミナー」を開催し、各国の薬物情勢、検挙事例等に関する知見を共有した。【警】
	ＳＭＡＲＴ犯罪科学プログラムの支援によるアジアにおける合成薬物対策への地域的な取組強化	危険ドラッグ等の合成薬物対策の一環としてＵＮＯＤＣが実施しているＳＭＡＲＴ犯罪科学プログラムの継続的な拠出等の支援を通し、アジアにおいて、ＮＰＳをはじめとする合成薬物対策への地域的な取組を強化した。【外】 *［予算8万米ドル］*

【まとめと今後の課題】

覚醒剤、麻薬等の違法薬物の仕出国や流通上の中継経由国の多様化が進んでおり、国際的な薬物対策のため、関係機関、諸外国、関係委員会等との連携強化が必要である。

そのため、各国機関やＵＮＯＤＣをはじめとする国際機関との情報共有等により直接的に薬物規制情報を入手することや、これらの国際機関が実施する従来のグローバルＳＭＡＲＴプログラムの後継的取組となるＳＭＡＲＴ犯罪科学プログラムへの参加等を通じ、最新の違法薬物の乱用動向等に関する最新

情報の把握に努める必要がある。特に多様に変化するＮＰＳについては、迅速な情報収集が可能となるよう、諸外国との連携を一層強化する。

薬物の不正取引は世界規模で展開されており、その収益が各種犯罪やテロ活動の資金源となっている中、薬物犯罪対策に係る国際的ネットワークを強化することは、我が国の安全確保にも資するものである。

また、薬物対策を含む国際組織犯罪対策に知見を有するＵＮＯＤＣをはじめ、国際機関及び各国法執行機関との連携を一層強化し、課題の優先性・緊急性を踏まえつつ、能力強化支援プロジェクトの実施や各種国際会合への積極的な参加を通じ、関係機関との情報連携・協力を推進する必要がある。

近年、欧米諸国においてフェンタニル等の合成オピオイドの乱用による健康被害が深刻化している。我が国においてこれらの物質について流通規制や承認適応が限定されるなど、他国と比べて極めて抑制的に使用されているため、欧米諸国でみられるような深刻な状況にはないが、関係諸国と更なる連携を強化し、国内外への不正薬物等の流入・流出の防止を図る必要がある。

さらに、近年乱用が拡大しているニタゼン系物質については、我が国では国際機関からの情報や、ＣＮＤにおける国際麻薬三条約の附表改正の採択等を踏まえ、随時麻薬や指定薬物への指定を行うなどの対応を進めているところではあるが、今後も最新の乱用薬物に係る情報収集を一層強化する必要がある。

以上を踏まえ国際機関等との情報共有や会議への参加を通じた情報収集・意見交換を積極的に行うとともに、我が国の情報発信を強化し、国際的な連携を一層深化させながら、効果的な薬物対策を推進していくことが重要である。

〔参考データ：各年１月１日から 12 月 31 日まで〕

●全薬物事犯検挙人員　（人）

	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙人員	13,841	14,019	14,322	13,860	14,567	14,408	12,621	13,815	14,040	15,186

出典： 警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

（注）覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん事犯の検挙人員の合計。

●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員　（件、人）

	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙件数	15,374	14,496	14,289	12,155	12,292	11,809	9,012	8,603	9,202	9,773
検挙人員	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289	6,073	6,306	6,575

出典： 警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員　（人）

	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
大麻	2,722	3,218	3,762	4,570	5,260	5,783	5,546	6,703	6,342	7,120
麻薬・向精神薬	505	505	528	558	638	639	783	1,033	1,382	1,472
コカイン	153	185	217	213	204	169	253	391	629	845
ヘロイン	0	9	10	7	7	0	0	3	1	3
MDMA 等錠剤型合成麻薬	37	41	57	90	219	247	265	250	242	307
あへん	7	12	2	2	15	16	3	6	10	19

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

（注）令和６年 12 月 12 日以降、大麻は麻薬及び向精神薬取締法における麻薬として規制されることとなったが、同月 12 日から 31 日までに麻薬及び向精神薬取締法違反として検挙した人員については「大麻」の項目へ計上し、「麻薬・向精神薬」の項目から除外している。

●薬物押収量　（ｋｇ、ＭＤＭＡ等錠剤型合成麻薬は錠）

	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
覚醒剤	1,521.4	1,136.6	1,206.7	2,649.7	824.4	998.7	475.3	1,601.6	1,473.3	1,687.6
大麻製品（乾燥大麻、大麻たばこ）	159.7	270.5	337.3	430.1	299.1	377.2	330.7	850.0	452.3	1,535.1
THC 類濃縮物							90.0	56.5	147.7	334.7
大麻樹脂	1.0	21.9	3.1	14.8	3.6	2.9	5.6	1.0	11.8	1.4
コカイン	113.3	11.6	157.4	639.9	821.7	15.1	42.8	56.2	301.4	248.8
ヘロイン	0.0	70.3	0.0	16.7	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
あへん	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8	－	0.0	2.5	2.0
MDMA 等錠剤型合成麻薬	5,122	3,244	12,307	73,915	106,308	80,623	95,614	169,743	232,509	311,532

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

（注）「0.0」とあるのは、押収量が微量であったことを表す。

●少年の覚醒剤事犯の検挙人員　（人）

	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総数	136	93	98	97	99	115	103	107	115	176
うち中学生	7	0	3	3	0	1	1	3	5	4
うち高校生	18	8	13	10	11	13	12	8	16	30

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年及び 20 歳代の覚醒剤事犯の検挙人員　（人）

	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総数	1,437	1,334	1,285	1,151	1,114	1,156	918	947	1,019	1,237
うち少年	136	93	98	97	99	115	103	107	115	176
うち 20 歳代	1,301	1,241	1,187	1,054	1,015	1,041	815	840	904	1,061

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員　（人）

	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総数	211	301	434	615	899	1,000	917	1,246	1,142	1,379
うち中学生	2	2	7	6	8	8	11	21	26	28
うち高校生	32	53	74	110	159	189	150	230	205	314

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年及び 20 歳代の大麻事犯の検挙人員　（人）

	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総数	1,237	1,519	2,007	2,622	3,511	3,934	3,840	4,887	4,600	5,151
うち少年	211	301	434	615	899	1,000	917	1,246	1,142	1,379
うち 20 歳代	1,026	1,218	1,573	2,007	2,612	2,934	2,923	3,641	3,458	3,772

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●大麻事犯における初犯者率　（人、％）

	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙人員	2,722	3,218	3,762	4,570	5,260	5,783	5,546	6,703	6,342	7,120
うち初犯者数								5,119	4,621	5,192
比率（％）								76.4	72.9	72.9

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況　（校、％）

		H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	開催校数	15,676	15,886	15,747	15,467			13,373	14,220	14,783	
	開 催 率	76.2	77.3	79.1	78.6			70.7	75.5	79.3	
中学校	開催校数	9,312	9,541	9,328	9,190			8,056	8,418	8,731	
	開 催 率	88.9	91.0	91.0	90.6			82.0	86.1	90.0	
義務教育学校	開催校数		25	85	151			228	290	357	
	開 催 率		100.0	83.3	91.0			76.5	81.2	87.1	
高等学校	開催校数	3,990	4,104	4,092	4,004			3,570	3,793	4,012	
	開 催 率	84.6	86.3	86.4	85.8			78.0	82.6	87.1	
中等教育学校	開催校数	39	40	68	78			64	68	84	
	開 催 率	78.0	76.9	66.7	76.5			62.1	63.0	78.5	

出典：文部科学省調べ
（注１）各年４月１日から翌３月 31 日まで　（注２）義務教育学校は H28 より創設
（注３）H31・R1、R2、R6 は、未実施

●覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数　（人、％）

	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙人員	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289	6,073	6,306	6,575
うち暴力団関係者	5,114	4,796	4,687	3,777	3,592	3,058	2,199	1,970	1,760	1,553
構成比（％）	48.2	46.6	46.7	43.3	41.5	38.3	35.0	32.4	27.9	23.6

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●覚醒剤事犯における再犯者率　（人、％）

	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検挙人員	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289	6,073	6,306	6,575
うち再犯者数	6,879	6,740	6,613	5,765	5,937	5,338	4,258	4,008	4,185	4,228
比率（％）	64.9	65.5	65.9	66.0	68.6	66.9	67.7	66.0	66.4	64.3

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●出所受刑者の２年以内再入率（覚醒剤取締法違反）　（人、％）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5
出所受刑者人員	6,456	6,184	6,144	6,134	5,982	5,367	5,008	4,531	4,399	4,056
うち２年以内再入者数	1,338	1,187	1,149	1,061	957	846	776	581	466	519
比率（％）	20.7	19.2	18.7	17.3	16.0	15.8	15.5	12.8	10.6	12.8

出典：法務省調べ

●薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員　（件、人）

		H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
覚醒剤	件数	85	130	137	293	87	62	146	218	113	112
	人員	108	159	172	357	143	95	196	297	155	136
大麻	件数	49	89	107	123	105	120	78	90	143	196
	人員	52	77	94	122	103	145	92	97	155	233
麻薬・向精神薬	件数	86	108	139	148	94	103	124	164	152	232
	人員	87	80	108	116	84	126	155	169	162	269
あへん	件数	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
	人員	0	0	0	0	0	1	0	0	3	6
合計	件数	220	327	383	564	286	286	348	472	409	541
	人員	247	316	374	595	330	367	443	563	475	644

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

（注）令和６年 12 月 12 日以降、大麻は麻薬及び向精神薬取締法における麻薬として規制されることとなったが、同月 12 日から 31 日までに麻薬及び向精神薬取締法違反として検挙した人員については「大麻」の項目へ計上し、「麻薬・向精神薬」の項目から除外している。

●危険ドラッグ事犯検挙人員　（人、％）

		H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反		826	653	383	183	140	130	275	340	486	281
	うち少年	10	2	1	1	2	3	17	29	41	27
	構成比（％）	1.2	0.3	0.3	0.5	1.4	2.3	6.2	8.5	8.4	9.6
医薬品医療機器等法違反以外の法令違反		162	73	50	17	19	34	37	104	259	120
	うち少年	4	0	0	1	0	0	3	9	45	19
	構成比（％）	2.5	0	0	5.9	0	0	8.1	8.7	17.4	15.8
合計		988	726	433	200	159	164	312	444	745	401
	うち少年	14	2	1	2	2	3	20	38	86	46
	構成比（％）	1.4	0.3	0.2	1.0	1.3	1.8	6.4	8.6	11.5	11.5

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

（注）医薬品医療機器等法違反以外の法令違反とは麻薬及び向精神薬取締法違反、交通関連法令等。

薬物事犯検挙人員の推移

- ○ 薬物事犯全体の検挙人員は、**前年より増加した**
- ○ 大麻事犯の検挙人員は、**過去最多を更新**し、3年連続で覚醒剤の検挙人員を上回った
- ○ 麻薬事犯の検挙人員は、**過去10年で最多であった前年よりも更に増加した**

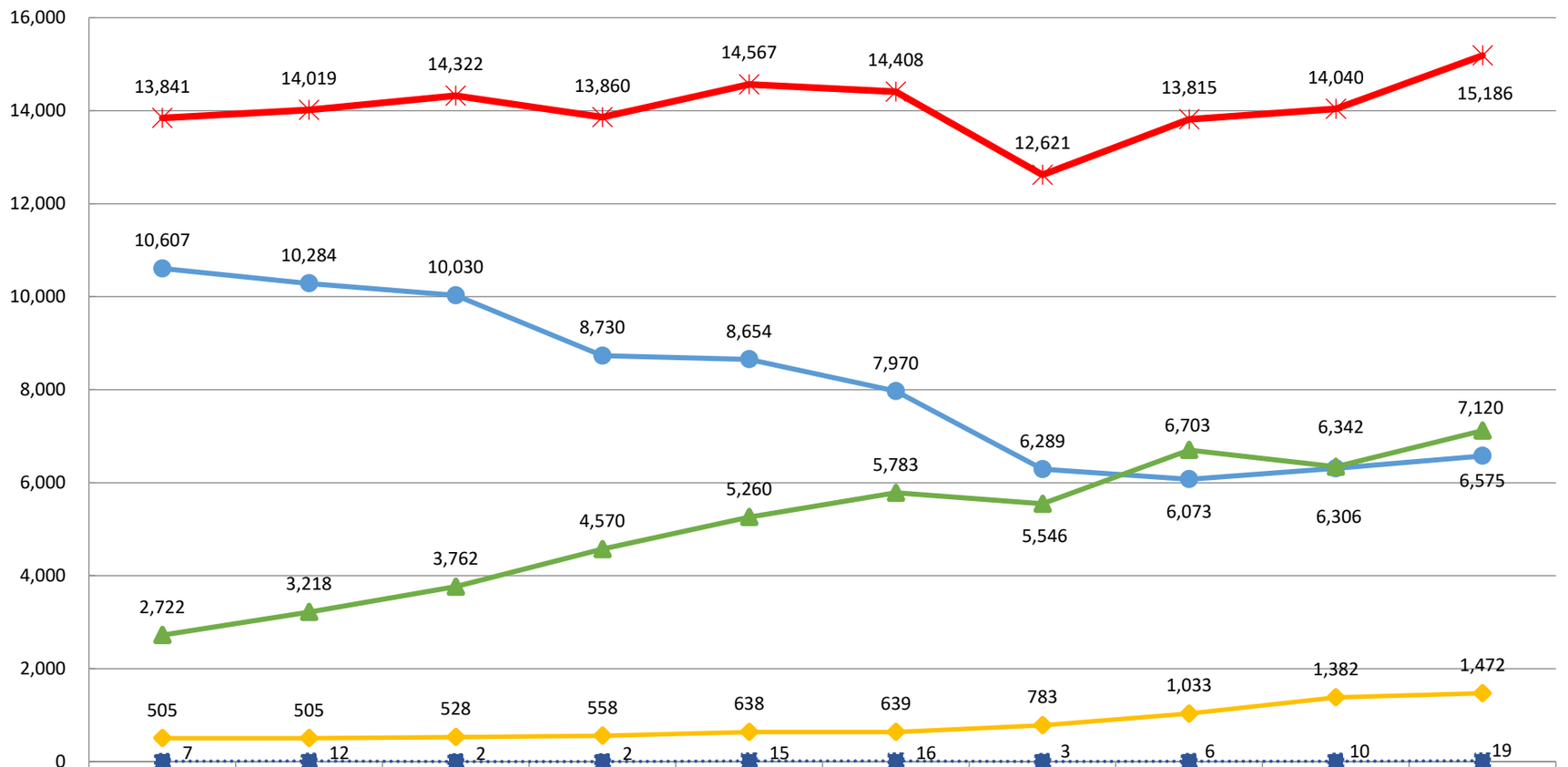

	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
覚醒剤	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289	6,073	6,306	6,575
大麻	2,722	3,218	3,762	4,570	5,260	5,783	5,546	6,703	6,342	7,120
麻薬・向精神薬	505	505	528	558	638	639	783	1,033	1,382	1,472
あへん	7	12	2	2	15	16	3	6	10	19
全薬物事犯	13,841	14,019	14,322	13,860	14,567	14,408	12,621	13,815	14,040	15,186

※令和６年12月12日以降、大麻は麻薬及び向精神薬取締法における麻薬として規制されることとなったが、
麻薬及び向精神薬取締法違反として検挙した大麻関係の人員については「大麻」の項目へ計上し、「麻薬・向精神薬」の項目から除外している。

薬物押収量の推移

- ○ 覚醒剤押収量は、**前年より増加**し、**約1,688キログラムを押収**
- ○ 乾燥大麻押収量は、**前年から約3.4倍増加**し、**約1,535キログラムを押収**
- ○ MDMA等錠剤型合成麻薬押収量は、**前年より増加**

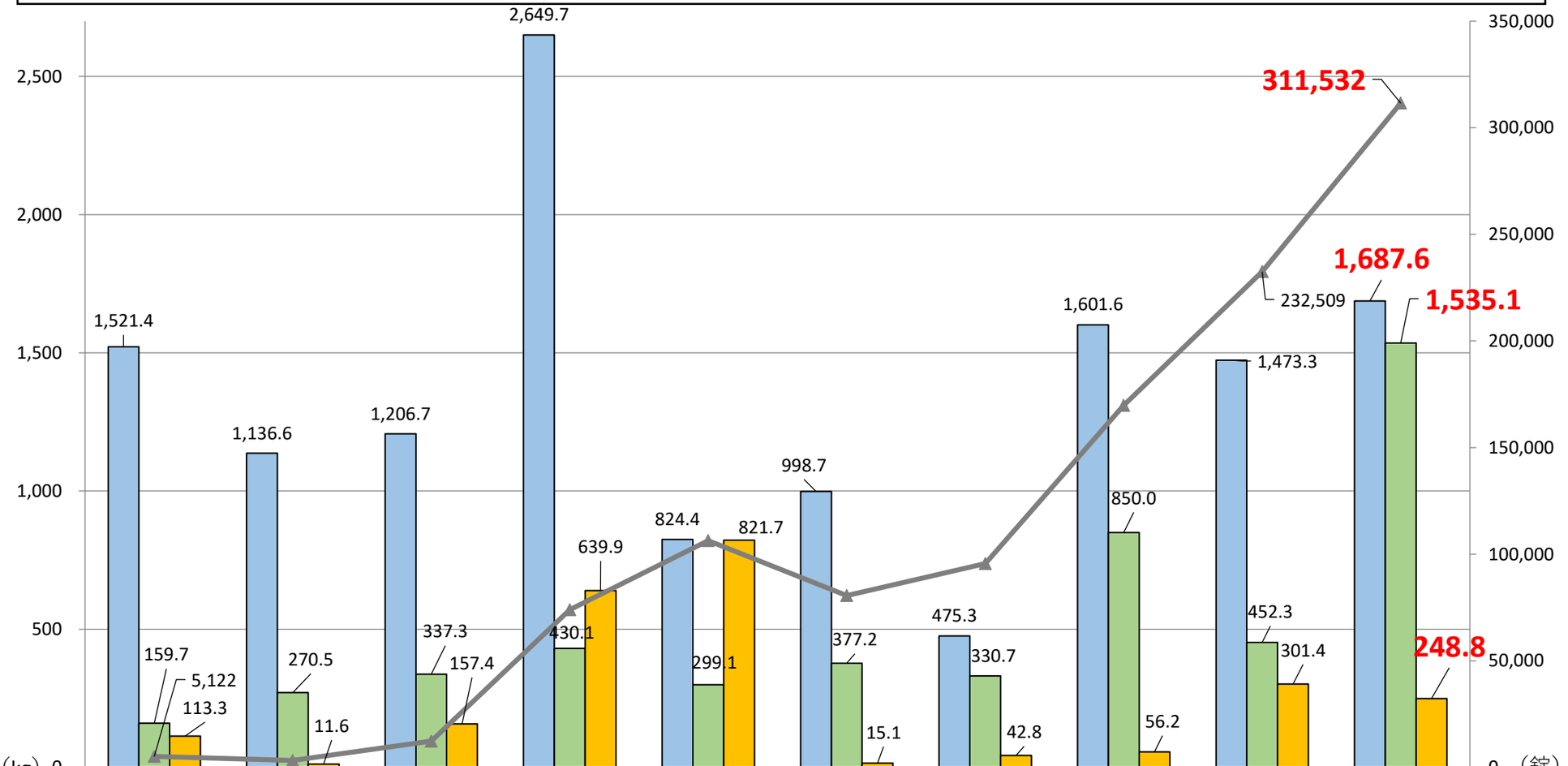

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
覚醒剤	1,521.4	1,136.6	1,206.7	2,649.7	824.4	998.7	475.3	1,601.6	1,473.3	1,687.6
乾燥大麻	159.7	270.5	337.3	430.1	299.1	377.2	330.7	850.0	452.3	1,535.1
コカイン	113.3	11.6	157.4	639.9	821.7	15.1	42.8	56.2	301.4	248.8
MDMA等錠剤型合成麻薬	5,122	3,244	12,307	73,915	106,308	80,623	95,614	169,743	232,509	311,532

大麻事犯における検挙人員及び30歳未満の割合

○ 大麻事犯における30歳未満の検挙人員は、**過去最多を更新**

○ 大麻事犯の検挙人員のうち、**30歳未満**が占める割合は**72.3%**

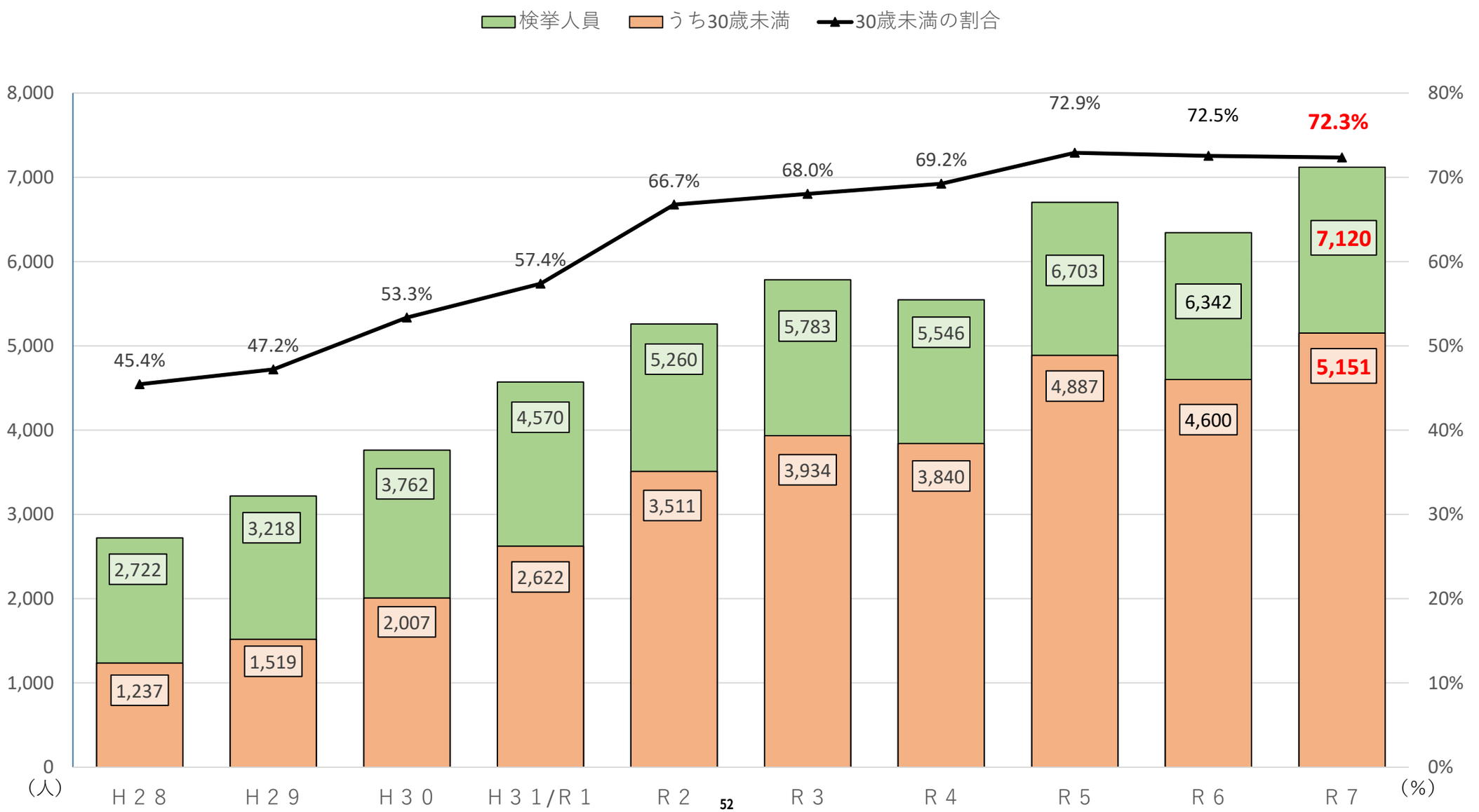

大麻事犯における20歳未満の検挙人員

○ 大麻事犯における20歳未満の検挙人員は、**過去最多を更新**

○ 30歳未満の検挙人員のうち**20歳未満**が占める割合は**26.8%**

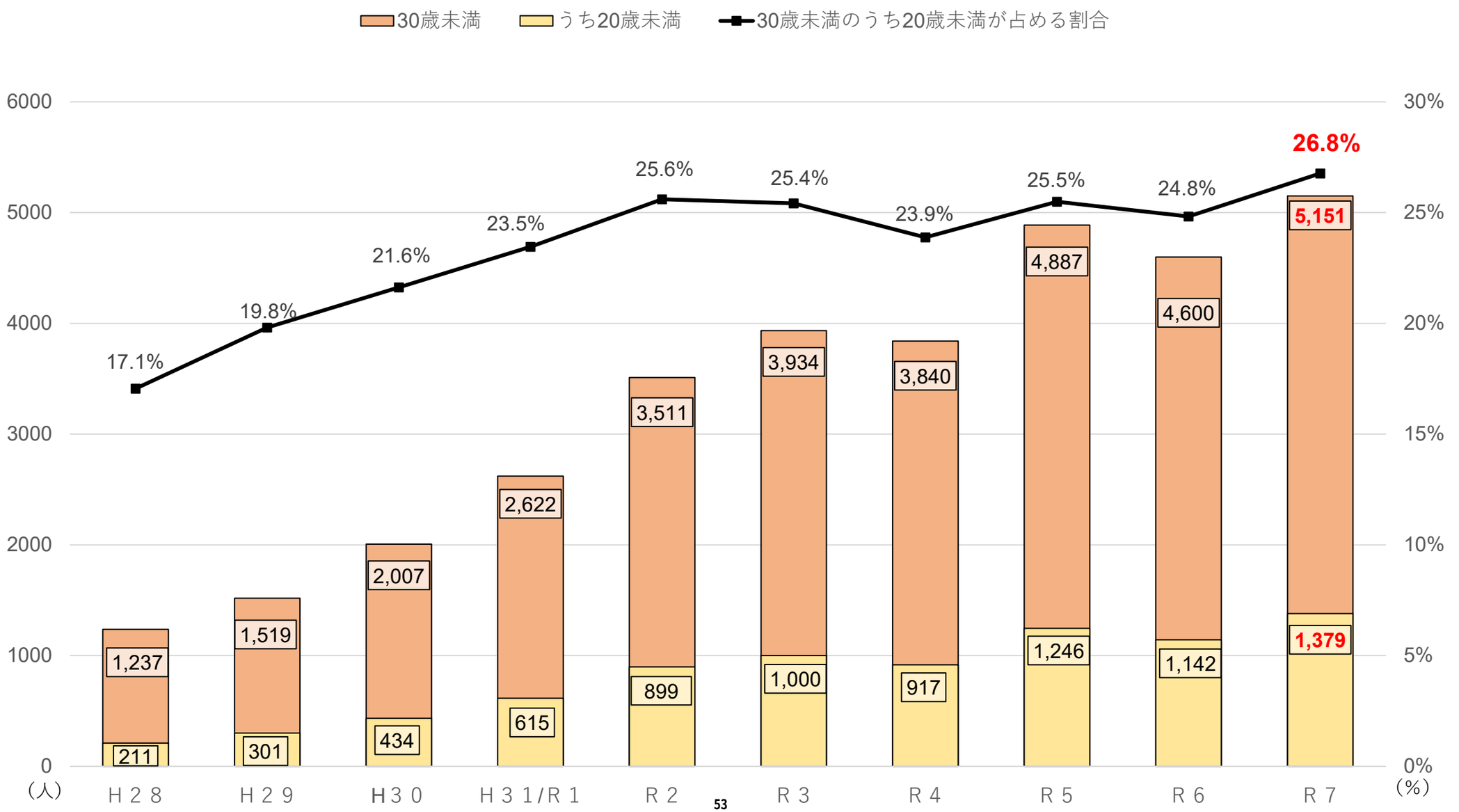

大麻事犯における検挙人員の推移（年齢別）

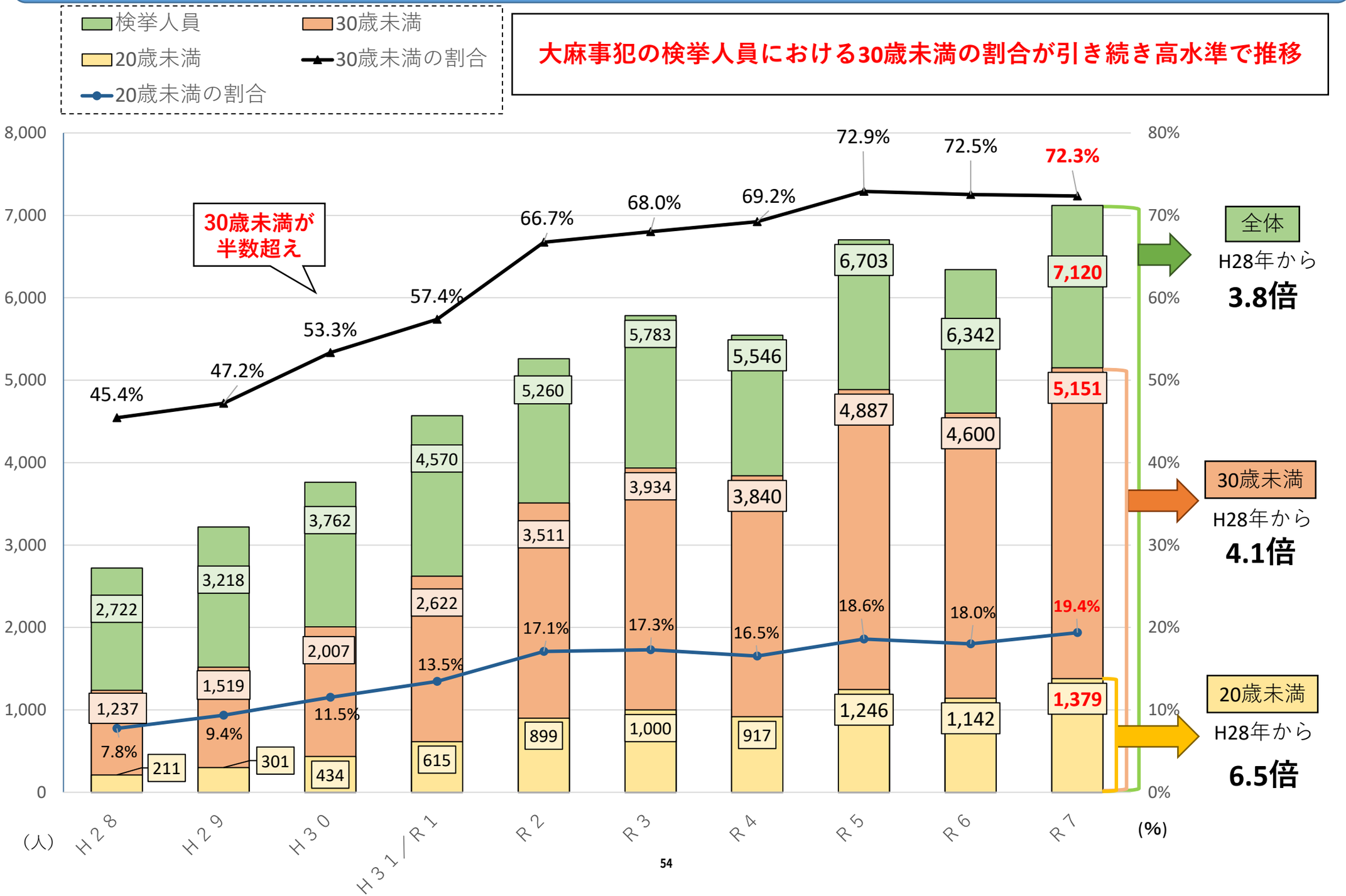

覚醒剤事犯における再犯者率の推移

○覚醒剤事犯の再犯者率は、64.3%

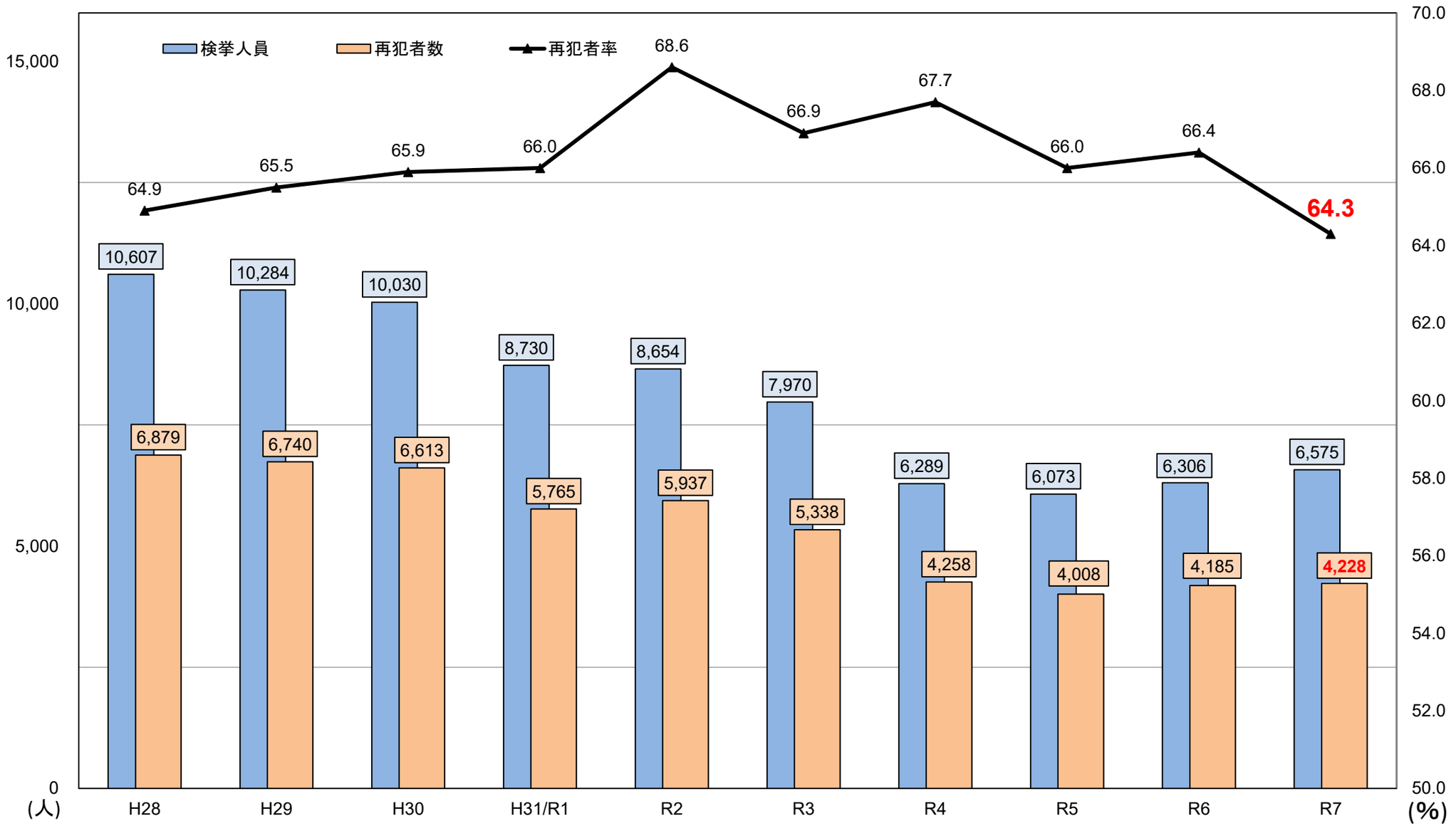

資料No.３

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別支所

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	学校等関係機関からの依頼に応じて、人間科学の専門職である法務教官や法務技官（心理）が薬物乱用防止教室を実施している（令和８年度３件）。違法薬物の害悪に関する知識の付与にとどまらず、薬物依存に陥る心理についても解説し、予防のための方法やＳＯＳの出し方なども助言している。また、ＳＮＳを通じた犯罪加害・被害の防止のための法教育の依頼に応じる際にも、ＳＮＳを通じて大麻等の乱用に至らないよう注意喚起している。	同左 ※薬物乱用防止教室実施件数４件
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	少年鑑別所に入所した少年の薬物乱用歴を聴取し、薬物乱用に及んだ原因や薬物乱用の程度を分析し、対処方針を家庭裁判所、保護観察所、少年院等の関係機関に引き継いでいる。また、地域の学校や医療機関等の関係機関の依頼に応じ、薬物乱用防止ワークブックを用いたプログラムを実施する体制を整えている（令和８年度０件）。	同左 ※薬物乱用防止ワークブックの実施依頼はなかった。

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	該当事項なし。	該当事項なし。
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	該当事項なし。	該当事項なし。
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	該当事項なし。	該当事項なし。

別紙様式３

機関・団体等名：仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別支所

【地域援助による協力】

盛岡少年鑑別支所は、「法務少年支援センターいわて（月が丘相談室）」として、地域の非行・犯罪の防止に関する相談に応じている。対象者は子供から大人まで幅広く、非行・犯罪などの問題がある本人への対応に加え、本人の家族や関係機関等の支援者への援助も実施しており、相談は無料である。薬物乱用に関する相談には、法務技官（心理）が鑑別で培った知識や技術を用いて心理アセスメントを行った上、少年院での矯正教育等の経験を有する法務教官が、薬物乱用防止ワークブック等のプログラムを行うという専門的な対応を取る体制を整えている。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：盛岡保護観察所

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	１　第 76 回「社会を明るくする運動」では、関係機関や保護司を始めとした更生保護関係団体の協力を得て、県内各地でポスター掲示やのぼり旗設置、パンフレット配布活動を行い、広報・啓発に努めた。 ２　保護観察官や保護司が地域の学校に出向き、薬物に関する講話を行っている。	１　第 75 回「社会を明るくする運動」では、関係機関の協力を得て、県内各地でポスター掲示やのぼり旗設置、パンフレット配布活動を行い、広報・啓発に努めた。 ２　保護観察官や保護司が地域の学校に出向き、薬物に関する講話を行っている
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	１　仙台ダルク、秋田ダルク等ダルク職員を講師に招き、薬物依存のある矯正施設被収容者の引受人及び保護観察対象者家族等を対象とした引受人等座談会を実施する。 ２　ダルク等の当事者団体、精神保健福祉センター等の行政機関、県立大学、医療機関等と連携し、依存症に関する知識の習得や制度利用説明等、依存症の回復及び社会復帰支援に関する理解促進の機会を設けている。	１　仙台ダルク、秋田ダルク等ダルク職員を講師に招き、薬物依存のある矯正施設被収容者の引受人及び保護観察対象者家族等を対象とした引受人等座談会を実施する。 ２　ダルク等の当事者団体、精神保健福祉センター等の行政機関、県立大学、医療機関等と連携し、依存症に関する知識の習得や制度利用説明等、依存症の回復及び社会復帰支援に関する理解促進の機会を設けている。

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
	３　保護観察所において、薬物再乱用防止プログラム受講が義務付けられている保護観察対象者に対して、同プログラムを確実に実施し再犯防止に努めている。また、プログラム受講が義務付けられていない保護観察対象者に対して、任意によるプログラム受講や簡易薬物検出検査を実施し、断薬意思が継続できるよう対応している。 ４　「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を踏まえ、地域社会における「処遇」及び「医療」並びに「援助」などの支援を適正かつ円滑に実施するため、精神保健福祉センター等の行政機関、医療機関、民間の薬物依存回復訓練施設等と連携しながら、協力体制の整備に努め、これらの機関と地域支援連絡協議会を開催することとしている。	３　保護観察所において、薬物再乱用防止プログラム受講が義務付けられている保護観察対象者に対して、同プログラムを確実に実施し再犯防止に努めている。また、プログラム受講が義務付けられていない保護観察対象者に対して、任意によるプログラム受講や簡易薬物検出検査を実施し、断薬意思が継続できるよう対応している。 ４　「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を踏まえ、地域社会における「処遇」及び「医療」並びに「援助」などの支援を適正かつ円滑に実施するため、精神保健福祉センター等の行政機関、医療機関、民間の薬物依存回復訓練施設等と連携しながら、協力体制の整備に努め、これらの機関と地域支援連絡協議会を開催することとしている。 ５　薬物事犯対象者に対する処遇の実効性を高めるため、各保護司会において、保護観察等をテーマとした地域処遇会議を積極的に開催した。

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	該当事項なし。	該当事項なし。
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	該当事項なし。	該当事項なし。
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	該当事項なし。	該当事項なし。

別紙様式３

機関・団体等名：盛岡保護観察所

その他、取組事項等なし。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：仙台出入国在留管理局盛岡出張所

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	啓発用ポスター等の掲示協力	同左
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	特になし	特になし
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	特になし	特になし
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	特になし	特になし
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	特になし	特になし

別紙様式３

機関・団体等名：仙台出入国在留管理局盛岡出張所

・外国人入国審査時の規制薬物所持（申告制）確認徹底
・外国人在留審査時の厳格化（違反歴等の確認）

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：釜石税関支署

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	・高校生、中学生を対象とした「薬物乱用防止教室」等を実施することで、薬物乱用未然防止に努めていく。 令和８年度実施状況（１０月１日現在） 岩手県内高等学校　１校　　その他　２件 令和８年度計画 岩手県内高等学校　３校	・令和７年度薬物乱用防止教室の実施 岩手県内高等学校　８校
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	・特になし	・特になし
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	・特になし	・特になし

目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	・釜石港、宮古港及び大船渡港に入港する外国貿易船や外航クルーズ船に対して関係機関との連携を密にし、船内検査等の取締りを実施する。 ・花巻空港に入港する国際定期便等に対して旅具検査等の取締りを実施する。 ・外国から到着する貨物については、主にコンテナ貨物に対して貨物検査を実施する。 ・関係団体等に対して、密輸防止及び情報提供に関するリーフレット等の配付を行っているほか、税関ホームページ、Ｙｏｕ　Ｔｕｂｅ（税関チャンネル）、Ｘなどのソーシャルメディアを通じて、水際取締対策等の広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図っている。また、周辺の不開港への巡回を行い情報収集に努めている。	・釜石港、宮古港及び大船渡港に入港する外国貿易船や外航クルーズ船に対して関係機関との連携を密にし、船内検査等の取締りを実施する。 ・花巻空港に入港する国際定期便等に対して旅具検査等の取締りを実施する。 ・外国から到着する貨物については、主にコンテナ貨物に対して貨物検査を実施する。 ・関係団体等に対して、密輸防止及び情報提供に関するリーフレット等の配付を行っているほか、税関ホームページ、Ｙｏｕ　Ｔｕｂｅ（税関チャンネル）、Ｘなどのソーシャルメディアを通じて、水際取締対策等の広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図っている。
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	・特になし	・特になし

別紙様式３

機関・団体等名：釜石税関支署

その他、取組事項等があれば、記載してください

特になし。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：釜石海上保安部

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標 １　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	該当なし。	該当なし。
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	該当なし。	該当なし。
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	海上における薬物犯罪の端緒獲得や関係機関との薬物密売組織等に対する取締りを徹底し、薬物の流通を阻止する。	組織的な密漁事件等は確認されなかった。
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	薬物の密輸が懸念される国から入港する船舶に対する立入検査を徹底し、薬物の密輸入を阻止する。	外国から直接入港した船舶に対し、税関等と合同で立入検査を実施するも、薬物の確認には至らなかった。
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	該当なし。	該当なし。

別紙様式３

機関・団体等名：釜石海上保安部

その他、取組事項なし。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：岩手労働局

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	意識啓発を図るため、岩手労働局及び労働基準監督署、公共職業安定所に薬物乱用防止のポスターを掲示する。	該当事項なし。
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	該当事項なし。	該当事項なし。
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	該当事項なし。	該当事項なし。
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	該当事項なし。	該当事項なし。
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	該当事項なし。	該当事項なし。

別紙様式３

機関・団体等名：　岩手労働局

取組事項等なし。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：東北厚生局麻薬取締部

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	① 薬物乱用防止教室等への講師派遣 ② 啓発パンフレット等の配布 ③ 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動宮城大会に参加	① 薬物乱用防止教室等への講師派遣 対象 ・中学校　４件 ・高等学校　４件 ・大学等　３件 ・防犯協会主催　２件 等計１４件　２，０２９名に実施 ② 啓発パンフレット等の配布 中学校、陸上自衛隊等に、麻薬・覚醒剤乱用防止パンフレット等を配布 ③ 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動福島大会に参加

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	① 相談窓口の対応 ② 薬物再乱用防止支援事業を推進。現在７名の対象者に面談等による支援を実施 ③ ９月８日、同月９日、岩手県盛岡市において薬物中毒対策連絡会議及び再乱用防止対策講習会を開催	① 相談窓口の対応 麻薬取締部設置の相談電話で薬物に関する各種相談を受理した ② 再乱用防止支援事業の拡充 精神保健福祉士の資格を有する専門職員を採用し、検察庁の協力も得て事業を拡充 ③　仙台地方検察庁に加えて山形地方検察庁をはじめとする東北 5 県の地方検察庁から対象者の受け入れを開始。宮城県にあっては仙台地方検察庁に加えて、その支部からも受け入れを開始 札幌市において薬物中毒対策連絡会議及び再乱用防止対策講習会を開催
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	① 管内の覚醒剤密売人及び末端乱用者等を検挙 ② 宮城県警察との合同捜査により SNS を利用した覚醒剤、麻薬、大麻等の密売グループを検挙	①　宮城県警察と情報共有し、同県内における SNS 等を利用した指定暴力団員による規制薬物密売事件を捜査 ②　宮城県警察と情報共有し、仙台市内の危険ドラッグ店に対する捜査を実施、大麻所持事犯で店舗経営者をはじめとする関係者数人を検挙した。これらの捜査により危険ドラッグの販売店舗及び製造会社を閉業に追い込んだ。

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	①　密輸事件が発生した際、関係機関と連携するため、密輸対策・情報官を窓口とした連絡体制等、即応する体制を維持する ②　横浜税関、東京税関及び函館税関と連携し、管内を仕向け先とする密輸入事件を捜査	①　米国来仙台市内宛ての大麻粘性物が隠匿された宅配物について、宮城県警察及び横浜税関塩釜税関支署と合同で泳がせ捜査（CCD）を実施し、当該宅配物を受領した男性１名を現行犯逮捕した。 ②　インド来福島県会津若松市宛ての指定薬物エトミデートが隠匿された宅配物について、泳がせ捜査（CCD）を実施し、宅配物を受領した男性１名を現行犯逮捕するとともに、現場での捜査で指示役と認められる男性１名を特定したので、同人を通常逮捕した。
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	特になし。	特になし。

別紙様式３

機関・団体等名：東北厚生局麻薬取締部

特になし。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：一般社団法人岩手県医師会

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	各種団体の開催行事への後援 岩手県薬剤師会の活動への協力	同左
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	薬物依存症・中毒者の早期発見と医療保護及び社会復帰への支援	同左
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	該当事項なし。	該当事項なし。
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	該当事項なし。	該当事項なし。
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	該当事項なし。	該当事項なし。

別紙様式３

機関・団体等名：　一般社団法人岩手県医師会

岩手県医師会・日本医師会よりの薬物乱用対策に関する各種通知文を、各郡市医師会を通じて会員に情報提供している。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：一般社団法人岩手県薬剤師会

<table>
<tr><th>目　　標</th><th>第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等
（令和８年度実施状況・計画）</th><th>参考（令和７年度実施状況）</th></tr>
<tr><td>目標１　青少年を中心とした広報･啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止</td><td>学校薬剤師が中心となり、小学校･中学校･高校等における「薬物乱用防止教室」の開催を推進する。
ゲートウェイドラッグとしてのタバコ･アルコールの害について、ＰＴＡを中心とした地域住民を対象に啓発を推進し、青少年薬物乱用防止教育への協力を呼びかける。
一般県民を対象とした「みんなの薬の学校」や各種講演会・イベント等において、薬物乱用防止は地域ぐるみの活動が重要であることを啓発する。
また、向精神薬や一般用医薬品の適正使用についても啓発を強化する。
薬物乱用防止教育の中で「薬の正しい使い方」及び「アンチ・ドーピング」啓発の必要性を訴求、同啓発用の資材等を活用して啓発する。
小･中･高校生等対象「薬物乱用防止教室」への講師派遣。薬物乱用防止啓発に関する資料の貸出･提供。
薬剤師会員を対象に、薬物乱用防止教室の講師養成およびスキルアップのための研修を実施。</td><td>（１）小学校･中学校･高校等で開催された「薬物乱用防止教室」において、担当校の学校薬剤師を中心に講師を務めた。
<table>
<tr><th>対　象</th><th>実施校数</th><th>受講者数</th></tr>
<tr><td>小学校</td><td>201 校</td><td>7,335 名</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>110 校</td><td>7,401 名</td></tr>
<tr><td>高等学校・専修学校</td><td>49 校</td><td>6,105 名</td></tr>
<tr><td>ＰＴＡ等</td><td>4 回</td><td>110 名</td></tr>
<tr><td>資料提供</td><td>1 回</td><td>179 部</td></tr>
</table>
（２）学校保健委員会や一般県民を対象とした健康管理講座「みんなの薬の学校」やイベント等において、ゲートウェイドラッグとしてのタバコ･アルコールの害や薬物乱用の害、向精神薬や一般用医薬品の適正使用について訴求した。
（３）薬物乱用防止教育の中で、「薬の正しい使い方」及び「アンチ・ドーピング」を啓発した。
（４）岩手県教育委員会事務局が主催する「令和７年度岩手県薬物乱用防止教室講習会」への協力
（岩手県薬剤師会員への参加の呼びかけ）</td></tr>
</table>

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
		（５）薬剤師会員を対象に、薬物乱用防止教室の講師養成およびスキルアップのための研修を開催した。 ① 令和７年度第１回学校薬剤師部会研修会 （令和７年６月 21 日　岩手県薬剤師会館） 受講者：151 名 内　容：「学校環境衛生検査の意義と実施に関して～薬物乱用防止教室やくすり教育に関する講演の考え方と実際～」 学校薬剤師部会部会長　畑澤 昌美 ② 令和７年度第２回学校薬剤師部会研修会 （令和７年９月６日　オンライン） 受講者：102 名 内　容：「これからの薬物乱用防止教室について」学校薬剤師部会幹事　髙橋 弘二 ③ 令和７年度第３回学校薬剤師部会研修会 （令和８年２月 12 日　オンライン） 受講者：113 名 内　容：「学習指導要領に基づく薬物乱用防止教育・くすり教育の適切な実施～学年・発達段階に応じた指導内容の整理と留意点～」 岩手県教育委員会事務局保健体育課 主任指導主事　生駒 大輔

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	（１）　薬物依存･中毒者の家族等から相談があった場合、相談先を紹介する。 （２）　薬物乱用経験者･同家族や支援機関の求めに応じて、薬物乱用に関わる正しい知識等の啓発を行う。	
目標３　薬物密売組織の壊滅､末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	（１）　薬物乱用防止教室において、「薬物乱用を見かけたり､誘われたりした場合には通報すること」「不安や問題を児童生徒が一人で抱え込まないこと」を呼びかける。	（１）　薬物乱用防止教室において、「薬物乱用を見かけたり､誘われたりした場合には通報すること」「不安や問題を児童生徒が一人で抱え込まないこと」を呼びかけた。
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	（１）　各種講習会等において、世界各国の薬物乱用防止活動を紹介し、活動への理解と協力を呼びかける。 （２）　海外旅行・留学等において注意すべきことを紹介する。	
目標５　国際社会の一員としての国際連携･協力を通じた薬物乱用防止		

別紙様式３

機関・団体等名：一般社団法人岩手県薬剤師会

① 薬物乱用防止啓発については、岩手県が積極的に取り組んでいることを県民に示すことが重要であり、そのためには関係機関の連携と県の事業としての取り組みが必要である。

例：県民参加型の事業（ポスター･ＣＭ･作文･標語･演劇等のコンクール）を企画する。

また、年齢に応じた啓発と、立場の異なる大人が協力して薬物乱用防止啓発に取り組んでいることを示すことが重要である。

さらには、岩手県保健医療計画、健康いわて 21 プラン（第３次）、いわていきいきプラン（2024～2026）、自殺対策アクションプラン、アルコール健康障害対策推進計画と連動し、組織横断的な具体的な取組みが求められる。

② 薬物乱用防止啓発活動は、県民の健康づくり活動に大きく関わる活動であることを認識し、健康づくり活動に関わる機関･団体等が連携していく必要がある。各市町村で実施されている

③ 健康まつりや学校の文化祭、大学祭等、啓発する場の拡大を図る必要がある。

④ 薬物乱用防止啓発は、健康教育の一環として健康や生活習慣、防犯等様々の角度から啓発する必要があることから、アルコール･たばこの害についても積極的に啓発していかなければならない。

特に、青少年の飲酒･喫煙防止については、アルコール･たばこがゲートウェイドラッグであることを認識させ、危険行動の回避と健康維持の両面から啓発しているが、児童･生徒だけでなく、その親世代にも積極的に啓発する必要がある。

⑤ 薬物乱用防止啓発事業指導者対象の研修会（県薬剤師会・地域薬剤師会）を継続して実施していく。

⑥ 薬物乱用防止啓発講座や薬物乱用防止教室等の実施（実施形態や資料の使い方、講師派遣等）についてコーディネートし、幅広い啓発活動を推進できるよう支援していく。

⑦ 昨今、若年層を中心に一般用医薬品の乱用、過剰摂取（オーバードーズ）事例が相次ぎ、社会的な問題となっていることから、一般用医薬品の購入に関わる啓発や、中学･高等学校の新学習指導要領を意識した「医薬品の正しい使い方」を啓発することで、医薬品がゲートウェイドラッグとならないようにする活動を引き続き推進していく。

⑧ アンチ･ドーピング活動の一環として、薬の適正使用や飲酒・喫煙・薬物乱用防止の啓発に取り組んでいる。平成 28 年に開催された、いわて国体においては、地域薬剤師会と協働する形で、行政や関係機関・団体との連携のもと、県内各地でアンチ･ドーピング活動を積極的に実施した経験を通して、日頃からの教育･啓発の重要性を実感したことから、岩手県スポーツ協会をはじめ、関係機関・団体、プロスポーツクラブ等と連携した取組を継続していく。

また、学校現場においても、学校保健委員会等、機会を捉えて、児童･生徒はもちろん、保護者や教職員に対しても啓発していく。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：岩手県精神保健福祉協会

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	①　薬物乱用防止活動の実施 国際麻薬乱用撲滅デーの周知を目的にした啓発活動の期間中、福祉総合相談センター内に、ポスター提示、リーフレット配架により、普及啓発を図るとともに募金について呼びかける。 ②　危険ドラッグ乱用防止啓発ポスターを掲示する。 ②　青少年に対する普及啓発 精神保健福祉センターとの共催により、様々な機会を通じて、青少年等を対象に、薬物依存に関する講話を実施し、普及啓発を図る。	①「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施 運動期間中、福祉総合相談センター内に、ポスター提示、リーフレットの配架により、普及啓発を図るとともに募金について呼びかけた。 ②　危険ドラッグ乱用防止啓発ポスターを掲示した。 ③　青少年に対する普及啓発 精神保健福祉センターとの共催により、様々な機会を通じて、青少年等を対象に、薬物に関する講話を実施し、普及啓発を図った。

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	①　各教室等の周知と開催 依存症家族教室、薬物依存症回復支援グループの周知を図り、教室等を開催した。 ②　関係機関との連携による支援の充実 保健所や市町村等の関係機関へ精神保健福祉センターで実施している薬物依存症回復支援グループ及び依存症家族教室を紹介し、再乱用防止、家族等への支援の充実強化を図る。 ③　個別相談の対応 本人及び家族等からの相談に応じ、精神保健福祉センターの各教室等や自助グループ（NA）につなげている。	①　各教室等の周知 依存症家族教室、薬物依存症回復支援グループ、の周知を図った。 ②　関係機関との連携による支援の充実 関係機関へ精神保健福祉センターで実施している薬物依存症回復支援グループ及び依存症家族教室を紹介し、再乱用防止、家族等への支援の充実強化を図った。 ③　個別相談の対応 本人及び家族等からの相談に応じ、精神保健福祉センターの各教室等や自助グループ（NA）につなげた。
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	取り組みなし	取り組みなし
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	取り組みなし	取り組みなし
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	取り組みなし	取り組みなし

別紙様式３

機関・団体等名：岩手県精神保健福祉協会

その他、取組事項等があれば、記載してください

特になし

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：岩手県ふるさと振興部学事振興課

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報･啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	① 薬物乱用防止教育等に係る文書などを、各私立学校へ通知し、周知を図る。 ② 私立学校に対し、啓発用ポスターやパンフレットなどを配布する。	① 薬物乱用防止教育等に係る文書などを、各私立学校へ通知し、周知を図った。 ② 私立学校に対し、啓発用パンフレットを配布した。
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	該当なし。	該当なし。
目標３　薬物密売組織の壊滅､末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	該当なし。	該当なし。
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	該当なし。	該当なし。
目標５　国際社会の一員としての国際連携･協力を通じた薬物乱用防止	該当なし。	該当なし。

別紙様式３

機関・団体等名：岩手県ふるさと振興部学事振興課

その他、取組事項等なし。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：岩手県環境生活部若者女性協働推進室

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	１　令和８年度「青少年の被害・非行防止県民運動」の実施 期間：７月１日から８月 31 日まで 内容：市町村や関係機関への呼びかけにより、各主体において、啓発ポスターの掲示や講座の実施などの広報啓発活動、パトロール活動等を実施 ２　「青少年を被害・非行から守る県民大会」の開催 期日：令和８年７月 23 日（木） 場所：いわて県民情報交流センター（キオクシア アイーナ） アイーナホール 内容：講演、青少年の意見発表・作文発表と併せて、非行防止啓発チラシの配布、薬物乱用防止パネルの展示を実施 ※12 月 31 日まで動画配信 ３　令和８年度「岩手県子ども・若者育成強調月間」の実施 期間：11 月１日から 11 月 30 日まで 主な取組： (1)　「情報メディア対応能力養成講座」として、青少年のインターネット利用、見守りに関する保護者・指導者向けの講座を 11 月下旬から 12 月上旬に実施予定（４地域開催：紫波町、一関市、釜石市、二戸市） (2)　市町村等関係機関に対し、広報啓発活動や地域活動の実施を依頼	１　令和７年度「青少年の被害・非行防止県民運動」の実施 期間：７月１日から８月 31 日まで 内容：市町村や関係機関への呼びかけにより、各主体において、啓発ポスターの掲示や講座の実施などの広報啓発活動、パトロール活動等を実施 ２　「青少年を被害・非行から守る県民大会」の開催 期日：令和７年７月 24 日（木） 場所：いわて県民情報交流センター（アイーナ） アイーナホール 参加：369 名（資料送付及び動画配信あり） 内容：講演、青少年の意見発表・作文発表と併せて、非行防止啓発チラシの配布、薬物乱用防止パネルの展示を実施 ※12 月 31 日まで動画配信 ３　令和７年度「岩手県子ども・若者育成強調月間」の実施 期間：11 月１日から 11 月 30 日まで 主な取組： (1)　「情報メディア対応能力養成講座」 ①　11 月 21 日（金）　久慈市　11 名 ②　11 月 26 日（水）　奥州市　26 名 ③　11 月 28 日（金）　陸前高田市　11 名 ④　12 月３日（水）　矢巾町　28 名 資料送付、動画配信と併せて 320 名参加 (2)　市町村等関係機関に対し、広報啓発活動や地域活動の実施を依頼

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	該当なし。	該当なし。
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	該当なし。	該当なし。
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	該当なし。	該当なし。
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	該当なし。	該当なし。

別紙様式３

機関・団体等名：岩手県環境生活部若者女性協働推進室

その他、取組事項特になし。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：　　岩手県商工労働観光部

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	特になし。	特になし。
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	特になし。	特になし。
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	特になし。	特になし。
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	特になし。	特になし。
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	特になし。	特になし。

別紙様式３

機関・団体等名：岩手県商工労働観光部

特になし。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：岩手県医療局

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	①　待合ホールや薬剤科の窓口など、患者様や来院者の目に付く場所にポスターやリーフレットを継続的に掲示し、薬物乱用防止の啓発に努めている。 ②　職員や医療従事者を対象に、麻薬、向精神薬、覚醒剤（原料）、大麻、危険薬物などの正しい取り扱いや危険性に関する研修会を定期的に開催し、知識と管理意識の向上を図っている。 ③　院内回覧による資料共有で防止運動の周知を行うほか、看護学校の講義などで危険性を説明し、広く知識の向上に努めている。	①　待合ホールや薬剤科窓口等の人目につきやすい場所へポスターやリーフレットを掲示・配布し、院内での啓発および回覧による知識の周知に努めた。 ②　職員や新採用者等を対象に、麻薬・覚醒剤・向精神薬等の正しい取り扱いや規制変更、管理意識の向上に関する研修を実施した。また、市販薬乱用を見据えた適正使用研修も行った。 ③　高等看護学校や薬学生の実習指導において、薬物の危険性に関する解説と啓蒙を実施したほか、中学生の職場体験時に防止運動の周知を行った。
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	①　薬物依存症や中毒者に対する適切な治療の提供、および医療保護の充実に努めている。 ②　薬物乱用者やその疑いのある患者に関して、院内スタッフ、多職種、地域薬剤師会、近隣薬局などとの間で迅速な情報共有や相談対応、服薬指導を行っている。 ③　地域医療福祉連携室などを通じて、自助グループや支援団体への調整を行い、患者の社会復帰に向けた支援を行っている。	①　精神科における薬物依存症・中毒者の医療保護や適切な治療、市販薬を含めた薬物療法による介入を実施した。 ②　社会復帰に向けた支援に努めたが、今年度は地域医療福祉連携室を通じた自助グループや支援団体等への具体的な調整実績はなかった。 ③　薬物依存症及び中毒者への入院対応実績は、精神科病棟がある病院において、令和７年度は 10 件であった。

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止		
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止		
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止		

別紙様式３

機関・団体等名：　岩手県医療局

特になし。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：岩手県教育委員会事務局保健体育課

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標 1　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	1　薬物乱用防止教室の実施状況調査 ・調査回答依頼：令和８年 12 月中旬（予定） ・結果の取りまとめ：令和９年２月中旬（予定） 2　薬物乱用防止教育の啓発活動通知 ・令和８年５月 20 日付け通知「各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について（通知）」 ・啓発資料の配布に関する通知（令和９年１月（予定）） 3　教職員及び外部講師の指導力向上のための研修会を開催 ・薬物乱用防止教室講習会（学校薬剤師・警察職員・教職員対象） オンデマンド配信による実施　12 月中旬予定 ・初任者研修（養護教諭）Ⅱ（養護教諭初任者対象） 令和８年８月 27 日（木）　対象者 29 名	1　薬物乱用防止教室の実施状況調査(R８年２月) ・令和７年度薬物乱用防止教室実施状況 【小学校・義務教育学校（前期課程）】94.2% （参考：令和６年度 93.6%） 【中学校・義務教育学校（後期課程）】94.4% （参考：令和６年度 97.9%） 【高等学校】100.0%（参考：令和６年度 100.0%） 2　薬物乱用防止教育の啓発活動通知 ・令和７年４月 30 日付け通知「薬物乱用防止啓発訪問事業について」 ・令和７年５月 15 日付け通知「各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について（通知）」 ・令和７年５月 15 日付け通知「『薬物乱用防止教育のスライド資料集』及び『薬物乱用防止教育のスライド資料集の使用に関する手引き』を活用した薬物乱用防止教育の推進について」 ・令和８年１月 14 日付け通知「『子供のまわりには

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
		危険がいっぱい』の配布について」（小学校６年生対象） ・令和８年１月 14 日付け通知「『学生のみなさんへ薬物のこと大麻のこと誤解していると危険です！』」の配布について」（高等学校３年生向け） ・令和８年３月 23 日付け通知「薬物乱用防止啓発訪問事業について」 ３　教職員及び外部講師の指導力向上のための研修会を開催 ・薬物乱用防止教室講習会（学校薬剤師・警察職員・教職員対象） オンデマンド配信による実施 令和７年 12 月 18 日～令和８年１月 30 日 受講者　154 名 ・初任者研修（養護教諭）Ⅱ 令和７年８月 28 日（木）　受講者 20 名
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	該当事項なし。	該当事項なし。

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	該当事項なし。	該当事項なし。
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	該当事項なし。	該当事項なし。
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	該当事項なし。	該当事項なし。

別紙様式３

機関・団体等名：岩手県教育委員会事務局保健体育課

特になし。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：岩手県警察本部　組織犯罪対策課

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	※　人身安全少年課より回答	※　左同
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	前年に引き続き、末端乱用者等に対し、パンフレット等を交付の上、再乱用防止の支援に努める。	薬物乱用者やその家族向けの薬物乱用防止の為のパンフレット「相談してみませんか」を県内各署に配分し、検挙した薬物事犯被疑者のうち、再犯防止が見込まれ、支援が必要と認められる末端乱用者等の対象者に交付することで、指導及び情報提供の体制を構築している。
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	１　組織犯罪対策の推進 県内での薬物事犯検挙状況から、覚醒剤事犯の再犯率の高さ、若年層を中心とした大麻の蔓延が顕著であることから、引き続き末端乱用者や密売人に対する徹底した取締りを実施する。 ２　犯罪収益対策の推進 乱用者や密売人の検挙を通じて密売組織の実態解明及び組織の壊滅に向けた取締りとともに、麻薬	１　組織犯罪対策の推進 令和５年の末端乱用者の検挙を端緒にＳＮＳを使用した薬物密売組織の存在が浮上し、約２年半の捜査により、同組織の首魁である住吉会系暴力団幹部を検挙し、同密売組織の壊滅に至った。 ２　犯罪収益対策の推進 乱用者や密売人の検挙を通じて密売組織の実態解明及び組織の壊滅に向けた取締りとともに、麻薬

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
	特例法を適用した犯罪収益剥奪を図る。 3　巧妙化する密売方法への対応 近年、密売の広域化のほか、秘匿性の高いＳＮＳを悪用した巧妙な取引等、その手法が変化していることから、これに対応した様々な捜査手法を駆使し乱用者等の徹底検挙を図る。 4　末端乱用者に対する取締りの徹底 全国的に大麻事犯検挙人員の増加に歯止めがかかっておらず、その傾向は県内でも顕著であることから、需要の根絶・供給の遮断・不法収益対策を重点に、あらゆる活動を通じた取締りを強化する。 ※ 本年９月末時点（暫定値）で、覚醒剤事犯で11人、大麻事犯で16人、コカイン事犯で３人を検挙している。 5　多様化する乱用薬物への対応 広報啓発活動を下記のとおり実施する。 ⑴ 警察発行資料や関係機関発行資料を有効活用し、管内情勢に応じてあらゆる機会を通じた乱用防止啓発活動を行う。 ⑵ 県警ホームページや各種広報媒体を活用し、県警からの薬物乱用に関する注意喚起を行うとと	特例法を適用した犯罪収益剥奪を図ったが、同法の適用には至らなかった。 3　巧妙化する密売方法への対応 サイバーパトロールや警察庁が運用するＩＨＣ（インターネット・ホットラインセンター）からの情報提供も活用し、サイバー空間における薬物密売事犯検挙に取り組んでいる。 4　末端乱用者に対する取締りの徹底 令和７年は、覚醒剤事犯で 10 人、大麻事犯で 25 人、その他薬物事犯で３人の計 38 人を薬物事犯で検挙している。 検挙人員中、少年の検挙は４名。 5　多様化する乱用薬物への対応 計画に沿って、下記の活動を実施した。 ⑴ 警察発行資料や関係機関発行資料を有効活用し、管内情勢に応じてあらゆる機会を通じた乱用防止啓発活動を実施した。 ⑵ 県警ホームページや各種広報媒体を活用し、県警からの薬物乱用に関する注意喚起を行うとと

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
	もに、「不正大麻・けし撲滅運動」に併せて広報活動や自生大麻・けしの発見除去活動を行う。 ⑶ 検挙した薬物事犯初犯者に対し、再乱用の防止に関する働きかけを行うとともに、薬物からの離脱支援に関する資料を交付する等、需要の根絶・流通の阻止に向けた活動を行う。 ⑷ テレビやラジオ等の広報媒体により、薬物乱用防止を県民に訴える。 6　関係機関の連携強化 ⑴ 「岩手県銃器・薬物取締り連絡協議会」定例会を通じ、関係機関との情報交換、連携強化を図る。 ⑵ 岩手県銃器・薬物水際対策協力員対象の研修会を開催し、薬物情勢の情報提供等を行い、引き続き協力体制の構築を行う。	もに、「不正大麻・けし撲滅運動」に併せて広報活動や自生大麻・けしの発見除去活動を行い、撲滅に努めた。 ⑶ 若年層への大麻の蔓延を防ぐ対策として、同年齢層に該当する県内の大学などで薬物乱用防止の講話を実施することで、薬物の危険性を広報し、若年層での薬物乱用防止を醸成している。 ⑷ 薬物乱用防止広報強化期間中におけるＩＢＣテレビへの出演やラジオ放送、県警公式ツイッターを活用した薬物乱用防止広報活動を実施した。 6　関係機関の連携強化 ⑴ 「銃器・薬物取締り連絡協議会」を令和８年１月に開催し、関係機関との情報交換、連携強化を図った。 ⑵ 岩手県銃器・薬物水際対策協力員制度により嘱託している水際対策協力員に対し、情報提供等を行い、情報収集に努めた。
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	1　関係機関との連携強化 県内に向けて密輸入される薬物に関し、関係機関と連携して、輸入者を検挙し、違法薬物の国内流通を阻止するとともに、花巻空港における国外からの	1　関係機関との連携強化 ⑴ 密輸入事犯においては、令和７年中、函館税関との合同捜査を展開し、大麻の密輸入で１人、指定薬物を密輸入した医薬品医療機器等法違反で１名を

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
	薬物密輸入事犯に備え、関係機関と連携し対応する。	検挙している。 ⑵　全国に波及する規制薬物密輸事件に対する連携強化の為、函館税関と合同でいわて花巻空港において実際の密輸入事犯を想定した想定訓練を実施した。
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	該当なし。	該当なし。

別紙様式３

機関・団体等名：岩手県警察本部　組織犯罪対策課

特になし。

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：岩手県警察本部人身安全少年課

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標１　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	**１　学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実** 警察官、少年補導職員、スクールサポーターを小・中・高等学校に派遣し、教育機関や県薬剤師会と合同で「薬物乱用防止教室」を開催して薬物乱用防止の規範意識向上を図る。 ※令和８年９月末現在、12 校 2,164 人に対し実施。 ※令和８年９月末現在、少年による薬物事犯は、麻薬等取締法違反で５人、覚醒剤取締法違反で２人を検挙した。 **２　有職・無職少年に対する啓発の強化** 岩手県警ホームページに、フィルタリングの必要性、薬物の危険性・違法性を広報啓発する情報を掲載するほか、掲載内容について随時見直しを図る。	**１　学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実** 警察官、少年補導職員、スクールサポーターを小・中・高等学校に派遣し、教育機関や県薬剤師会と合同で「薬物乱用防止教室」を開催して薬物乱用防止の規範意識向上を図った。 ※令和７年９月末現在、14 校 1,367 人に対し実施。 ※令和７年９月末現在、少年による薬物事犯は、麻薬及び向精神薬取締法違反で３人を検挙した。 **２　有職・無職少年に対する啓発の強化** 岩手県警ホームページに、フィルタリングの必要性、薬物の危険性・違法性を広報啓発する情報を掲載するほか、掲載内容について随時見直しを図った。

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
	3　家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化 ① 地域の各種イベントや会合時に、薬物乱用防止パネルや薬物標本を展示して薬物乱用防止啓発活動を実施する。 ② 警察本部人身安全少年課少年サポートセンターにおいて、電話相談及びメール相談を受け付けるほか、専用ダイヤル（#9110）により、24時間体制で警察安全相談を受け付ける。 また、各警察署にも相談窓口を設置し、対応に当たる。 **4　広報・啓発の強化** 薬物乱用防止広報強化期間に合わせた広報を実施する。 ① 警察官、少年補導職員、スクールサポーターを小・中・高等学校に派遣し、教育機関や県薬剤師会と合同で「薬物乱用防止教室」を開催して薬物乱用防止の規範意識向上を図る。 ② 交番・駐在所発行のミニ広報紙に薬物乱用防止広報の記事を掲載する（通年）。	**3　家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化** ① 地域の各種イベントや会合時に、薬物乱用防止パネルや薬物標本を展示して薬物乱用防止啓発活動を実施した。 ② 警察本部人身安全少年課少年サポートセンターにおいて、電話相談及びメール相談を受け付けたほか、専用ダイヤル（#9110）により、24時間体制で警察安全相談を受け付けた。 また、各警察署にも相談窓口を設置し、対応に当たった。 **4　広報・啓発の強化** 薬物乱用防止広報強化期間に合わせた広報を実施した。 ① 薬物乱用防止広報ポスターを関係機関に送付し、掲示を依頼した。 ② 交番・駐在所発行のミニ広報紙に薬物乱用防止広報の記事を掲載した。

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止		
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止		
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止		
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止		

別紙様式３

機関・団体等名：岩手県警察本部人身安全少年課

特になし

別紙様式２

岩手県内における取り組み状況について

機関・団体等名：岩手県保健福祉部健康国保課

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
目標 1　青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	①　くすりの情報センター事業の実施 （一社）岩手県薬剤師会への委託により、一般県民を対象として医薬品等の適正使用や薬物乱用の正しい知識についての啓発講座を 17 回開催した（10 月末時点）。 ②　薬物相談窓口事業の実施 薬物乱用の未然防止に向け、地域住民からの覚醒剤等薬物に関する相談に応じるため、９保健所に窓口を設置するとともに、講習会等を 13 回実施し、啓発を図った（10 月末時点）。 ③　覚醒剤等薬物乱用防止啓発事業 地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するために設置した薬物乱用防止指導員を活用し、各種会合等での啓発活動を行う。 ④　薬物関連問題相談事業の実施 岩手県精神保健福祉センターにおいて、薬物による精神障がいを有する者やその家族に対し個別相談に応じることで、薬物関連問題の発生予防と薬物依存者の社会復帰の促進を図る。	①　くすりの情報センター事業の実施 （一社）岩手県薬剤師会への委託により、一般県民を対象として医薬品等の適正使用や薬物乱用の正しい知識についての啓発講座を 21 回開催した。 ②　薬物相談窓口事業の実施 薬物乱用の未然防止に向け、地域住民からの覚醒剤等薬物に関する相談に応じるため、９保健所に窓口を設置するとともに、講習会等を 16 回実施し、啓発を図った。 ③　覚醒剤等薬物乱用防止啓発事業 地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するために設置した薬物乱用防止指導員による各種会合等での啓発活動を 352 回実施した。 ④　薬物関連問題相談事業の実施 岩手県精神保健福祉センターで、薬物による精神障害者やその家族から個別相談を 187 件受け付け、薬物関連問題の発生予防と薬物依存者の社会復帰の促進を図った。

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
	⑤　「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施 運動期間中にポスター、リーフレット等の配布による啓発活動を行う。 県内２ケ所（一関保健所、久慈保健所管内）において、生徒等の協力を得てヤング街頭キャンペーンを実施した。 いわて盛岡ボールパークに啓発横断幕を設置し、リーフレットを配布した（夏の全国高校野球選手権岩手県大会期間中)。 ⑥　厚生労働省の委託事業として開催された薬物乱用防止指導員研修会(10 月 29 日開催)への薬剤師会員（１名)、薬物乱用防止指導員（２名）及び保健所職員（１名）の派遣。 ⑦　病院等麻薬取扱施設を対象とした立入検査及び適正管理についての指導の実施。 ⑧　不正大麻・けし撲滅運動の実施 県内を巡回し、不正大麻 2,522 本・けし 6,263 本を抜去した。ポスター705 枚やリーフレット 1,673 枚を関係機関に配布した。 ⑨　広報媒体の活用による普及啓発の実施 SNS（健康国保課 X)、ホームページを活用した啓発を行った。 ⑩　危険ドラッグや大麻乱用防止啓発ポスターの作成及び掲示	⑤　「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施 運動期間中にポスター1,020 枚、リーフレット 5,600 枚を配布し、啓発活動を行った。 県内２ケ所（中部保健所、大船渡保健所管内）において、小学生等の協力を得てヤング街頭キャンペーンを実施した。 いわて盛岡ボールパークに啓発横断幕を設置した（夏の全国高校野球選手権岩手県大会期間中)。 ⑥　厚生労働省の委託事業として開催された薬物乱用防止指導員研修会(８月 29 日開催)への薬物乱用防止指導員（２名）及び保健所職員（１名）の派遣。 ⑦　病院等麻薬取扱施設を対象とした立入検査を 431 回実施し、適正管理について指導を実施した。 ⑧　不正大麻・けし撲滅運動の実施 県内を巡回し、大麻 13,633 本、けし 4,157 本を抜去した。ポスター787 枚及びリーフレット 1,860 枚を関係機関に配布した。 ⑨　広報媒体の活用による普及啓発の実施 保健所等のホームページを利用して啓発を行った。 ⑩　危険ドラッグや大麻乱用防止啓発ポスターの作成及び掲示

目　　標	第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえた取り組み等 （令和８年度実施状況・計画）	参考（令和７年度実施状況）
	青少年に対して危険ドラッグや大麻の危険性を周知するため、コンビニ、大学、高等学校及び関係機関等に掲示依頼を行う。 ⑪厚生労働省主催、薬物中毒対策連絡会議（盛岡市、９月８日）及び再乱用防止対策講習会（同市、同月９日）への参加及び県民への周知。 ⑫　ライオンズクラブ国際協会 332-B 地区主催、薬物乱用防止教育認定講師養成講座への講師派遣。	青少年に対して危険ドラッグや大麻の危険性を周知するため、ポスター1,750 枚を作成し、大学、高等学校及び関係機関等に掲示依頼を行った。 ⑪　ライオンズクラブ国際協会 332-B 地区主催、薬物乱用防止教育認定講師養成講座において講演を行った。
目標２　薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	特になし。	特になし。
目標３　薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	特になし。	特になし。
目標４　水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止	特になし。	特になし。
目標５　国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止	特になし。	特になし。

別紙様式３

機関・団体等名：岩手県保健福祉部健康国保課

その他、取組事項等特になし。

資料No.4

薬物関連相談窓口一覧

相談窓口	電話番号等	開設時間等	相談内容
少年サポートセンター （県警察本部人身安全少年課）	ヤング・テレホン・コーナー TEL　019-651-7867	月～金　9:00～17:00 （土日・祝祭日・時間外は留守電対応）	子どもの非行・家庭内暴力・いじめ・不良交友・犯罪被害など
	メール相談 岩手県警察本部人身安全少年課 HP 内の相談窓口からメール相談が可能	終日受付、返信は翌日（平日）	
警察安全相談 （県警察本部警務部県民課）	警察本部 TEL　＃9110（短縮ダイヤル） TEL　019-654-9110 その他各警察署	9:00～21:00	生活の安全全般に関すること
薬物依存相談 （岩手県精神保健福祉センター）	TEL　019-622-6955 FAX　019-629-9603	こころの相談電話 月～金　9:00～18:00	薬物依存者及びその家族が抱える薬物関連問題に関すること。
薬物相談窓口 （各保健所）	各保健所 県央 019-629-6588　中部 0198-41-3276 奥州 0197-48-2423　一関 0191-34-4691 大船渡　0192-27-9923　釜石 0193-27-5523　宮古 0193-64-2218　久慈 0194-66-9681　二戸 0195-23-9219	月～金 8:30～17:00	薬物関連問題に関すること

くすりの情報センター （(一社)岩手県薬剤師会）	TEL　019-653-4591 FAX　019-653-4592	月～金 9:00～17:00	「くすり」に関すること
青少年なやみ相談室 （県青少年育成県民会議）	TEL　019-606-1722	月～金 10:00～18:00 土・日 10:00～16:00 面談相談は要事前予約	青少年問題全般に関すること
	メール相談　　nayami@aiina.jp	24 時間受付	
麻薬・覚醒剤相談電話 （東北厚生局麻薬取締部）	東北厚生局麻薬取締部 022－227－5700 麻薬取締官ホームページ http://www.ncd.mhlw.go.jp	電話対応 月～金 9:00～18:00	薬物依存者、家族又は知人の薬物乱用問題に関すること